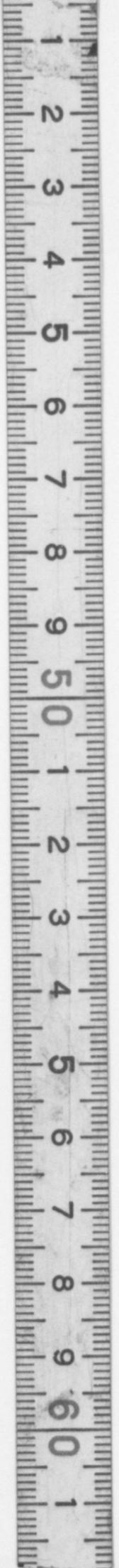


# 刑 政

第四十七卷 (昭和九年)



99A

# 刑政第四十七卷總目次

## 卷頭言

- 犯罪人審査の科學化とスベインの近業
- 教育的行刑と強壓的刑罰の對峙
- 有馬四郎助氏と留岡幸助氏とを悼む
- 行刑作業經營の一轉回
- 行刑に於ける人間學と人間審査方法の統一
- 第十一回國際刑法並監獄會議に就て
- カール・ストリス教授の業績
- 行刑事業の歸屬點
- プリズン・ワークとソーシヤル・ワーク
- 滿洲國留學生を刑務官練習所に迎ふ
- 囚人分類の實質主義
- 昭和九年を送る

正木亮

三	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	號
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	頁

## 論說・資料

● 累進處遇令と人格第一主義	鹽野季彦	二	四
● 刑務官の使命と教育行刑の具體性	鹽野季彦	三	四
● 刑務作業としての軍需工業に就て	鹽野季彦	六	五
● 行刑における思想的・倫理的・社會的及び國家的	牧野英一	一	五
● 累進制に於ける責任と希望との原理	牧野英一	二	〇
● 刑法の過去、現在及び將來	牧野英一	二	〇
● 累進處遇に於ける責任と自治	正木亮	二	八
● 少年犯人に對する行刑教育	正木亮	二	八
● 行刑における宗教と科學と國家	木村龜	二	一
● 累進制度の成立と發展	木村龜	二	一
● 罪刑法定主義の現代的意義	木村龜	二	二
● ナチスの保安及び矯正處分法	木村龜	二	七
● ナチスの行刑立法	木村龜	二	〇
● 行刑思想に於ける進歩と退歩	木村龜	二	二
● 累進處遇の教育的基調	青木誠四郎	二	二
● 行刑に於ける勞作協同體	青木誠四郎	二	九
● 累進制度と受刑者の科學的分類	吉益脩夫	二	七

No. 4222

# 刑 政

號 一 第	號 月 一	卷七十四第
洋行談片——教誨研究會修了式——刑務所だより——切抜帖から 練習生見學記——讀者の頁——海外異聞録——刑政俳壇	オスポーソンの義勇囚	千船生 56
海外時報		50
エルマイラ感化監の受刑者 接收手續 (完)	チエームス・エル・ マツカートニ	42
行刑における宗教と科學と 國家	木村 龜	25
行刑における思想的・倫理的・ 社會的及び國家的	牧野 英	5
犯罪人審査の科學化とスペ インの近業 (卷頭言)	正 木 亮	2

財團法人 刑務協會 發行

●去精の効果と適應に就いて	吉益 脩 夫	二
●行刑における法律關係と事實關係	武藤 文 雄	三
●假釋放制度の法律的・政策的考察	東 邦 彦	四
●徳川幕府の教育刑政策	細川 龜 市	五
●明治前期の監獄法	細川 龜 市	五
●行刑警察	寺 光 忠	三
●行刑に於ける教育的組織	寺 光 忠	七
●責任・意志と操行と	寺 光 忠	二
●集團散步に就ての考察	吉田 教 靈	三
●滿洲國監所之沿革	鈴木 裕	四
●集會の基調と工作實際	鈴木 裕	四
●最近に於ける司法省指紋事務の概況	今西 由 教	六
●情願にあらはれた收容者の情苦	小川 太 郎	七
●假釋放制度に關する實証的研究	金田 榮 三 郎	七
●英國に於ける刑務所人口の減少に就て	刑事學研究會	八
●修正受刑者處遇原則	船橋 虎 雄	九
	平野 宗 一 郎	一〇

●エルマイラ感化監の受刑者接收手續	チエームス・エル・マツカートニ	一
●ハンテイングドン少年刑務所に於ける新精神	レオン・スタン	三
●イタリアの保護會	ナサニエル・キヤンター	四
●刑事政策と優種學	ドクトル・ボーン	六
●少年犯罪は家庭の産物	テイ・サレンガー	七
●行刑改良二十三ヶ條	デー・マーセル	八
●ナチスの行刑革命	ナサニエル・キヤンター	九
●英國に於ける行刑政策の進展	シー・クレイヴァン	一〇

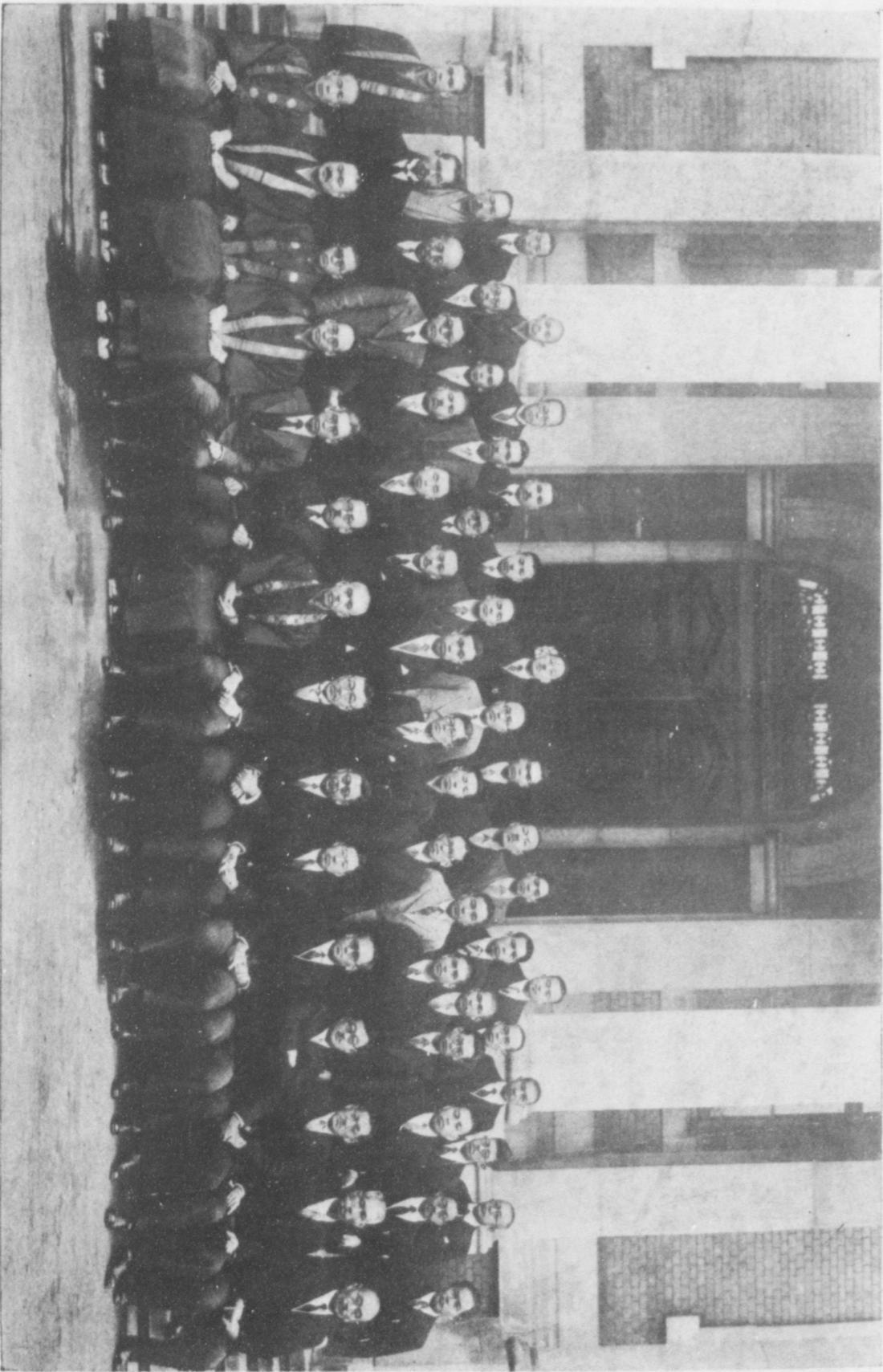
# 謹賀新年

昭和九年一月元旦

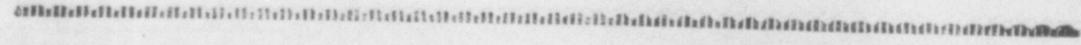
刑務協會

東岡	船正	芥	小	岡	吉	佐	谷	秋	鹽
邦五	津木	川	橋	部	田	藤	内	山	野
彦朗	宏亮	川	川	昭	律	乙	庄	季	季
		信	慶	常		二	太	要	彦
							郎		

平大	平野	野	阿	大	能	野	印	大	伊
居森	野宗	口	部	石	勢	尻	南	原	藤
三日	宗一	幸	清		弘	交	於	虎	忠
郎榮	郎喜	衛	武	忍	六	吉	菟	夫	次
							吉		郎



第七回教誨研究會修了式紀念攝影



# 刑

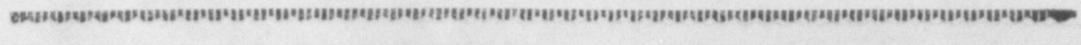
# 政

囚徒人審査の標本がスヘイ



卷七十四第

號一第



## 犯罪人審査の科學化とスペインの近業

犯罪人を科學的に審査し、その犯罪の原因、犯人の人格を明かにして犯罪防歴の基礎となすべしといふことは吾人の數年來力説し來れるところである。而して、吾人のその主張は既に昭和六年の假釋放審査規程にその片鱗があらはれ、今又本月一日より實施の行刑累進處遇令に更にその必要が明かにされたのである。しかし、犯罪人に對するこの科學的審査の必要はさし當り行刑關係者にのみ關心が持たれるのみで社會的などの程度の關心が期待し得られるかを思ふとき、わたくしは些か寂寞を感じざるを得ない。犯罪人の科學的審査はひとり行刑上の獨占事業ではない。否、むしろ檢察、裁判上に於てこそもつと必要であるとされるのが今日の刑事政策上の傾向であるのであつて、而もその傾向に對してわが司法制度は全く無關心の態度を有して居るのである。

而も、之を獨占的に取扱ふべき地位にある行刑に於ては僅々二、三の篤志研究家が汝々として討究を續けるのみで之に對し最も支持の立場に立たねばならぬ學者たちは口にくそ之を力説すれ自ら進んで科學的審査を指導援助しようとする者は見出すことが出來ない。

未だ自然科學が科學的審査に役立つほど發達して居ない我が學界であるがためか、或は科學者に熱心が足りないのか、とにかく最も熱望される心理學界と醫學界と刑事學界とは全く連絡がついて居ない。そこに吾人が常に要望し而も行刑當局がその必要を叫ぶに至つた科學的審査の組織立てられるの困難なることを思はしめるのである。行刑當局が法令を以て自然科學者に叫びかけるその聲に自然科學者は何故に答へないの

か、そこにわたくしの小さな學的不満があるのである。

わが國に於けるかかる状態に反してスペインに於ては司法省から一九三三年度の事業として犯罪生物學に關する中央研究所の設置が公表された。この種の研究所は今日までに既にベルギー、ザクゼン及びオーストリア等に設けられたのであつてスペインのそれも亦略之等と軌を一にするところはある。しかし、とにかく遅ればせ乍らもこの種の機關の設けられたことに對し吾人は羨望を禁じ得ない。

スペインに於ける右研究所はマドリッドに作られその組織は司法大臣の訓令によつて發せられた。その訓令の内容を要約すれば刑事學上の審査所には試験的に犯罪生物學的事務を伴ふ精神病學的設備を附置すること、生物學的事務の任務はマドリッド刑務所内の男女收容者の總てに對して組織的科學的考查をなすこと、精神病學研究所と生物學的事務の研究所の指導は刑事學上の審査所に於けるプシコパトロジーの教授に委ねられること、犯罪生物學的の考查には精神病の専門醫が當ること、さうして服刑すべき犯人の考查は受刑刑務所に委ねられること等である。

スペインのこの近業によつて吾人は茲に犯罪の研究、犯人の分類等に關して益々犯罪生物學及び精神病學と刑事學との近接連絡の必要を痛感するものである。

而も、今日のわが醫學界に於て生物學の研究がどの程度に進められて居るか、又精神病學界に於て果してどの程度に犯罪精神病學なるものが概念づけられて居るかを知らない。

少くとも、わたくしはわが學界にベルギーのヴェルヴェツクの如く、又グラーツのアドルフ・レンツの如く而してマドリッドのクインチリアノ・サルダニヤの如く犯罪生物學的知識の一般普及に力を盡す者の必要を感じるのである。そして、少くとも、人間を扱ふ限りの者、例へば警察官にしる、檢事、判事にしる乃至

は刑務官にしる犯罪生物學に關心を持つべき必要を痛感するのである。

わたくしのこの二つの要望が容れられざる限りわが國に於ては永久に刑事科學化の問題は實ることがないであらう。さうして、犯罪防壓問題はいつまでも懸案のままに残されて行くであらうことを斷言することが出来る。

希くば自然科学者の間にこの點が着眼され、刑務官諸君にそれら諸科學に對する理解が普及せんことを切望し、併せてわが國に犯罪研究所設置の機運の促進されんことを待つことが切である。

昭和八年十二月十九日夜

正木 亮

### 行刑における思想的・倫理的・社會的及び國家的

牧野 英

- 一 行刑論における方法論
- 二 行刑と倫理觀の改造
- 三 行刑の社會化と文化國理念

思想として、行刑における教育刑主義は何を意味するか。いひかへれば行刑における教育刑主義と害惡刑主義すなはち、目的刑主義と應報刑主義とは、思想としていかなる意味においての對立を爲すものであらうか。

わたくしは、今、現代における思想上の論争が、畢竟いかなる點において争はれてゐるかを考へることから避け、反對に、行刑上の論争を思想として批判することから、思想一般における對立乃至歸趨がいかに理解せらるべきであるかを考へて見たいとおもふ。わたくしは、思想一般に關する論争がしかく紛糾してゐる間において、行刑上の論争が、おのづから事を明かにするものであることを信ずる。——ここに、まづ、行刑問題の思想的意義が成立するのである。

第一に思想定立の方法が考へられねばならぬ。第二に、定立されたる思想の内容が考へられねばならぬ。

二 方法論としての行刑論上の争において、一方は、實證的なる立場において理想を構成しようといふのであるし、他方は、観念的なる立場において當爲を演繹しようといふのである。すなはち、一方は實證科學的な所與を考慮し、この所與と相適合するものたらざるべからざるものとして行刑上の理想を組織立てようとするのであるし、これに對し、他方は、専ら心理的な観念的な信條を基礎とし、これに因りて、形式論理的に行刑の内容を論定しようとするのである。

刑は應報としての害惡である、といふのが廣く承認されてゐる信條である。この信條は、この理論的なることが自明であるとして取扱はれてゐる。倫理的な事項の論議において、この提言は、從來、先驗的なものとして容易に受け容れられることが一般であるのである。

しかし、かやうな信條に對しては、二つの方面から批判が加へられるのである。第一に、世上の一般がかやうな信條を持つてゐることは疑ひのないところであるが、これは、一の事實として心理的なものたるに過ぎない。かやうな心理的な事實は、それが、ただ一の事實であるといふだけで、果してどれだけの價值乃至當爲を主張することを得るものであらうか。事實は當然に當爲を包容するものでない。應報的心理の存立を證明することからして、論理的に、應報の價值としての意義を證明するわけにはゆかない。

第二に、吾人が今現に具有してゐる應報思想を、その發生と變遷とについて考へるときは、そこ

に一の進化現象を見受けることができる。この事實は、一方においては、兒童心理を取扱ふことに因つて理解し得ることであるし、他方においては、刑罰を社會學的に且つ歴史的に考察することとに因つて認識し得ることである。われわれは、この進化現象をいかに省察し、いかに解釋すべきであらうか。

三 われわれは、一方において、われわれの生活に進歩がなければならぬことを信ずる。進歩のないといふのは努力のないことを意味する。努力のない生活といふのは燃えざる火といふが如きに歸着するものである。この意味において、生活とは、畢竟、進歩の追求といふことに外ならない。しかも、進歩を追求するところには、常に、傳統に對する批判がなければならぬ。自明的なるものとされ、先驗的なるものとされてゐるところに就いて、疑ひをさしはさみ、證明を促がし、醇化し、止揚し、もつて、次元の層高きを求めねばならぬのである。ただ、その批判が實證的なるものを缺くにおいては、事はおのづから、空想となり破壊とならねばならぬ。われわれは批判を捨てるべきでない。ただ、その批判において實證的ならざるものなきやをみづから反省せねばならぬだけである。批判は、傳統に拘束されてはならぬの意味において常に自由でなければならぬ。ここに自由主義の基本がある。しかし、實證的たらねばならぬの意味において、傳統を反省せねばならぬ。ここに保守主義の機能が存立する。

四 われわれは、しかく進歩を欲求すると同時に、他方において、われわれの生活に進化の成立することを認める。進化のない生活といふのは、事物に對し平を得むとするの傾向を否定する

もので、それは流れざる河といふが如きに歸着するものといひ得よう。法律學は、十九世紀の初頭以降、われわれの生活に流轉あることを知らしめた。それは、まづ、歴史學派であつた。さうして、十九世紀の中葉以降發達した進化論は、はじめ生物學から事をおこして、その後、われわれの社會が、やはり、進化を重ねるものであることを明かにすることになつた。それは、いふまでもなく社會學である。社會學は、社會現象の法則性を明かにし、進化が一定の順序と階段とを経て進捗するものであることをわれわれに教へたのであつた。されば、われわれは、いかに進歩を欲する場合においても、進化の法則を反省せねばならぬのであるし、また、同時に、いかに變遷を呪ふにおいても、進化が當然に必至的なものであることを考慮せねばならぬのである。されば、自由主義の立場における批判は、常に進化の法則性を反省せねばならぬの意味において、批判の定立につき謙虚でなければならぬと同時に、保守主義の立場における控制は、常に、進化の必至性を考慮せねばならぬの意味において、自己の機能の當然の範圍を守らねばならぬのである。かやうにして、ここに、進化現象に對する解釋といふ問題が起るのである。

五 實證的な見地において考へるとわれわれのいはば先天的に具有してゐる應報思想は、發生的に批判を受けねばならぬと同時に、十九世紀の刑法論がしかく哲學的に構成したとされてゐる應報理論も亦おなじく一の心理的社會的現象として批判を受けねばならぬのである。心理的事實としての應報思想は、素朴的な、むしろ無意識的な反動乃至復讐からして、漸次に、反省的な意識的な最近の國家的刑罰にまで進化したのである。侵害に對する反動の國家化、すなは

ち國家的刑罰といふ現象を復讐に比較して考へよう。さうして、その國家的刑罰としての中世の威嚇刑を近代の自由刑制度に對比してかへりみよう。この進化を看取し、この進化に就いて、文化のまさに赴かむとするの方向如何を省察するときわれわれは、おのづから、刑を單に應報とし、害惡とすることの思想に對し、批判を施さざるを得ないのである。刑を單に應報とし、害惡とするだけでは、刑がいかに進化するであらうかを豫見することもできないし、刑をいかに進歩せしむべきかを考察することもできないのである。

かやうな立場において、理論としての應報刑主義を批判して見ると、これは、中世の文化に對する近代の自由主義を意味するのである。應報刑主義は、十九世紀當初において、三權分立論と結びつくことに因つて、一方においては、罪刑權衡論を主張し、他方においては、罪刑法定主義を組織立て、それが個人主義的思想として封建的思想を解消し、それが自由刑の發達を促がして、刑の威嚇性を著しく緩和したのであつた。十九世紀の當初における應報刑主義の社會的文化的機能を批判して見ると、個人の地位が承認せられ、確立せしめられ、安定せしめられたところに意義が存するのである。この意味において、應報刑主義は、實は刑の害惡性を主張したものではなくして、刑に存する害惡性の緩和を要求したものである。さうして、公法における立憲思想、私法における所有權及び契約の自由の原理と相並んで個人主義を大成した。されば、かやうな立場において、自由主義は同時に個人主義であつたのである。さうして、その意義において重要な文化的機能を營んだのである。

六 　しかし、批判原理としての自由主義は、個人の自由を主張することと終始するに止まるべきものでない。何となれば、個人の自由は、個人が合理的に行動することを豫定することに因つてのみ許容せらるべきものである。そこに、事實上の恣意と道義的な自由とが厳密に區別して理解されねばならぬ。されば、十九世紀の過程において、個人の自由がその合理的な埒を越え、權利の濫用といふことが意識せられるに及んで、公法と私法との領域においても理論が修正されねばならなかつた。そこに、新たに、文化といふことが考慮され、協調といふことが反省され、さうして、その結果、自由法論が樹立されることになつた。この意味においての自由主義は、批判主義たることを意味する。それは、個人主義たることを意味する従來の自由主義を新たに批判したところに成立したものである。されば、自由法論は、むしろ文化法論とも呼ぶべきであらう。乃至協調法論ともいふべきであらうか。十九世紀の個人主義が漸次分解しつつある點において、新たな或ものを構成しようとするものである。

刑法におけるかやうな文化主義は、害悪としての刑を適當に處理せむとするところに成立する。すでに應報刑主義は刑の緩和化を主張したのであつたが、新らしき文化主義は、單に量的に緩和するといふのでなくして、之を質的に改造しようとするのである。單に個人の地位を確認するばかりでなくして、個人と社會との關係を協調せしめようとするのである。刑法の範圍においても、文化主義はやがて協調主義であつた。さうして、自由法論的思潮としては、刑法の運用において、従來の客觀主義に對する新らしき主觀主義を明かにした外に、大に仕事を刑事政策の

方面に擴げたわけであつた。

かやうにして教育刑主義が樹立された。教育刑といふ語は、常識的には、奇矯なものであるらしい。學者の間にさへ、教育刑は、監獄の施設を直ちに一變して小學校乃至一般の病院とおなじものたらしめむとするものだ、とする者があるくらゐである。されば、われわれは、やはり、リストの用ひた語に従つて『改善』としておけばいい。改善刑主義がかくして主張されることになつたのである。

七 　教育刑論は、一の思想である。それは、突飛な改革案を主張せむとしてゐるのではない。それは、ただ、刑罰現象における事物の進化を説明するの原理たるに過ぎないのである。それで、この原理は、刑罰を單にその靜的な或斷面において理解せむとしたものではなくして、過去の由來から將來の當來にわたつて、廣くその動的な變遷に就き、事物の本質を把握せむとするものである。

教育刑論は一の思想である。それは人の動もすれば誤解してゐるやうな革命的な變動を主張するものでない。ただ、事物の變遷をたづねて當來の推移を豫見すると同時に、その進化に適應すべくわれわれの行動の方針を示唆するものであるのである。われわれは、教育刑論的に事を考へることに因つてのみ、現在のものをよく理解し、よく把持し、さうして、更に、改造し、更構成し、發展せしめることができるのであるし、又、しかすることが、實に、文化的に且つ倫理的に行動するゆゑんのものであることを考へ得るのである。

一、それで、何故に、教育刑論が、應報刑論に比して文化的であり倫理的であるかを考察せねばならぬのである。應報刑論者は、應報の倫理的なることをもつて先験的なるものとし、ひたすらこれを叫ぶことに因つて、その倫理性が明かにされるものとし、それに因つて、教育刑論を非倫理的なものだとしてゐるのである。

わたくしは、應報刑論者が、しかく應報の倫理性を叫ぶのに對し、わたくしも亦教育の倫理性を叫ぶかともおもふ。犯罪人をさへ教育し、これを國家に同化せしめることが、何故に非倫理的であるか、その倫理的なことが何故にしかく認識され得ないのかと。

しかし、これに對して、應報論者はまたいふ。いかに教育刑を高らかに叫べばとて、刑を教育化することは、事實としてできないことである。が、これに對しては疑ひがある。第一に、教育刑は果して現實化することのできないものであらうか。さうして、第二に、教育刑の非現實化を主張することは、何故に、害惡刑論の合理的根據を説明することになるのであらうか。この第一の問題は、事實の實證に關するものである。さうして、これを肯定的に考へることができれば、第二の問題はおのづから解決せられることになるものである。さうして、不幸にして、さし當つての行刑の改良に教育刑主義を全うし得ないものが多いとしても、そこには教育刑以上のものを考

へねばならぬことにこそなれ、應報刑論にあともどりせねばならぬ理由は成立し得るものであるまゝ。

論者更にいふ。教育刑論は要するに社會防衛論である。社會防衛といふが如きは單純な功利主義に外ならない。もつて倫理觀として取扱はるべきものでない。と。わたくしは、單純な功利主義が倫理觀として不十分なものであることを論者と共に信ずる。しかし、社會防衛論は應報刑論を批判するところに成立したものであることを考へねばならぬし、又、教育刑は、その社會防衛説を醇化したところに構成されたものであることを考へねばならぬ。

二、まづ、何故に、社會防衛説が應報刑論を批判するところに成立したか。

惟ふに、自由刑本位の十九世紀の刑法は、封建刑法に比して、系統を全うし、論理を整然たらしめたものであつた。しかし、この刑罰は、一方においてはあまりに重いものであつたし、他方においてはあまりに軽いものであつた。こゝが、理論的には、實證的に氣づかれ、證明されることになつた。あまりに重いといふのは、その刑法の運用上、多くの場合に宣告せられた短期自由刑が、犯罪人をより悪化させるといふ事實が著しかつたことである。あまりに軽いといふのは、十九世紀の過程においてあらはれた累犯殊に常習犯の現象が、その短期自由刑をもつてしては、少しも鎮壓されたと認められ得ないことになつたことである。かやうな次第で、哲學的であり論理的であるとされた刑法乃至刑法理論が、しかく實證的見地から批判されねばならぬことになつ

たのである。

換言すれば、社會は、刑法がもつと效果的に實際上の機能を營むことを要求することになつた。これと同時に、犯罪人に關する實證的研究がイタリヤ學派を基點として勃興し、從來の刑法理論の根柢となつた自由意思論乃至その上に築き上げられた傳統的な責任論に對し疑ひをさしはさましめることになつた。かやうにして社會防衛論が主張されることになつたのである。右の意味において、功利的なる社會防衛論は、理論の發展上、應報刑論に比し次元の低いものではなく、却つて、一次程の高きに位するものであることを考へねばならぬ。その理論が防衛といふが如き功利的な色彩を持つてゐることを舉げて、その形式から、これを應報刑論のいはばイデオロギイに比し、次元の低いものだとするのは、學說の進化過程を考慮におかないものだといはねばならぬ。

しかし、社會防衛論には、いふまでもなく、更に一次程の進まねばならぬものがあるのである。それは、防衛論が應報刑論と共に闘争主義であるといふ點である。應報刑論は正義のために犯罪人と闘争し、防衛論は社會のためにおなじく犯罪人と闘争するのであつた。しかし、その正義といふことを考へなほし、更に、防衛論的いふ功利的な考へ方を正義といふ考へ方に因つて調整して見ると、應報刑論から一步をすすめた社會防衛論は、自己の防衛論を徹底し、更に應報刑論に内在する正義を反省することに因つて、闘争主義以上の或ものたる防衛論にまで向上せねばならぬわけである。

かやうな論理的必然性と相伴つて、十九世紀の後半期においては、二つの注意すべき事實が生じた。その一は、國家の實力の發達であり、その二は實證科學及びその應用の進歩であつた。國家は、犯罪の増加殊に累犯率の上昇にもかかはらず、國家としての實力において大いに發展を重ねたものがある。犯罪の増加といふ現象に對しては、十分の考慮をめぐらさねばならぬにしても、それに對し、相當の餘裕をもつて、焦躁なく策を講ずることを得るまでになつた。さうして、犯罪現象に關する實證的研究がその社會學的法則を明かにするにつれて、犯罪人に對し、無用な害惡を避け、技術を適當に組立てることになつたのである。かやうにして、刑罰は、單なる害惡といふことから進んで、政策的な意義と内容とを具有することになつた。

されば、刑事政策における理念上、國家と犯罪人とは相争ふものでないのである。從來の罪刑法定主義では、刑罰に對して『犯罪人を擁護することが必要とされるのであつたが、しかし、今や、罪刑法定主義はその意義と精神とを一變せねばならぬことになつた。學者の言に依れば、新らしい罪刑法定主義では、刑罰に依つて『犯罪人を擁護することが必要であるとされるのである。

かやうなのは、社會と個人との調和といふことを、刑法の方面において、考へてゐるものである。果して、功利主義だとして、正義觀、倫理觀からは遠いものとされるべきであらうか。

三 しかし、一派の論者は、刑罰をしかく教育化するといふことは、現實としても事實でないし、理念としても許すべきことでないといふのである。さうして、資本主義的社會組織の現下において、かくの如きを主張することは、無意義なことだ、といふのでもある。

右の趣旨の非難は、思想上相對立すると稱せられる兩派の人人から教育刑論に對して與へられてゐる、そこで、わたくしは、まづ、現實に對する觀察から事をはじめて、右のそれぞれに答へることにしたい。

わたくしは、まづ、應報刑論者が、實はその應報の倫理性をもつて重要な教育的意義あるものとしてゐることを挙げねばならぬ。かやうな意義においての教育刑論に對して非難を挙げたのが何人であるかについては、今、必しも特にわたくしが指示するを待たないことであらう。さうして、かやうないはば觀念的な教育刑論——實は應報刑論——に對して、新らしく實證的な立場において教育刑論が主張し出されることになつたのである。一派の論者が、今日、右の應報論的教育刑論に對する非難を援用して、新らしい意義における教育刑論を攻撃してゐるのは、ここでは、考慮に加へる必要があるまい。

觀念的な教育刑論から離れて、實證的に、刑法乃至行刑を改造することに因り、われわれは、事實として、效果の見るべきものを相當に挙げつつあるのである。これは、執行猶豫と假釋放の事實だけで、明かにされ得ることである。

そこで、まづ、應報刑があまりに重いといふ方面に對しては、われわれは、例へば、公訴の便宜主義乃至刑の執行猶豫といふやうな制度を考へてゐる。わたくしは、或論者が、執行猶豫に關聯して、それがコムモンローの國においては、はじめられた制度であるといふことを理由として、應報刑論に依つて理解すべきものとしてゐるのを知らぬではない。しかし、わたくしは、アメリカ乃至イ

ギリスのその社會事業家が應報思想を貫ぬくために執行猶豫の制度に思ひ及んだのだとは考へ得られない。これは、多數の學者が指示するやうに、豫防思想に基いたものであり、すなはち、教育思想を豫定したものである。さうして、その意味において世界的にひろがつたのである。かやうな制度の現實的意義については、この上特に説明を重ねねばならぬものは、あるまい。

應報刑があまりに軽いといふ方面に對しては、累犯特に常習犯人の特別なる處遇が考へられてゐる。これに對しては、教育といふことが特に困難だとされねばならぬ。止むを得ずんば、さし當り、われわれは、單純な離隔をもつて甘んじなければならぬことになつてゐる。しかし、われわれは、これ等の者に對してさへ、これを適當に處遇することに因つて、その者に對する社會的復歸の希望をなげうつべきでないかと考へねばならぬ。現實としての行刑には、まだ改良されるべき多くのものがあることは事實である。しかし、現在の事情の下においても、かやうな者にさへ假出獄の許されるまでに事の進捗した事實は決して稀でないのである。わたくしは、教育刑に對する努力が今日において決して現實化されてゐないものとはおもはない。假出獄の實況には、前途なほ、その發展を豫想せしめるものが大きい。

いふまでもなく、行刑の教育化に對して重大な障害を與へてゐるのは、短期自由刑である。さうして、短期自由刑の宣告のしかく頻繁なのは、一に、應報刑思想に基いてゐるのであること、いふまでもない。

しかし、重ねていへば、行刑には、まだ改良さるべき多くのものがある。われわれは、少くとも、一

般の機會犯人に向つての累進處遇の實施が、刑をして單なる害惡として止まらしめてゐないとおもふ。今日の事情があまりに不完全であるからといつて、教育刑を排し、やはり應報刑でなければならぬといふ理由は、毫もそこに成立し得ない。教育刑に對する努力が更に進捗した曉において、不幸にも、その効果が著しくないとして、われわれが教育刑以上の或ものを創意せねばならぬことになるかも知れぬといふことはいひ得よう。しかし、應報刑に復舊せねばならぬ理由は、どうしても發見し得られない。われわれは、對犯罪政策として、刑の教育化だけでは事を十分に解決するものだと考へてゐないので、一般社會政策といふことが更に重要視されねばならぬことを強く主張するのである。われわれは、かやうな豫定の下に刑の教育化を考へてゐるのであることを明かにしておかねばならぬ。

それで、資本主義の社會組織の下において教育刑は矛盾の外の何ものでもないといふのは、應報刑を支持しなければならぬ理由となるものでないばかりでなく、教育刑論に内在する積極的意義を理解しないものでもある。現在の社會組織が大いに犯罪の原因を爲してゐることは疑ひなく、さうして、その故に、社會政策が資本主義的制度を漸次に修正せねばならぬのは亦當然である。その間において、刑事政策も、亦、一般政策と相伴つて仕事をしてゆかねばならぬものである。るのであるから、この意味において、刑の教育化といふことについては、現在の社會組織を適當に修正し發達せしめるの思想が豫定されてゐるのである。すなはち、教育刑は、現在の社會に對し受動的な立場に立つものでなく、社會の發展を期する積極的な意義を包含してゐるものなのである。

ある。應報刑を主張する一部の論者が、資本主義的社會組織を難じて教育刑を排斥せむとするのは、その應報刑に依つて、果して何ものを期待してゐるのであらうか。わたくしは、資本主義を謳歌することに因りて應報刑を主唱する論者と、資本主義を排斥することに因りて應報刑を高調する論者とに對し、由來、それを共に法律的消極主義に外ならずとしてゐる。それは、全く、右の趣旨に外ならない。

四 われわれの主張をもつて道徳的に無色なものとし、倫理觀を無視するものだとした論者がある。しかし、刑法における實證主義がしかく道徳的に無色だとされるのは、舊來の應報論における倫理觀を捨てるといふだけの意味のものである。傳統的な倫理觀には、それに固有な文化的機能があつた。しかし、われわれは、事物の進化において、一定の文化的機能を營んだ原理は、それに因つて發達の遂げられた進化階程に對し、むしろ非文化的なものになるといふ事例を、あまりにも多く目撃するのである。これはいふまでもなく、進化現象における常則である。われわれは、本能化した倫理觀を破壊するといふやうなつもりはないが、しかし、倫理觀がただ本能的に叫ばれるやうになつた場合においては、それを更に批判し、更に修正し、更に發展せしめねばならぬと考へざるを得ない。この意味において、教育刑は倫理的に無色などころでなく、却つて新らしき倫理觀を構成しつつあるものである。

一 論者の或者が、教育刑主義をもつて社會主義だといつた。惟ふに、個人を本位として事を考へるのでなく、専ら社會を基礎として事の進歩を論ずる者を目して社會主義だといふのである。考へるならば、それは、社會本位論でもあり、進歩主義でもある意味において、まさしく社會主義である。しかし、いふまでもなく、社會主義といふ語には、一種のいはば政治的な意味を具有する不純なものとして取扱はれる場合が少くない。かやうな意義においての社會主義は、刑法上の論議として、今、われわれの關知してゐるところでない。されば、學者に依つては、新らしき思想を目するに『用語の科學的な正當な意義においての社會主義』とことわつてゐるものがある。しかし、やはり誤解を避けるがためには、社會主義といふ語を排斥するのがいい。學者は『刑法の社會化』といひ、又『刑法における社會連帶主義』といつてゐる。

法律の社會化といふことは、法律をして社會全體のための法律たらしめることをいふのである。その故に、法律は、社會における弱き者を保護せねばならぬとされてゐる。法律の十九世紀から二十世紀へわたつての趨向は、弱き者としての小兒、婦女乃至勞働者、病者を救済し保護するに在つた。さうして、刑法の領域においては、犯罪人をもなほ社會の弱者としてこれに社會的保護を與へようといふのが教育刑論の要點である。犯罪人をもこれを救ひ、これを社會の一員として生活せしめ得ようとするところに、また社會それ自體を強からしめむとするの趣旨が成立するのである。

社會連帶論は、社會の全體が、社會のすべての事項について連帶の責に任せねばならぬことを主張するものである。かやうな立場から、自由競争に代へて相互主義的な組織が漸次に發達してゐるのであり、畢竟、社會政策といふのは、かやうな組織を、いかに仕組み、いかに發展せしむべきかに在るのである。かやうな思想は、一方において、權利の濫用といふことを論じてゐる。これは、權利に關する傳統的な思想上、まさに逆説的ともいふべきものである。さうして、他方において、犯罪人に對する教育刑といふが如き、おそらくは、また一見おなじく、刑罰に關する傳統的な思想上、逆説的な原理を構成することになるのである。犯罪の發生については、社會が連帶的に責任を感じねばならぬ。従つて、また、犯罪の處置についても、社會は、連帶的に事を營まねばならぬ。連帶責務の原理の上に事を論ずる以上、應報刑論は、全然無意味であるといはねばならぬ。

二 論者の或者は、教育刑論をもつて、あまりに國家的だといつたのがある。わたくしは、曾て、刑の宣告はよろしく長期たるべし、さうして假出獄の制度をもつてこれを調節すべし、と主張したことであつた。かやうな思想は、あまりにも官僚式であり、あまりにも國家主義的であるといふのである。しかし、教育刑といふ立場から考へて、短期自由刑は全く無意義のものである。一派の論者が、今日の行刑をもつて、害惡刑の外の何ものでもないとしてゐるのは、畢竟、短期自由刑の宣告が教育刑の實をして行はれしめざることに歸着するのを指稱するだけのことである。國家をもつて、行刑につき、犯罪人を教育するの責務あるものとするにおいては、刑期の宣告は不定期的なるを本義とすべきである。ただ、不定期刑なるものは、未だ十分世の理解を得るところとなつてゐないため、われわれは、別に假出獄の制度をもつて、事を調節することにしてゐるのである。

ある。國家に對して、重大なる責務を認める。以上、國家の權能はこの點において十分廣汎強大でなければならぬ。若し夫れ、國家權力の濫用をおそれわかれれば、行刑上、一方法として、民衆的要素の參加といふが如きを考ふべきである。刑務委員會の制度の如きは、陪審制の精神を陪審の彼方に發揮せしめたものといはねばならぬ。さうして、同時に、科學的要素として、實證科學に關する専門的知識の行刑に對する參加が、また十分尊重されねばならぬのである。

三 論者の或者は、右と反對に、教育刑論をもつて、あまりに非國家的だとし、單に個人的なものだとしてゐる。第一に、ドイツの事例において、教育刑論の結果、刑が甚だしく寛大化し、短期自由刑が多くなつてゐるとされてゐる。又、第二に、教育刑論の特別豫防主義を目して、眼中ただ個人たる犯罪人のみあつて國家を考慮するところがない、としてゐるのである。ドイツにおけるナチス一派の刑法運動は、特に右の二點を高調し、刑の害悪性を強め、一般豫防に力を致さねばならぬとしてゐるとされてゐる。

しかし、教育刑論が短期自由刑を主張してゐるといふことは、事實として、全然根據のないことである。教育刑論は、短期自由刑を排斥するがために、一方においては、執行猶豫の更に大に適用されねばならぬことを説き、同時に、他方においては、常習犯に對する強き方策を高調してゐるのである。

教育刑論は、受刑者に對し、刑が當然に害惡として作用しつつも、それが教育として作用するのに支障を與へるものたることを欲しない。現實の社會には、受刑者の生活よりも更に程度の低

い生活をしてゐる者が少くないのは事實である。しかし、問題は、必しも、受刑者の生活を更に下らしめることでなくして、一般良民の生活を更に向上せしめるの方策如何に存するものではないからうか。實際の下級生活までに監獄生活を引上げるべきではなくして、少くとも適當な監獄生活の水平線まで、實際の下級生活を引上げるやうに政治が經營されねばならぬのである。

次に、教育刑論は、刑の一般豫防的作用を無視したことはない。しかし、害悪性の強度な刑が、それだけで、刑として當然に一般豫防的作用を營むものとは考へない。刑は、いふまでもなく、無用な害惡であつてはならぬ。受刑者の教育に必要な程度を越えて害惡的行刑を敢てすることは、社會の一般をして果して刑に悦服せしめるゆゑんのものであらうか。刑は、重かるべきに重きと同時に、輕かるべきに輕きことに因りてはじめて一般豫防が期待せられ得るのである。さうして、一般豫防のためには、刑の強さと離れて、刑事司法の敏速と確實とが特に重要視せらるべきである。刑の害悪性を主張することに因つて、一般豫防の全うせらるべきでないことは、人類が、歴史上、相當に經驗を重ねてゐるところといふべきではなからうか。

教育刑は、受刑者を改善せむと欲する。さうして、しかくこれを改善することが、同時に、國家にとり、社會にとりて、最も賢明な合理的な方法であると考へるのである。應報刑論者は論じて、國家は、犯罪人に降伏すべきでないとしてゐるが、それは固よりのことである。しかし、教育刑は、その論者たちが主張してゐるやうに、國家をして犯罪人に降伏せしめるものでない。國家は、一方、犯罪の因つて來るところを察してみづから反省せねばならぬと同時に、他方、犯罪人に對しては

これを自己に同化せしめようとするのである。應報刑害惡刑における鬭争主義反撥主義に對して、教育刑の同化政策を考へ合せるとき、われわれは、いづれをもつて、より多く國家を考慮したものと爲すべきであらうか。

四 ただ問題となるところは、國家が現在において、しかく教育刑を行ふだけに十分の餘裕を持つべく強いのか、又、これを目的的に實施するだけに十分賢明であるかである。權力としての國家の力の弱いところには、教育刑は行はれ得ない。そこには、國家的焦躁があるだけのことである。惟ふに、國家に十分の權力の内在してゐることが、國家をしてその文化に機能を發揮せしめるゆゑのものである。さうして、同時に、國家はその文化的機能を發揮すべく十分の技術を持たねばならぬのである。素朴な觀念論は、決して、事を大成するゆゑのものではない。

刑、殊に行刑は、國家の權力の實現化である。傳統的な罪刑法定主義は、國家のかやうな實現化を、法律に依つて控制しようとした。しかし、今、教育刑論は、新たな罪刑法定主義に依つて、國家のかやうな權力の實現化を、文化的に、合理的に、倫理的に、社會的に發揮せしめようとしてゐる。これが、かの法治國理念に對する文化國理念である。さうして、かやうな意味において、教育刑論は、最も國家的な思想である。刑法の領域においては、教育刑主義に依ることになり、國家は、その強さと、大きさと、従つてまた、文化性と倫理性とを發揚することになるのである。

### 行刑における宗教と科學と國家

— 昭和八年の行刑學についての回顧と展望

木村 龜 二

- 一 はしがき——『行刑累進處遇令』
- 二 行刑における宗教教誨の價值
- 三 犯罪の科學的研究とその適用
- 四 行刑における國家の理念と任務
- 五 餘論

一つの思想なり制度なりが、理論的に正しいものであり善いものであると論定せられて居つても、それを現實の制度として實現するには、單に經濟的根據のみならず、これを實行するところの人の勇氣と果敢とを必要とするものである。特に、行刑の如きに在つては、永い傳統と偏見と保守的精神とにとりまかれて居るだけ、その改革は困難を持つものと考へられる。然るに、日本

の行刑當局は、最近、萬難を排して新思想と新制度とを實現せんとするの努力を示して來た。昭和六年における『假釋放審査規程』は、日本の行刑史上において一のターニングポイントを形造るものと謂ひ得るのであるが、この規定の中心となつて居る人格調査の原理は、犯罪人處遇の個別化といふことを具體化したものであつた。従つて、この犯罪人處遇の個別化の最も重要な歸結の一としての累進制は、又當然の結論として、假釋放審査規程と結合せしめられねばならぬものであつた。そして、この結論が昭和八年に至つて『行刑累進處遇令』(司法省令第三五號)として制度の上に實現せられることとなつたのである。この意味において、昭和八年は、日本行刑史上における一つのエポックを作るものと謂はねばならぬであらう。

何ごとについても、殆んど顧るに足らざる枝葉を捉へて、全體の精神を理解せざらんとする人々は、この累進制をも亦特に新しいものでないといふかも知れない。勿論累進制は時間的には決して新しいものではない。然し、重要なのは時間の順序ではなくして、價値の順序である。累進制はそのチャムピオンたちに依つて、第十九世紀の過程において、應報刑的雰圍氣の中で、永い間その實現のために努力せられて來たものである。然し、それらの努力は、常に、應報刑害惡刑の空氣の中に挫折せしめられて來た。最近、明白に應報刑の價値が疑はれ否定せられ始め、これに對して教育刑が、その價値において、より高きものより重要なものと認められるに至り、漸くこの教育刑思想を根本とする累進制が理論的に理解せられること廣きをいたすことになつて來たのである。かかる意味において、累進制が教育刑思想の技術的的制度として、價値において、從來の

應報的行刑制度に對して、比較を超越して、新しいものであり高次なものであることは否定し難いところである。

かく、累進制度はその特質として、第一に、それが教育刑思想の技術的工場の基礎であること及び、第二に、刑罰の執行過程における個別化であることを有する外に、更に、第三の特質を持つて居る。それを私は行刑の自主主義と呼びたい。その『行刑累進處遇令』における表現は、第一條に、本令が『受刑者の改悛を促し其の發奮努力の程度に従ひて處遇を緩和し受刑者をして漸次社會生活に適應せしむるを以て其の目的とする』と爲して居ることである。この規定の眞意味は、行刑即ち受刑者の再社會化といふ事業を受刑者自らの手に任せ、その『發奮努力』に待つといふことである。その形式的過程として進級累進における責任點數の消却といふことが規定せられ(第二一條)、更に、實質的要素として、受刑者自身の個人的自治の爲め居房の施錠が除去せられ得(第三一條)、刑務作業における或る種の工場自治制が認められ(第三二條)、更に、又、受刑者全體の紀律維持を目的とする謂はば社會的自治制ともいふべきものが認められ(第三七條)るに至つて居るのである。

自主主義の行刑の確立は、他面から見ると、或る意味では、國家の讓歩を意味する。それで、これを以つて國家及び刑罰の軟弱化といふことを考へる人があるかも知れない。然し、私はしかく考へたくない。成る程、應報刑害惡刑の主體としての國家は、ここでは、もはや、考へ得ないものとなる。何となれば、國家が犯罪人に對して加へるところの應報なり害惡を犯罪人自らにおいて

自らに加へしめるといふ自治主義はあり得ないからである。自治主義は、社會復歸主義教育主義としてのみ可能である。従つて、自治主義の行刑を認めることは、國家が應報といふ非人道的任務を抛棄することである。従つて、自治主義の行刑の確立に因つて意味せられる國家の讓歩とは、かくて、單にそれが應報の主體たることを捨てることである。然し、應報の主體たることから社會教育の主體たることに因つて、國家は惡において軟弱になるものではあるが、同時に、社會道徳的善においては特に強力なものとなるのである。換言すれば、國家は害惡的國家から文化的國家となり得るのである。「行刑累進處遇令」は、かかる文化的國家理念への告白を意味する點において、私は、一のエポックメイキングな立法であつたと爲したい。勿論、これに因つて、單に礎石が置かれたのみであつて、これを如何に運用し實現するかについては、將來に向つて重大にして困難な任務が課せられて居ることは忘らるべきでない。

二

累進處遇令の適用から除外せられて居るところの懲役受刑者の中特に注目すべき者は「詭激なる思想の抱懷者にして其の思想を抛棄するに至らざる者」(行刑累進處遇令第二條第五號)である。これは、我々が普通「確信犯人」と稱してをる者の中の或る者である。この種の確信犯人に對しては、國家はその教育的任務を抛棄したのであらうか。そして、應報を以つて臨むといふのであらうか。私は、國家がこの種の確信犯人に對して、教育的任務を捨てて應報主義を保持したものと

は考へない。これは、累進處遇令が、雜居制(第二九條、第三〇條)を採り、或る受刑者には「交談を爲すこと」を得しめて居る(第三五條)といふ關係上、かかる機會を確信犯人に依つて濫用せられることを避けんとする技術的見地を示したものに過ぎず、確信犯人の教育的社會的處遇を否認したものではない。確信犯人に對しては、それに適應した特殊の教育的處遇が爲さるべきである。

この確信犯人の處遇乃至對策として一の注目すべき提案が爲されて居る。それは、小野教授が、拙著『刑事政策の諸問題』に對する批評の中で發表せられたところである(法學協會雜誌第一卷第一一號第一三四頁)。小野教授は、私の教育刑論を以つて「確信なき教育刑論」であると爲し、確信犯人に對する教育的處遇の内容を「働くことによつて能率を發揮せしめるだけの教育」——「このだけ」といふ言葉は一才意外である——では覺束ないとし、「もつと精神的な方法を要すると思ふ」と爲されて居る。その精神的方法とは「教誨」のことである。教授は「教誨の確信犯人に對する意義は現在に於てすでに實證せられてゐるところであるが、將來更に其の機能を發揮せしむる餘地がある」と信ずる」と提案されるのである。

小野教授は、嘗て『教誨、殊に宗教教誨』について「教誨師たる宗教家の無能、無氣力なる」ことを痛嘆せられたことがある(『刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其の他』第二六五頁)。これは、ほんの二三年前のことである。私は、それから、いつの間に「教誨」の意義が「實證」せられたのか不幸にして知り得ないのを残念に思つて居る。又、小野教授は「確信犯人の教育といふ如き、それが全然不可能でないまでも、根本的に異なるイデオロギーをもち、しかも相當高い精神力を有する者に對し、刑務官吏は

如何に働きかけることが出来るか。此は少くとも一般刑務官吏による教育可能の範圍を脱するものなること明かである〔同書第二七一頁〕と喝破せられたのである。即ち「一般刑務官吏」には確信犯人の教育は不可能である、何となれば、兩者のイデオロギーが「根本的に異なる」からであるといふのである。然るに、現實の確信犯人——その中には、小野博士が謂はれるやうに「左翼もあり、右翼もあつて各其の理想を異にしてゐる」〔法協前掲第一三四頁〕——の中、特に、左翼の人々の間においてはそのイデオロギーにおいて「宗教は民衆の阿片である」とか「神の理念は、支配者の神に對する信仰に因つて被支配階級を束縛する爲めに用ひられるものだ」として、あらゆる意味において「僧侶主義」が否定せらつたことは、周知の事實である。この單にイデオロギーにおいて異なるのみならず、對立したところのイデオロギーを持つ確信犯人に對して、以前は教育の可能を否定し、今日は精神的教育として「教誨」の重要性を説かれるのは、如何なる意味になるものであらうか。以前の主張は、異なるイデオロギーを持つた「一刑務官吏」には確信犯人の教育が不可能であるといふ意味であつて、今日は、この「一般刑務官吏」ではなく、教誨師が教育するのであつたならば、相對立するイデオロギーを以つて、確信犯人を「教誨」することは有效なりといはれるのであらうか。少くとも、私は、小野教授の新提案が、その以前の主張と統一的に理解しようとする程、不可解であることを告白せねばならぬのを誠に遺憾に思つて居る。

のみならず、小野教授は、確信犯人に對する教誨の意義がすでに「實證」せられたと爲されて居る。然るに、最近新聞紙が司法省行刑局より司法大臣に報告した統計といふものを發表したところ

に依ると（東京日日新聞昭和八年九月五日附夕刊「没落轉向の跡、既、未決を通じて五百四十八名と、確信犯人で、昭和八年七月末日までに」全國の收容者中未決で轉向したもの四百十五名未決全員千三百七十名に對し三〇・二九パーセント）、既決（受刑者）の轉向者百三十三名（既決全員三百九十二名の三五・七五パーセント）合計五百四十八名にのぼる」とし、その轉向の動機として「教誨指導によるもの未決十一名、既決十四名」とせられて居る。即ち、若し、この新聞記事を基礎とするならば、五百四十八名の轉向者の中、教誨が效力を、實證し得たのは唯の二十五名、即ち、僅かに四五％に過ぎないこととなる。單に四五％の效力を以て、教誨の意味が「實證」せられたといふのは、甚だ滑稽であるから、小野博士は、他に有力なる材料を持合せて居られるのであらう。私は、この點について、特に博士の教示を得たく思つて居る。

小野博士の主張とは別に、私は教誨と行刑との關係が、更に、教誨に従事せられつつある人々に依つて、冷靜に客觀的に、研究せらるべきであるといふことを注意したい。ロムプローズは、宗教活動特にチャリティーは、その影響が甚だ制限せられ、經濟的影響に比して、著しく劣ると爲して居る（Die crime, causes et remèdes, 1907, p. 362）。クリーグスマンも甚だ懷疑的立場を示して居る（Einführung in die Gefängniskunde, 1912, S. 291 f.）。又、ギリンも單なる信仰覺醒といふ意味では、宗教は意義を失ひ、最近にはソシアル・サーヴィスを主として來たと爲して居る（Criminology and penology, 1926, p. 431）。これは各國大體同様であつて、現代では、教誨は、宗教的教誨としてよりも、社會的なそれとして、従つて、教誨ではなくして、社會教育的諸活動が根本的に重要なものとなりつつあるのである。

それで、例へば、ドイツで、教誨師の代りに、社會教育官を置く運動のあるのは、かかる傾向を徹底せしめたものである。

この點については、クエーカーの人々が、今より百數十年の昔、獨房制に因つて、受刑者をして、孤獨と沈黙と靜思とを通して、神に近づかしめんとした努力の全然失敗に歸した事實を、牧野博士は指摘せられた『行刑における技術化、經濟化、教育化及び法律化』刑政第四六卷第一號第八頁以下。又、正木學士は、從來の監獄教誨が『動もすれば、囚人の現實なる生活から離れて、宏遠なる哲理と心理の動向とを結びつけんことを圖り、専ら『他力本願』を事としたのが、最近には、『精神陶冶の方法が現實生活を基本とする事になつた結果』、『所謂社會教育官乃至囚人保護司の制度が漸次是認せられるに至つた』とし、社會教育官又は受刑者保護司の制度の是認は、『傳統的な宗教教誨への反逆だといふも敢て過言でない』とせられて居る。そして、更に『教誨がその觀念に於て、またその組織に於て社會教育化して來ると、教誨の本質は之を監獄作業の本質と毫も區別することが出來なくなる』、『監獄學の新思潮と我行刑の基本精神』志林第三五卷第二號第五一頁以下』と主張せられて居る。

私は勿論、宗教教誨の價値を輕視せんとする者でもなければ、又、現代社會における宗教の最も重要な任務の一として、教誨といふ社會事業に奉仕しつつある教誨師に對してチャレンヂしようとする者でもない。私の意味は、少くとも私の推論し得た限りでは、或る種の確信犯人に對しては、私は、小野博士とは反對に、教誨の効果が微弱であること、及び、この種の犯人は社會的矛盾の産物であるが故に、これを再社會化する爲めには、社會組織を修正してその缺陷を除去するこ

三

『行刑累進處遇令の適用から除外せられて居る懲役受刑者の他のカテゴリーは、『不具癡疾其の他心身の障礙に因り作業に適せざる者』(第二條第四號)である。これは心身障礙者が普通人に對する處分としての刑罰の對象とせられることが不適當であつて、特殊の醫學的改善的處遇が爲さるべきであるといふ教育刑の必然的結論を明白にしたものに外ならない。この受刑者の『心身の狀況に付ては醫學、心理學、教育學及び社會學等其の判斷を爲すに必要なる知識を基礎として調査す』べきこととなつて居る(第九條)。かくて假釋放審査規定における行刑の科學化の基礎觀念が累進處遇令の適用の上に擴充せられることとなつたわけである。この同じ思想が、更に裁判に對して擴充せられるならば、それは、既に存在する公訴の提起に關する刑事訴訟法第二七九條の原則と呼應して、刑法においては、起訴處分から釋放に至るまで、一貫した科學化が可能となることであらう。かくて犯罪の科學的研究と刑事司法全體とが、二元的に分離したものとして止まることが不可能となり、兩者の綜合が完ふせられることとなる。それが、教育刑論の一のポスチュレートであることはいふまでもなからう。

犯罪の科學的研究において、從來から、重要な地位を占めて居るのは、心神耗弱即ち精神薄弱  
 其の他の問題である。特に精神薄弱については、吉益醫學士が注目すべき研究を發表せられて  
 居る。吉益學士に依ると、從來は、犯罪者の中には極めて多數の精神薄弱者があるとせられたの  
 であるが、世界大戰を境として、これに關する一般の見解は大なる變化を來した。合衆國では、多  
 數の兵士についてテストが行はれ、其の結果一般人の智能水準が意外に低いことが明らかにな  
 り、それ以來、犯罪人の一部分が精神薄弱なりといふ主張が影を潜めるやうになつたとのこと  
 ある。學士は、都市青少年犯罪者約二千人につき審査した結果、精神薄弱者の割合が一〇%内外  
 であつたと發表せられて居る。それで、曰く「ヒールーは千人の少年累犯者中約一〇%、パトは  
 約二〇〇〇人の少年犯罪者中八%の精神薄弱者を發見したと云つて居る。此の比率は一般社  
 會の薄弱者の比率の數倍に當るけれども、昔の數とは雲泥の差がある。少くとも精神薄弱を犯  
 罪の最大原因とは云へない」『現代犯罪生物學の展望』刑政第四六卷第四號第二五頁と。我々はこの種の研究  
 に特に乏しい日本の犯罪學に對して、更に、學士の寄與を期待するものである。其の  
 特に、吉益學士は、ヤスベルスを引用して、精神薄弱が價值概念であつて、存在概念ではないとい  
 ふ點を指摘せられて居ることは重要である。犯罪に關する自然科學的研究乃至自然科學的心  
 理學的研究を専門とする人々が、往々にして、犯罪といふ概念が、根本的に、價值概念であることを  
 忘れ勝ちであることから、犯罪に關して、甚だ奇妙なる空想を作り上げられては居ないかといふ  
 のは、私の久しい疑ひであつた。その奇妙なる空想の一として、『犯罪の遺傳性』といふ思想が存在

して居る。それで、私は、犯罪が一つの意味的關係を基礎とする行爲であつて、『この意味的關係に  
 依つて行爲に對して付與せられる性質は、一の事實的な性質ではなくして、價值的な性質である』  
 として、『この價值的性質は、因果的事實の系列とは別個の次元における性質であるが故に、これに  
 ついて遺傳性を論ずることは論理的に始めから意味を持ち得ないことと謂はねばならぬ』こと  
 を明らかにすることに努力したのであつた『法律學より見たる犯罪の遺傳性』刑政第四六卷第四號第一五頁。  
 従つて、最近刑法上問題となりつつあるところの遺傳の問題の意味は、『犯罪そのものの遺傳を  
 意味するのではなくして、犯罪に至らしめるところの犯罪以外の遺傳的素質を謂ふ』のであるこ  
 とが忘らるべきではない。

この問題と關聯して、特に、行刑學乃至刑事政策の立場から批判せられねばならぬ問題は、千九  
 百卅三年七月十四日にヒットラーに依つて作られた斷種法を機縁として、日本においても自然  
 科學者及び刑事學者の間にセンチションを起したところの斷種の犯罪對策としての價值で  
 あつた。これに關して、私は、世界における斷種立法の運動の發生と擴充とを紹介し、斷種の法律  
 解釋の意味及びその犯罪對策としての價值について、詳細に論じて見た『斷種』刑政第四六卷第九・一  
 〇・一一號。斷種の犯罪對策としての價值については、私の結論は、『常習性犯罪に對しても、風俗犯  
 に對しても、斷種は、何等の意味を持ち得ない。遺傳性の精神病者又は精神薄弱者癲癇病者に對  
 する斷種は、間接に、極く微細なる影響を與へ得る可能性あるやも知れぬが、犯罪對策としての價  
 値は殆んど持ち得ないであらう。従つて、斷種は、刑罰としても、又、保安處分としても、刑事政策的

價値を持ち得るものではない』といふのである。私は醫學及び生物學の専門的立場から批判を得たいものと希望して居る。

尙ほ、行刑の科學化に伴ふて、價値概念と事實概念との交錯は、又、改善可能不能といふ概念についても起つて來る。吉益學士はローデンの改善不能説と正木學士の改善可能説とを比較して『前者の立場は現實型であり、後者の立場は理想型である』とし、事實上改善不能を主張する者の不能の概念も絶對的でなく、理想として改善可能を主張する者の可能の概念も絶對的でないとし、相對的見地において調和を試みられて居る(刑政第四六卷第五號第一五頁以下)。改善乃至教育の不可能の問題を相對的立場において解することは、これを行刑の實際問題として見ると、一方では、改善困難者の存在を認めることであり、他方では、改善困難者に對する改善乃至教育の任務の甚だ重要であることを自覺することである。國家は、改善困難者に對しては、それだけ、多くの努力を拂つて改善を期すべきことを意味する。

かくて、改善可能不可能の問題は、國家の理念と關係を持つ事となるのである。改善困難者に遭遇して教育的任務を抛棄し、古い害惡刑の思想へ復歸するのは、國家の文化的退歩を意味するものであり、改善困難者に對しても自己の抱擁の手をさし延べ、その最後の一人に至るまでに對して、教育と改善の任務を忘れない國家は文化國家として眞に道德的價値を持つものたり得るのである。最近、益々、犯罪増加の事實を前にしつゝある今日の國家は、益々、この價値と文化との分岐點に立たしめられつつあると爲し得るであらう。

四

ドイツ刑法學における國家理念の轉換といふ現象は、昭和八年における重要なる出來事であった。ドイツでは、行刑の上へもその影響が段々と波及しつゝある。これはナチス政府の政權獲得といふ事情の重壓の下に、生活と理論との把持點を失はしめられんとしたドイツの一部の學者の現象であり、又、ナチスの政權獲得とともに、半ば忘却の淵から浮び上らしめられた古典的刑法學者の仕事であつた。この影響はやがて、日本にも及んで來ることであらう。然しながら、この國家理念の社會本位から權力主義への轉換といふことは、必ずしも、價值的文化的に見て進歩的なものではない。それは、刑法においては、特別豫防的社會化的見地を捨てて、一般豫防的威嚇的立場へ歸ることを意味して居る。然し、これは、他面から見ると、疲弊と困憊と社會的政治的混亂との最下層に沈没せんとしつゝあつたドイツの一時的現象であつて、文化發展の本流的傾向ではない。このドイツの現象に關聯して、私は『刑法における國家の理念』(志林第三五卷第一・二號)を批判し、『教育刑の理念は、權力主義的刑法論に因つて、その意義が失はれるのではなくして、反つて、これと對比せしめられることに因つて、益々、その重要性と必然性とを明白にするものである』(所以を明からにしたつもりである)。

然らば、教育刑の國家理念とは如何なるものであるかといふに、私の理解するところでは、それは國家と個人との對立、社會と國家との對立、個人と社會との對立を調和克服して、社會化せられ

たる個人と國家とを通して、文化の發展を目ざすところの文化的綜合的國家の理念である。

かかる文化的國家的理念を法律一般、特に刑法の指導觀念として常に深い省察の成果を示されて來たのは牧野博士である。博士は、權力主義的國家思想と從來の法治國思想とを批判して、新しい法治國的思想として文化國の理念への轉回を論ぜられた（『行刑における技術化、經濟化、教育化及び法律化』刑政第四卷第一號、『文化國刑法における好意と技術との原理』刑政第四卷第七號）。そして、その博士に依つて最近には、更に『好意と技術』といふ見地からすると、この國家についての新しい考へ方を教へられる事となつた。『刑法研究』（第四卷）がそれである。博士は、その序文において、『犯罪と刑罰とは、二十世紀の過程において、一の社會問題になつた』とせられ、そして、曰く、『それは、もはや單に法律問題たるに止まるものではない。社會問題といふのは、國家が之に悩まされつつあるものたることを意味する。』  
『そうして、また、國家がこれを解決せねばならぬものたることを意味する。』  
國家は、犯罪に對し、單にこれに對應する刑罰を言渡すことをもつて、その任務了り、その機能全きを  
得たものと爲すことができないことになつたのである。國家は、社會が犯罪に因る侵害になやむになやみ、刑罰が畢竟意義なき動作たるに止るのでないかを深く省みねばならぬことになつたのである。そこに、社會問題たるの所以がある。さうして、國家がその具有する無限の權力の故をもつて自己の使命をみづから批判せむか、國家は、その努力と慧智とは因つてこの社會問題を解決せねばならぬのである。國家はその權力が無限なるの故をもつて、まさに解決に合理的なものを見出し得べきである』と。そして、その爲めには、『國家は、權力の主體たると同時に、好

意の主體として考へられねばならぬのである。國家は個人と相争ふものでもなく、また個人が互に相争ふのをながめてゐるものでもなく、實に個人に對して好意を持ちその好意の故をもつて、個人相互の間にまた好意あらしめべきものである。然し、又、博士は、『國家は、ひとりその情において好意を持つに止まるべきでない。更に知において技術を持たねばならぬ。……好意なき技術は盲目である。さうして、技術なき好意は空虚である。好意と技術とは相待つてはじめて意義と機能とを全うすべきものである』とせられるのである。

好意と技術との綜合——それが教育刑の指導觀念であり、且つ、文化國理念の中心的要素である。我々は、行刑における技術的組織として、久しく、人格調査累進制、囚人自治制、刑務作業の合理的組織その他を要望して來た。そして、今や、假釋放審査規程に續いて、行刑累進處遇令の制定を見るを得た。かくして、行刑における技術的工作は漸次に且つ徐々として實現せられるに至りつつある。この技術的形式の中に、本能的應報感情を盛らんか、それは、この技術的形式を破壊して、了ふのみならず、國家をして徒らに鬭争の主體たらしめ、刑法をして政治的鬭争の單純なる手段と化せられしめ、遂には、國家はその人道的使命から離脱し、没落して了ふであらう。之に反して、この教育刑の技術的形式の中に、社會化的教育的內容たる『好意』を盛らんか、それは、行刑をして人道的社會的たらしめるのみならず、國家をして、眞に、文化的價値の支持者たり、實現者たらしめ得ることとなるであらう。

行刑における技術と好意との綜合——これが今日から明日へかけての日本の行刑の進むべ

き目標であり、實現すべき任務でなければならぬ。

五

私は、昭和八年における日本の行刑學乃至刑事學の展開の跡を顧み、昭和九年度への展望を結ぶに當つて、尙ほ既に引用したるものの外、同様に、特に注目すべき内外の論著を數へて置かねばならぬであらう。

先づ第一に挙げねばならぬのは、青木學士の二つの論文である。一は『勞作教育と刑務作業』(刑政第四五卷第七號)であり、他は『行刑と知的教養』(刑政第四五卷第一號)である。青木學士は、前者において行刑と一般の教育とは、その對象において異なるが、その目指すところは同一であるといふ見地から、教育としての行刑の内容として勞作教育の意味を展開せられたのであり、後者では、行刑における知的教育の必要と重要とを強調し、『成年受刑者に對する知的教養を躊躇する理はいづこにも存在しない』所以を論定せられたのであつて、ともに、行刑の技術的構成に對して、心理學的立場から、大なる寄與を爲されたものと信じたい。

正木學士の『行刑のユーティリティリズムと教育主義』(刑政第四六卷第二號)は、滿洲國の行刑制度創立に對する希望の一端を披瀝せられたものであるが、特に『勞働植民地』としての流刑の復活の意味を強調せられて居るのは、支那行刑の歴史において流刑の占めて居る重要な地位とその新任務とを聯關せしめて見る時甚だ興味あるものであつた。

私は、從來、餘り顧みられなかつたところの『女子犯罪現象の特質、原因及び對策』(刑政第四六卷第五、六號)を考察して見た。女子犯罪現象の男性化といふエクスマーの提言が女子犯罪對策に如何なる意義を持つかは、更に、研究せらるべき餘地のあることと考へて居る。尙ほ、拙著『刑事政策の諸問題』に對しては、武藤學士の貴重なる紹介(法律時報第五卷第一〇號)と、牧野博士の懇篤なる批判的紹介(『刑事政策に關する若干の問題』警察研究第四卷第一〇・一一・一二號)とを得たことを感謝するとともに、小野博士の應報刑の立場からの批評(前掲法學協會雜誌)、及び、玉井謙といふ人の批評(法の研究第一卷第一號)を得たことを明らかにして置かねばならぬ。小野博士の批評に對しては、それが異なる立場からの批評として貴重であるのみならず、更に、それに因つて博士の應報刑論の内容の理解を深め得たことについて、特に、感謝せねばならぬ。玉井氏の批評は、同氏が刑法についても社會思想についても餘り研究された跡のないらしいことと感情の爲めに論理の不透明さを示されたといふことを知るを得た以外に得るところはなかつた。

外國書としては、ザウワールの『刑事社會學』(Sauer, Kriminalsoziologie, 3 Bde, 1933)と、ホルトの『刑事學』(Gault, Criminology, 1932)特に、夭折したカルヴァートの『法律侵害者』(Calvert, The Lawbreaker, 1933)及び、昨年來、繼續して居る『クリミノロジー』の辭典(Handwörterbuch der Kriminologie)は、重要な読み物であつたと謂はねばならぬであらう。

The Receiving Routine  
at Elmira  
James L. McCartney

エルマイラ感化監の受刑者接收手續 (完)

エルマイラ感化監分類診査部長

ヂエームス・エル・マツカートニー

エルマイラ・リホームートリーは、現在フランク・エ  
ル・クリスチアン博士が其處の長となつてゐるが、このア  
メリカで最も古いホームートリーであつて、十六才か  
ら二十五才までの男子犯人が收容せらるゝ處で、過去一  
年の平均收容人員は約千五百人であつた。

一九三〇年七月に、このニューヨーク・ステート(州)  
のコレクショナル・システム(行刑制度)を調査するた  
め委員が任命されたが、この調査の結果、委員は凡ての受  
刑者の九十二パーセントは收容後比較的短い時間内に再  
び社會に歸つて行くのであるから(現にエルマイラ・リ  
ホームートリーに於ける受刑者の平均拘禁期間は、僅か

に十六ヶ月である)我々のプリズンは、只だ刑罰を施す  
處でなく、是非共彼等を矯め直すトリートメント・セン  
ター(處遇の本據)でなければならぬ、といふ結論に  
到達したのである。更らに、この委員の斷定した提案の  
一つは、色々の行刑施設と關聯してそれ／＼犯人の研究  
のためのクリニック(診査部)を設けるといふことであ  
つた。この建議の結果、現在シン・シン・プリズンに一ヶ  
處、アツテイカのステート・プリズンに一つ、それから  
このエルマイラ・リホームートリーに一つと、合せて三  
ヶ處のクリニックがニューヨーク州で實際仕事をやつて  
ゐるのである。

此等のクリニックの目的は、管理上受刑者を適當に配  
置し、且つ、受刑者の精神状態を確かめて之に善處せん  
がため、精到なる診断を興へ之に次ぐに完全なる分類と  
を以てせんとするに在る。こゝにいふクラシファイケーシ  
ョン(分類)は、收容中の受刑者の適當なる作業の割當  
と其訓練とを容易ならしめ、且つは、パロール(假釋放)  
の期を誤らざらしめざらんがために利用せられ得るとい  
ふ範圍だけに價值があるのみである。この目的を達する  
ために、吾人は、職工を選択する場合に、進歩的な産業  
經營者によつて用ひらるゝ智能、教育程度並びに職業上  
の適不適の考査方法と共に、近代的の病院並びに精神病  
の診療所で用ひられてゐる診断方法をプリズンに移し試  
みたのである。更に其上に、社會事業家が已に有效なる  
ものと認めてゐる犯人本人の履歴並びに環境のケース・  
スタデー(一件調査)をも併せ用ひたのである。而して  
この理解のある受刑者の診査は、收容後でき得る限り夙  
く行ふ必要のあることを認めたので、是に於てか我々は  
エルマイラ・リホームートリーに於ける確乎たる一定の  
受刑者接收手續を案出したのである。

過去に於ける刑罰執行上の問題の大部分は、受刑者各

自の他に對する適應性の如何を顧みずして、でたらめに  
塵芥でも取扱ふように、一緒にたにプリズンの中に投げ  
込んだことから起つたのである。このリホームートリー  
に毎月百人から百五十人の新しい收容者があつて、前  
にも言つたように、平均の收容人員が約千五百人に達して  
ゐることを思へば、これだけの受刑者を不用意に雜聚せ  
しめておくことの如何に危険であるかは、想像するに餘  
りあるのである。接收手續を定めたのは、この危険を防  
ぐがため、現在はまだ接收手續に使用すべき屋舎が出  
來上らないので、古い病院の建物がこの目的のために使  
用せられて、月々の新入受刑者を收容してゐる。

この建物は四階で、第一階は診査職員のアフィス、診  
査室及び小さな會合所になつてゐる一列のセル(房)が  
あつて、茲處で收容後の第一夜を過し、傳染病の有無を  
捜査するための最初の身體検査を終るまで茲處に止るの  
である。收容後第一着手の検査で、各受刑者はデイフテ  
リヤの豫防注射を施される。血液にもワツセルマン氏の  
テストが施される。診査部長は此等の新入りの受刑者に  
接收寮(Receiving Building)の手續と課程とを説明し  
て聞かせる。この寮は合宿舎(dormitory plan)で管  
理されてゐるのである。これは、至極好いことで、セル

で閉ぢ込められてゐる時よりも一層周密な観察をすることができ、且つ、人間は自然に群居を好むように生れてゐるので、社交的のグループになつてゐる時には餘計に眞箇の自我をさらけ出すからである。合宿は三階に分れてゐて、各階五十個のスプリングのついたシングル・ベッドを備へ、尙ほ必要な椅子テーブルの備付がある。ラヂオのラウド・スピーカーが各合宿にあつて、階下のオフィスの一つにある親セットでコントロールされてゐる。この親セットにはマイクロフォンが取りつけてある。かういふシステムは、空からの娛樂を供する以外に、階下のオフィスから各階のドミトリイに命令を發するため用ひられるのである。

收容第一日に、各受刑者の履歴が徴せられ、且つ別に両親、親族、學校並びに受刑者を使つたことのある傭主の居住地が求められ、本人の履歴に關する問合書が時を移さず發せらるゝのである。收容者は、二百件の質問事項からできてゐる情緒考查 (emotional test) の白紙になつてゐる處にそれ／＼各事項を書入れることを命ぜられる。

收容者は最初の十日間第一合宿所 (First Dormitory) に入れられる。この期間に、凡ての前の診査が完了せらるゝのである。月曜日の朝、先週の間收容された受刑

者は醫務の職員によつて精密な身體の診査が施される。眼科醫のケース博士は眼と耳と咽喉を検べる。神経病學者ブリケット博士は神経病についての診査を了し、デー博士は全體の身體についての診査を終りて、次で、齒科醫ミツチエル博士が一つ一つ齒牙の良否を検べる。此際尿の検査が行はれる。午後に受刑者は軍隊に用ひる智能検査を受ける。

火曜日の午前、この所長 (Superintendent) のクリスチアン博士は各新入者を引見し、午後には、精神病學者が彼等とのインターヴイウ (會見) を始める。水曜日午前には、技處の次長 (Assistant Superintendent) のスミス氏が一人々々インターヴイウをやり、午後は、教誨師 (Chaplain) がインターヴイウをやる。

木曜日の午前には、新入者はこの學校の校長 (Director, School of Letters) プラン氏によつてインターヴイウされ、午後には學級編入を定むるため、スタンホード氏考案の學業考查 (Stanford Educational Achievement test) が行はれる。

土曜日の午前、この職業教習所 (Trade School) の長クラーク氏がインターヴイウを始める。次の週になつて、適當な作業の割當を定むるため種々の職業上の試験が施される。

凡ての検査の結果は、後々の彼等の心得となり、職員に共々力を合せていけるように、各人に丁寧に説明されるのである。

此等の色々のテストの外に、レシーピング・ビルディング (接収寮) に收容されてゐる間、彼等はリホームトリイに入つてから、其處のインメイツ (收容者) の日課となつてゐる軍隊教練に加はる準備として、毎日軍人教育と部隊教練を授けられる。また、日々講義があつてこの施設の規則章程を學び、且つ、親しく職員に接せしめられるのである。時には、社會生活の必須要件とか、どうしたら再び世間で復活するよな道を學べるかといふことについての二三の訓諭が與へらるゝのである。更に、リホームトリイの彼等に期待してゐる所のものを明かに了解し、依て以て、管理當局との衝突の爲めに有爲の時日を失ふの愚を避けしめんがため、リホームトリイの管理規則が徹底的に教へ込まれるのである。最初の一ヶ月の間は、食事、運動競技もこの一つのビルディング内のインメイツと共にすることに限られてゐる。これは、リホームトリイにゐる遙かに悪づれのしたインメイツの間で普通受ける悪い手引きを防がうためである。此等の最初の三十日間は、各人のために定められた時間表で有益に一日を過ごすことになつてゐる。

最初の十日の終りに、本人は更らに次の十日間第二合宿所に移される。而して、更にまた、最後の十日を第三合宿所に移される。各ドミトリイは一人のガード (看守) の監視の下に在つて、このガードは、其のドミトリイのインメイツから選ばれた二人の組長 (モニター) によつて補助される。この組長 (monitor) は、この職務に就く以前他のインメイツと共にこの接収寮の規則手續について六回の講義の課程を與へられた後、競争試験で選抜されるのである。組長は他の受刑者とは異つたランク (地位) を有つてゐて、軍隊の中尉の服を着けてゐるのである。

受刑者がこの接収寮に收容されると、名々に最初の十日間の課程を摘要した、且つ、來るべき諸の診査についての指令の示されてゐる印刷された表が渡されるのである。この最初の十日の終りには、二番目の十日間に亘つて使用さるゝ別な表が渡され、この期間の終りには、更に最終の十日分に相當する最後のチャート (表) が渡されるのである。本人がイリテレート (文盲) であれば (收容者の約十パーセントは然うである) 表は讀み聞かせるのである。凡ての規則がよく理解されるように、かういふ人達には特に注意が拂はれるのである。精神に缺陷のあるものには殊にさうするのである。

接收寮に在る三十日の間、恰も一般の病院で患者の熱度脈搏を表に記入すると同じく、日々各收容者に關する色々の事項が表に記入されるのである。此チャートは罫線紙の上に現はれるもので、四角な一つのセクション(區別一枠)の中に十本の線が引かれるようになってゐて、一つのセクションが一日分となつてゐるのである。この表によつて、本人の容貌風采、行狀、態度並びに協調的精神の如何についての進歩が線で記されるのであつて、その一と月の終りには、本人の生活の経過がグラフ(線)の畫く所に従つて明白になつてくるのである。即ち、進歩のあつたものは、線のカーブがぐんぐん昇つていくし無關心で努力のないもの即ち反應の欠けたものは、直線を示してゐるし、又は、一層悪いものは下向きのカーブとなつて現はれるのである。

最終の十日の間に、各收容者は、副所長 (Assistant Superintendent) 記録課主任 (Record Officer—軍人) 懲罰主任 (Disciplinary—軍人) 學務主任 (School Director) 職業指導主任 (Vocational Director) 教誨師 (Chaplain—新教、舊教、猶太教各一人) 醫務主任 (Physician) 精神病醫次席 (Assistant Psychiatrist) 心理學職員一人 (Psychologists) 隔離所即ち訓練級の監督たる戒護主任 (Chief Guard—軍人) 接收寮監督

(Officer in charge of the R. B.—軍人) 及び診査部長 (Director of the Clinic) の人々によりて組成せらるゝボード (Board—會議席) の前に現はれるのである。都合がよければ、州の行刑局長次長 (Deputy Commissioner of Correction) 及びリホームートリーの所長 (Superintendent of the Reformatory) もこのボードに列席するのである。このボードの會合は毎週金曜日に行はるゝもので、これまでの成績に見ると、毎週二十人乃至二十五人の分類を決定してゐたのである。

分類の審議のため、受刑者に關する一切のレコード(記録)がボードの前に置かれて、ボードのメンバーは各自收容者についてのこの報告を読み上げるのである。報告の朗讀が終つた後、受刑者は一人づつボードの前に現はれて、インタービューを受けるのである。此際、受刑者は自分のケース(受刑者となつた譯)を色々陳辯する機會を與へられ、且つどんな質問でも自分の好きな質問を出して解答を求めることができるのである。審議は、十五分乃至二十分で終る。インタービューが終ると、ボードは、受刑者に對する精神病學上より並びに、管理上より見た分類についての案を立てるのである。ボードの會合が終つてから、此等の報告書類はひとまとめにして、精細な解剖的研究に資するため精密な統計が表に作ら

れた後、この報告のコツピー(複本)はリホームートリーの記録室に保管せらるゝのである。尙ほ、コツピーはアルバニー(ニューヨークの首府)の行刑局長 (Commissioner of Correction) のオフィスと、パロール・ボード (假釋放會議) へと一部づつ送られる。この分類に従つて、受刑者は接收寮を出て、リホームートリーの一般收容者の中に入つて、學校の級が定まり、適當の作業が割當てられるのである。但し、受刑者によつて、接收寮を出ても、更らに猶ほトレーニング・クラス(訓練級)に隔離せらるゝものもある。このトレーニング・クラス

病院)には小さなワード(病室)が設けられて、茲處で精神病の受刑者を、恢復するまで又は前記の精神病監へ移さるゝまで、研究並びに治療のために收容してをくことのできるようになつてゐる。固より身體に缺陷のあるものは、直ちに矯正されるのは勿論である。

またの名をサイコパシク・クリニック (Psychopathic Clinic—精神病實地研究部) といふものは五十個の居房を有つてゐる分かれた一と棟で、茲處で精神の安定を欠いた收容者が、一層進んだ社會生活に適應していけるだけの十分な訓練を受けてしまつたまで、他の收容者から隔離されてゐるのである。しかし、若しこれでも、本人が適應していけないと認めた場合には、分類直後、州立の精神病監 (Hospital for the State's Criminal Insane) の一たる男子精神病犯人收容所 (Institution for De-fective Male Delinquents) 又は最嚴の安全設備あるブリスン (maximum security prison) の一つへ移されるのである。新たにできるリホームートリ・ホスピタル(所屬

去年一年間のリホームートリーの約一千人の收容人員の診斷の結果、此等の人々の智能水準が一般の普通人と殆んど同じであるといふことが實證されたのである。過去に於て所謂クリミナル・クラス(犯人の部類)に屬する人達が精神上缺陷あるものと言はれてゐたのは、明かに非常な誤りであつたのである。過ぐる一年度間の最初の收容者の七九・四パーセントは、社會の一般の人と比べて、平均の又は平均以上の智能を有つてゐることが發見されたのである。而して、少くも三・七パーセントはシュウペリアー(優秀)な智能を有つてゐたのである。不幸にして、かういふ事情であるにも拘らず、收容さるゝ人達の大部分は、小學校を満足に終了してゐないのである。エース・グレード(八年級)を終了したものは只だ僅かに一六・二パーセントに過ぎないのである。收容者の智的教育は一大急務なのである。更らに、此等の收容者の接收上の研究で、彼等の作業

成績が常に甚だ低劣であることが分明かつたのである。この事は、吾人をして今更ながら作業試験の緊要なことを深く思はしめたのである。大抵のプリズンは、極めてでたらめな方法で職業訓練をやつてゐるのであつて、而して、これが爲めに只だに時間を空うするばかりでなく、更らに已に多少なりとも法律に觸れたことのある者に、其人の技能の水準以上の職業を無理に教へ込まうとして、感覺情緒の混乱を致し、却て將來に悪い影響を残すようなことになるのである。吾人の研究は、更らにまた、茲處へ入る青年の中で、眞に職業に興味を有つてゐるものは、只だ僅かに其の四分の一に過ぎないで、約半数のものは全く何等の向上心をも有つてゐない、といふ事實を發見したのである。此等の事實は深く考慮しなければならぬものである。

接收後、直ちに行はれる身體の診断では、約四分の一は身體の發達が不完全で、少くも二十パーセントは出生の時に已に或る病氣を有つてゐて、此等のもの、約半数のものは頭部に或る負傷を受けてゐることが分明かつたのであつて、是れで觀ても收容者の分類を考慮するに於いて診査の重要であることが證據立てられたのである。かういふ人達はまた後になつて、外傷とか炎症で腦に一定の損傷を受けかくして恐らくは腦炎を引き起す機會が

に重きを心理療法に置き、かくして、之を忽にした場合には起るかもしれない重大な懲罰事件の發生を防いでゐるのである。

最後に、診断の結果は、收容者の五〇・七パーセントは、適當な治療と訓練とを與へれば、社會に復歸させることができるもので、拘禁中も管理上から大丈夫何等の面倒を惹き起しはしないものである、といふことが明かに示されたのである。しかしながら、三二・八パーセントは精神的にも情緒的にもアブノーマル(變態)で、如何なるトリートメントも彼等の性行を變化せしむることは覺束なく思はれるので、或程度まで隔離してをく必要があり、常に注視を怠るべからざる部類のものである。

受刑者を拘禁生活に導き入れるための手續の如是のプラン(仕組)は、疑ひもなく、各受刑者を一層論理的に取扱ふこととなり、公正な處遇を與へんとする場合に屢々見る如き悲しむべき幾多のシステムを驅逐し、結局、社會の信用に資することになり、而して、自由の剝奪から得て起りがちな情緒上の懊惱を除き去ること大なるものありと信するのである。しかも夫ればかりではなく、かくして、屢々プリズン・ウォール(壁)の内に見出されがちな懲罰問題の大部分を除き去ることができ

かなりあつたのである。この事は、施設の管理に對する本人の反應の工合を察する際には見落してはならないものである。更らに、また診断の結果、收容者の僅か半数が收容の際良好な健康状態にあるものと考へられ得るだけで、而して、此等の缺陷の多くは、眼が悪いとか齒が悪いとかいふような治療し得るものであることが分明かつたのである。少くも二十パーセントは收容の際花柳病に感染してゐて治療を加へなければ、他のインメーツにとつては一つの脅威であるばかりでなく、假釋放ともなれば廣く一般社會にとつても危険極まりないのである。

考慮を要する問題は、性感と情緒との衛生に關する健全な概念を有たせることである。プリズンに屢々見受けらる變態性慾の多くのものは防止し得るものではあるが、必ずや常に存在する問題で決して根絶することのできないものである。これは、我々の收容者の三五・六パーセントは社會に在つて調和的な生活をするのに何の興味も有つて居らず、三八パーセントは初手から浮浪生活が好きで、四分の三は收容以前から猥雑な性關係に耽つてゐたもので、而して、約半数のものは、過度の飲酒を縱まゝにしてゐたものである、といふ事實を見ても推して知られるのである。是に於てか我々は、接收期間に於て、情緒の問題に省察を用ひしめようとする努むる企て、特

ある。是くの如き所以のものは、我々の診査が、受刑者の遺傳、社會的教育並びに職業上の背景、肉體上の缺陷智能、技能及び情緒の安定といふような諸點を子細に研究するからである。この研究は、受刑者がすれつからし受刑者と接觸する以前に完了させるのであつて、かくして悪い感化を防ぐのである。この研究から得られた結論によつて、當局の管理者は明かに各人を理解するを得て、受刑者を適當なる學級に編入し、適當なる作業を割り當てることができ、由て以て、然かせざる場合に起りがちな情緒上の苦痛を除き、同時に受刑者をして改造途上の努力を完からしむることができるのである。固よりこの施設の生活に適しない不合格者は、速かに隔離又は移監せしめて、面倒な問題の起るのを防ぐのは勿論である。かゝるシステムは、裁判所の言渡を受けて社會の必要上一定の期間施設内に留まつてゐなければならぬ人で、自ら進んでリホームせらるゝことを望んでゐるものもをリホームせんことを努むるものである。或る一人の受刑者自身の語りを借りれば、それは「受刑者をして勝敗の分岐點に立たせる」試みなのである。

Journal of Criminal Law and Criminology,  
September-October, 1933.

ニューヨーク州ワーウィックの少年訓練所

(先づ健康から)

「で、先生はあたしの手をびつしやり打つたんだ」と訴へながらボーイはすゝり泣く。「一體、どうして打たれたんだ」と物解りのいゝお父さんは訊ねる。「僕は知らない。僕は始終加算をまちがへてゐるんだが、頭が痛くて仕様がななんだ」。ボーイは只だかう言ふのみである。

父親が先生の處へ行つて様子をきくと、「あの子は質が悪くて改善の見込はない。いくら教へても心を込めて聞いてゐないので」と先生の答である。醫師に見せると、「脳の竇の故障だ、加算をまちがへるのは當り前だ」といふ診断である。

設である。玆處へ收容される少年は、みんな何か或る身體上の缺點を有つてゐるとか、又は、心のひねくれたもので、社會から委任を受けてゐる學校の中で其生活に調和していけないものばかりである。環境のための悪化といふことはよく言はれるが、しかし、環境よりも少年の健康状態が少年の犯罪の原因である場合が屢々發見せらるゝのである。なにせ、原因はともかく、其原因を除いて、少年を邪路より救ひ出さんがために、この學校は存在してゐるのである。と、ニューヨーク・タイムス紙は語つてゐる。

更らに、同紙の記述する所によれば、この訓練所にゐる九十人の教員は、コラムビア大學の師範科と聯絡を取つてゐて、イリアム・キルバトリツク、ゴツドマン・ワトソン、エデュアード・リンデマンの三博士の組成する教育委員の指導の下に、特にデリンケント・チャイルド(罪を犯した少年)に適應するように組み立てられた學課のプログラムが工夫せられ、已に實際に運用されてゐるのである。

等しく重要な特色と見るべきは、ニューヨーク市の診療所 (New York Medical Center) の職員たる醫師、精神病醫及びクリミノロヂストの協働のあることで、ス

手術が行はれてからは、加算もまちがはなくなり、頭も痛まなくなつたのである。

或は偏平足であり、或はむし齒であるとか、又は、眼が悪かつたり、其他心理的に妙な隠れた習癖があつたりすると、往々にしてボーイ(ガールも)をして悪い道に踏み込ませるものである。ニューヨークのワーウィックの州立少年訓練所 (State Training School for Boys, Warwick, New York)、特別の訓練と理解のある監督並びに同情のある了解の必要な、かゝる少年の十二歳以上十六歳までのもの、面倒を見てやる施設で、大統領ルーズベルトを初め、多くの教育家、クリミノロヂスト精神病學者によつて推賞されてゐるものである。此等の支持者、この施設を以てワーウィックより程遠からぬシン・シン・ブリズンよりも更に一層善く社會の目指す目的にかなつたものと信じてゐるのである。一人のボーイが、例へば偏平足のために、シン・シンへの最後の旅程を歩いていかなければならないとすると、それは少し氣の毒に思はれるのである。そればかりではないシン・シンは莫大な費用がかゝるのである。

ワーウィックのこのスクールは、今迄のかゝる施設につき物であつた傳統的な臭味の毫末もない少年犯人のスクールの中の最新式の設備を具へた醫務室で、二十人の重立つた専門家が、此等の少年の社會的復活のための有効なトリートメントを決定するために、熱心に少年を研究するのである。彼等は、少年の肉體上の缺點、情緒上の障礙、社會的環境といふものが、どういふ風に少年を犯行に導く誘因となつたかを知らうと努めるのである。單に一例にすぎないが、この研究の結果、已に、彼等は一人のボーイが多量の出血(この爲めに二人の兄弟が死んでゐるので)を怖れてゐる子があつて、他の子供と一緒にになると、ひつかゝれたりして、其のために出血して死にはしないかと恐れるため、他のボーイズとうまく折合つていけないことが發見されたのである。このボーイは、醫療を加へられて、身體の健康状態も良好になり、精神の平靜をも恢復しつゝあるのである。

今一人のボーイは、體軀の甚しく倭小なるため、ひどくきまりをわががつて、人中へ出るのを一種の苦痛と感じてゐたのである。今は、この子に腺の治療が施されてゐるのである。其外、齒がわるかつたり、眼が悪かつたり、偏平足であつたり、又は其他の身體上の缺陷があつたために犯罪的の傾向が生じて來たことが發見されたのである。かういふボーイ達に對しては、眼鏡をかけさせ

るとか、齒の治療をするとか、アーチ形の支架を入れた靴を穿かせるといふ極めて簡単な療法で、普通の身體に本復させてゐるのである。

この學校は、未完成の工事のまゝで、已に一年間實際に使用されてゐたのだが、最近に工事も竣成し、落成式が舉行されたのである。當日式場に於ける演説で、この施設の醫務部の主任にして、ニューヨーク市の神經學研究所長たるフレデリック・エー・テイルニー博士は、「今迄の短い間のこの事業の經營でも、多くの研究がなされたが、其結果、犯罪なるものは、全體としては、何によらず一つの原因で説明されるものではない、といふことが分明になつたのである。一人の人間の生活には、犯罪傾向を助長し、終に罪を犯かさしむるに至る多くの余りに多くのファクター（要因）が存してゐるのである。」と述べ、更らに、彼自身並びに友僚のために、「我々は、この學校を以て人間の行動を研究するための一箇のラボラトリー（實驗室）となすの任務に身心を捧げるものである」と述べてゐる。

自然に親しましめ、而して、額に汗して生くるの尊さを覺らしめんがために、このスクールは、コロニー・プラン（農場式）で建てられてゐて、あらゆる近代的設備

を具へてゐる。所謂リホーム（感化院）の特質ともいふべきものは、茲處には一つもないのである。農作仕事、ショップ・ワーク（工場の仕事）、それから、學課が終ると、ボーイズは色々な競技運動をやるのであるが、彼等の行動に加へられた制限といふのは、唯だファーム（農場）の境界標があるのみである。かくして、茲處で、シン・シンへの道を扼してゐるのである。

Literary Digest, November 11, 1933

### アメリカのデブルス・アイランド

（悪魔の島）

最近、合衆國政府の檢事總長カムミンクス (Attorney-General Cummings) が合衆國法上の兇惡な犯人を「エスケープ・ブルーフ」(逃走の虞のない)なサン・フランシスコ港中のアルカトラ島 (Alcatraz Island) に隔離拘禁するの案を發表したので、「デブルス・アイランド」の事が再び新たに新聞紙の話題になつて來たのである。(アルカトラ島は米國政府陸軍刑務所の所在地

昭和五年九月號「刑政」(參照)。同時に、フレンチ・ギアナに於けるフランスの、アフリカのヴィラ・シスネロスに於ける西班牙の、リパリに於けるイタリアの、及び、ベンガル灣中のアングマン島に於ける英國の、以上それ／＼の國々のピーナル・コロニー(流刑地)の施設が問題となつて來て、かゝるプリズンの社會に對する功用、受刑者に於ける影響について賛否の論が闘はされてゐる。

アルカトラはサン・フランシスコ灣の水上に浮ぶ十二エーカーの小島で、スペイン領であつた時代には、要塞として用ひられてゐたものである。一八五八年以來、陸軍刑務所となつてゐて、最近は、デイシプリナリー・バラック(懲治場)と呼ばれてゐたのである。島をめぐる潮流は迅くて危険で、逃走に對しては有効な障壁となつてゐる。今迄の報告によると、逃走に成功したものは唯だ一人だけだといふことである。

逃走の困難であるといふ一事を除いては、このアルカトラとフランスのフレンチ・ギアナ(南アメリカ)の有名な「デブルス・アイランド」とは比較にならないもので、アルカトラのプリズンは凡てがモダンで、寒い時にはステイムが通り、栓をひねれば水が出るし、競技

運動の設備は十分で、至れり盡せりである。

### 眞箇のデブルス・アイランド

十九世紀の末にフランスの政界に大センセーションを捲き起した軍機漏洩に關するドレヒユウ事件以來(註)事件の主人公と目されたドレヒユウ大尉が猶太人であつたので、終に無實の罪で此島に流されたのである)、ピーナル・コロニーのシンボルとして世界に多高いデブルス・アイランドは、全くこれとは異つてゐるのである。ナイルス女史は、其著「デブルス・アイランドに流された」(「Condemned to Devils' Island」)の中で、彼女島の氣圍氣と出來事について語つてゐるが、其一節に、「奇妙な興奮を起させる碧い海の色にうつて、風にひるがへるグリーンへのッド・ドレスをかぶつた赤裸のダンサーのなやかな體軀にも比するコ、ナット・パルムの樹列、マンゴのまつ黒にかたまつた草むら。樹の下には、三々伍々として、強い赤や、ピンクや、青やグリーンの女の衣服。」と述べてゐるが、これが茲處へ到着した受刑者の第一印象で、全くチャイミングなものである。しかし、この受刑者が一と度びバラックの中へ入ると、「室の兩側に、三つ一と組になつて、壁から室

の中央へ向け、床尾を向き合はして、ブランク（蒲團）のない板のベッド）が列んでゐる。ブランクの間隔は恐らく十二インチをすぎまい。二列のブランクの間を室の長さだけ約六フイートの廣さの廊が走つてゐる。其外の設備といへば、ブランクの取りつけてある壁に在る一個の棚だけである。

後になつて、この新入りの青年に古顔の受刑者が語つてゐるのである。「朝はブラック・コーヒーの一杯、晝は、パンの半塊と煮た肉の一片——精確には百グラムだ——、そして、夜は、米か豆のワンカップだ。これで、人間生きて働いていけるだらうか」と。

デブルス・アイランドとスワンブ（沼澤）

デブルス・アイランドとその連れのロヤール及びサ・チオセフは、ケーヌに近いギアナ海岸を離れた島で熱い單調な熱帯の大氣の下にあえいでゐる荒涼たる土地である。茲處に住んでゐる受刑者と、本土のケーヌや、マロニ河に沿ふて散在するデヤングル・プリズンに在る其の仲間は、みすばらしい毛髪の蓬々した半裸體の一群で、垢にまみれ、太陽の熱でまつ黒に焼けてゐる。本土にゐるものは、眼の届くかぎり廣漠としたデヤングルとスワンブとを眺め入るだけである。

あるが、しかし、別にまた一部の人達は、かういふ土地に多數の兇暴な人間を送るのは、天然の資源の開發を阻害するから、ビーナル・コロニーは政策として策の得たるものでないとして之に反對するのである。この一部の人達は、ニュー・カレドニアの失敗もこの理由によるもので、フレンチ・ギアナでも同じ結果を見るに至らうと言つてゐるのである。

其他の國々

多くの他の國民も、今迄に犯罪人の流刑を試みてゐるが、其結果は様々である。イングランドは、嘗つてアメリカとオーストリアのボタニー灣へ犯人を送り出したが、其後英國人に限つてはこの政策を適用しないことにしてしまつた。しかし、今日も、英國はベンガル灣のアンダマン島にビーナル・コロニーを有つてゐて、此種のコロニーの中で最も成功したものとして報ぜられてゐる。茲處へは、兇暴犯を行つた印度人が送られて來たのであるが、今は、もう流刑は廢止されてゐるのである。茲處は、氣候が好いのである。受刑者は、或る條件の下に、結婚を許され又は家族の元へ歸休もできるのである。或る程度の自治が許されて居り、作業は受刑者の利得となるのである。この政策は非常に成功して、それが

茲處へ送られたものは、絶望の余り、氣も狂はんばかりになつて、幾度か逃走を企てるのであるが、逃げ了せるものは殆んどないのである。大陸の方へ逃げようとするれば、恐ろしいデヤングルと、疾病と、飢餓と、彼等を捕へようと待ち構へてゐる土人の危険に遭遇するし、若し萬が一うまく助かつて、和蘭土領のギアナに逃げのびたとすれば、すぐと其筋の手に捕へられるのが普通である。そうかといつて、海へ出れば、危険は勝るとも劣りはしない。

過去五十年間に、總稱をデブルス・アイランドと呼ばれてゐるこのビーナル・コロニーへ送られたものは、五萬人を下らないと註せられてゐる。このコロニーは、大平洋のニュー・カレドニアに於ける同様のアイランド・プリズン（島の牢）が不成功に終つた後に建設せられたものである。ニュー・カレドニアの失敗には二つの原因が與へられてゐて、一つは、氣候が余りに好くて、其處へ流放しても眞の刑罰の効き目がないからで、一つは、受刑者がコロニスト（開拓者）として不向きといふことだつたのである。

フランスでは、輿論の大部分は、デブルス・アイランドへ送られる人々の苦難に同情するに傾いてゐないのである。今だに一回の暴動も起らないそうである。スペインは、アフリカに二つのプリズン・コロニーを有つてゐて、其一つが前記のヴィラ・シスネロスである。茲處へ、去年、共和制に反逆した人達を送つたのである。

ソウヴェト・ロシアでは、ロシアの本土の北部から幾マイルか隔つたソロベツキー島へ多くの受刑者を追放してゐる。メキシコでは、西海岸をはなれて、鰐魚の群がる海中のマリア・マドルの島に一つのプリズンを有つてゐる。イタリアでは、シ、リー島をはなれて、殆んどストロムポリ島の影になつてゐるリパリ島へ普通犯人並びに政治犯人を送つてゐる。

このコロニーについての賛否の論は、ファツシヨの賛否を分つ線によつて分たれて、ファシヨに反對するものは、このコロニーの過酷亂暴なことを口を極めて罵つてゐるのである。リパリは、數年前、茲處に囚れてゐた元の首相の甥のフランセスコ・ニツチも其一人であつた政治犯人の一群の逃走によつて、デブルス・アイランドにも比ぶべき評判を世界に高めたのである。

# オスボーンの義勇囚

## 千船生

所謂囚人自治の制度は、トーマス・モット・オスボーンがオーバン監獄における一週間の義勇囚生活から生れ出たものである。

彼は一九一三年夏、ニューヨーク州知事によつて監獄改良委員會の委員長に擧げらるゝや、苟しくもその事業をして成果あらしめんとするならば、先づ問題の根本に遡り、囚人生活の實状を見究めねばならぬとの決心を抱いた。而してその爲めには事を單に外部よりの觀察によつて知らうとするよりも、囚人どほりの生

活を一週間経験する方が、たとへ本當の囚人がもつ全ての感情は経験することが出来ないにしても、監獄生活の實情なり、それが囚人に及ぼす影響なりを遙かによく知る方法でなければならぬと考へた。そこで彼は友人である處のオーバン監獄の典獄チャールス・エフ・ラツティガン

の許可を得て、その實驗を始めることになつたのである。はじめ彼は事の公表を欲しなかつた。出来ることなら典獄以外の者には身分を明かしたくないと思つてゐた——その方が新聞記者の耳にも入

らないで済むので。しかしそれには典獄が反對であつた。囚人達が疑惑の眼をもつて見るやうでは折角の目的が達せられないだらうといふのであつた。

そこで彼は愈々囚人生活を始めようといふ前日の日曜日、教誨の済んだ後で、義勇囚としての志望並びにその理由を全囚人に向つて話した。又役人達にも決して特別の取扱をしないやうに、囚人達の前で頼むことを忘れなかつた。

かくして、彼の義勇囚生活は始められたのであつた。

### 二

九月廿九日月曜日の朝、オーバン監獄の玄關に現れた彼は、直ちに表事務室へ通された。そこで型どほりの記録が作られ、トーマス・ブラウ

ンといふ名前と三三三、三三三三といふ番號とをつけられて、愈々彼は役人の手に引渡されることになつた。役人は彼を裏事務室の方へ連れて行く。鐵の扉が開けられ、彼等は鐵の階段を降りた。重たい扉がボタンと閉まり、錠を下ろす音が背後に聞える——その時のいやな感じは彼にとつて終生忘れることの出来ないものであるといふ。

先づ裁縫工場へ、黒人の囚人が彼の背中を流してくれた。それから衣類やその他の所持品を取り上げられて、すつかり獄衣に代へられた。かくして、彼は完全にその個性を失つてしまつたので、後になつて親友達が彼の義勇囚ぶりを見にやつて來た時も、遂に氣がつかなくなつた程である。この個性の剝奪といふことが、

實は監獄制度の象徴なのである。それは總ての人間を平等の水準——最も低い、最も悪い水準ではあるが——にまで引き下げようとする努力なのである。

次いで、彼は、矢張り武装看守に護衛された儘、戒護主任の處へ連れて行かれた。戒護主任は監獄規則について穩かに説明を與へた後、製籠工場への配屬を命じ、そして再び記録を作つた。次ぎが教誨師。教誨師はニコニコと彼を迎へ、聖書をくれ、

三たび記録をとつた。續いて保健技師。そこで彼は綿密なる身體検査を受け四たび記録を作られた。さて最後がベルチオン検査の書記である。こゝでも綿密なる測定と寫眞撮影があり彼は五たび記録を作られたのであつた。

タオル一本に石鹼一個、それと聖書が一冊、これだけの携帶品を持つて彼は愈々その居房へ案内されることになつた。行つて見るとその居房はこゝの監獄のうちでも最も舊造に屬する二階第十五號室で、左翼舎の左側なのであつた。彼はその鐵格子の扉のついた石檻の中に初めて閉ぢ籠められた感想を、その時次のやうに書き認めてゐる。

「愈々私は囚人になつた。錠が二重におろされてゐる。人間の力では、余自身を以つてしても、もはやこの鐵格子を開けることは出来ないのだ。成程私は義勇囚である。しかし、義勇囚だからといつて、居房の扉を勝手に開けることは出来ないのだ——それは外の誰れかの手を借らねばならないのだ。束縛の——拘禁の恐しい氣持がひしひしと感ぜられて來る。私は子供の時分

偶然押入に閉ぢ籠められた時の苦悶の瞬間を思出した。

私の居房は私の脚で測つて間口が丁度四尺、奥行が七尺半、高さは約七尺ほどある。鐵製の寢臺が壁から吊つてあり、それが壁の方に疊み込んである。そしてその上には蒲團と毛布が懸けてある。家財道具といつては一脚の腰掛と、鉤をはづすと壁から垂れ下がるやうな仕掛になつてゐる棚机と、洗面用の水を入れた金盥と、その他の用に使ふ蓋のついた鐵バケツと、ブリキの水飲みコップと……そして、隅に立てかけられた古簾だけである。棚の三段ついた小さな木の戸棚が左手の隅に据えつけてあり、反對の右手の隅には寢臺の端に枕がぶら下がつてゐる。

こゝはこの監獄のうちでも最も舊造の居房である。しかし、床はコンクリートだし、壁や天井は漆喰で塗つてあるので、見た眼にはきれいに見える……

……電燈が円なり形の天井の中心にある鉤からぶら下がつてゐて、頭にぶつかりさうだ。

三

晝少し前頃一人の役人が彼の居房にやつて来た。それが彼等の組の擔當で籠工場受持の看守だつたのである。役人は彼に向つて改めて工場や食堂などの動作につき注意を與へた。之に對し彼もまた興味と尊敬の念を以つて耳を傾けた。

正午の時間になると、挺(てこ)のカチカチいふ音、扉のドーンと閉まる音、それから階下の石の歩道と階上の木の廊下に無数の足音が聞え出して来た。けれども、不思議なことにはそれだけの物音の中に人間の聲は遂に聞かれないのである。それは沈黙主義が嚴重に守られてゐるから

である。やがて彼の廊下の方にも挺の音と扉の開かれる音が聞えて来た。役人が挺を下ろしながら居房の前を通つて行つた。彼も重たい扉を押し開けて廊下を隨いて行き、鐵の階段を降りて階下の石だたきの廊下に出た。こゝで彼は列の最後に置かれた。それは新米なので彼の歩調がまだ役人に分らなかつたからである。一同は暫く腕を組んで立つてゐたが、やがて黙々たる鼠色服の行列が動きはじめた。合圖は看守が套鐵を嵌めた棍棒を以つて石の床をたたくのである。囚人達は右手を左胸部にあて、それは一つには敬禮の意味であるが、主たる理由は右腕に何等害意のないことを明かにするためなのである——長い行列は大きな食堂へトットと進んで行つた。そし

てテーブル用の狭い棚に向つて各々席を占めた。誰れもかれも同じ方向を向いてゐるので、自分の前の棚のところ座つてゐる男の後頭部しか見られないのである。

一千四百の人間が一堂に會食してゐながら、しかも人聲一つしない——といふことは、何んと薄氣味の悪い話だらう。彼はさして食慾がなかつたので、晝食のために割當てられた數分間の時間を、前列の男の背中や、同列の男の横顔や、さては頭をめぐらして後列の男の顔などを研究するのに費してゐた。すると、居房に歸るや否や、看守がやつて来た。「ブラウン、お前は晝食の時あたりをキヨロ／＼見廻してゐたが、あれは御法度だぞ。今度だけは大きく見しておくが、二度とあんな眞似を

したら承知せんぞ。規則にはチャント「目は前に」と書いてあるんだ。彼は役人に謝まるよりほかはなかつた。そして、その後は二度と禁を犯すことをしなかつた——少くとも役人の見てゐる處では。

午後、彼は組の者と一緒に製籠工場に出たが、行つて見ると、幸ひにもそこはこの監獄中で交談の許された——それも極めて制限されたものではあるが——唯一の工場だつたのである。擔當看守は彼に向つて、席を離れないこと、役人の耳に入るやうな大聲で話さないこと、他の役人若しくは參觀者が入つて来た場合には直ちに口をつむぐこと、といふ三つの條件の下に話をしてもよいことを教へた。この寛大なる處置の理由として役人が彼が説明したところ

は次の如くであつた。

『この組の者は扱ひにくいといふ評判になつてゐるので、私はいくらかゆとりを與へた方が巧く行くだらうと考へたのです』と。

かくの如き重大なる規則の緩和があるので、こゝではすぐ同囚と仲よしになることが出来た。彼等の方でもまた一風變つたこの新參者と近づきになることを喜んだのは當然であつた。彼としては、たゞ自分の口を動かさず、自分の聲を聞くためにだけでも、彼等と付き合ひになることを望んだのであつた。つまり、彼は幾許もならずして、もし誰れとも交談を許されないとしたら、その身が破裂してしまふだらうといふことを感ずるやうになつてゐたのである。監獄の友情は熟することが速い。

三日と経たないうちに彼は数名の仕事仲間と親しい仲になつたが、その中には彼の一生にとつて最も大事な最も有益な友達も出来たのであつた。しかし、それらの友達は決してさう易々と出来たものではない。彼の仕事の相棒と授業手を勤めてゐる囚人とを除いては、彼と交談することとは誰れにも許されてゐなかつたのである。ところがいゝ鹽梅に彼の席の右手の處に一本の柱が立つてゐてそれが近づきになりたい連中のため極めて恰好の衝立の役をしてくれたのである。彼さへ首をまはさないやうに氣をつければ、役人には彼が相棒以外の者と話してゐることは分らずに済むのである。かくして、彼もまた、囚人の第一の義務にして唯一の愉快たる——看守をだまし、そ

の鼻をあけることを覺えたのである。三時半になると事實上仕事はお終ひで、みんなゆつくり顔を洗ひ、柱と柱の間の極く狭い範圍のところを往つたり來たりするとか、順々に手渡される御法度の新聞を讀んだりしてゐる。そのうちベルが鳴ると共に整列、點檢、そして役人の監視の下に汚物入れのバケツの乾してある網棚のところへ行つてそれを受取り、それから廣場を通つて居房へ歸るのである。房舎の入口のところに、パンを入れた大きな盆をもつて囚人が二人立つてゐる。その中から銘々ほしいだけを擲んで、居房へと廊下をいそぎ歸るのである。居房に着いてもう一度點檢、そして夜のために完全に錠を下ろされる。

四

入監第一夜の感想！その恐しさはすべての囚人が口にするとところである。素人の囚人には如何にしてもその深刻さを測り知ることは出来ないのであるが、彼はその時の感動をかう書き誌してゐる。  
 『夕方五時半頃だつたかしら。時計は持つてゐないし、何處にもそんなものは見當らないので、はつきりした時間は分りやうがないが。  
 私は再び居房に閉ぢ籠められた。しかも、今度は終夜だ——何んと致命的な十四時間よ！  
 私には物を書くとか、本を讀むとか思索するとか——澤山爲すべきことがあるが、他の、本の讀めない、物の書けない、或は兩方とも出来ないやうな連中は、一体どうするのだらう？ それからまた、私はたつた六晩だけこの石

窖の中に寝ればよい、のだが、他の、一月、一年、五年、十年、或は一生寝なければならぬ人達はどうするのだらう？  
 如何にして彼等はそれにたへ忍んで行くのだらうか？

九時の消燈までは私は私自身の主人公だ。私一人しか住んでゐない處の、此四尺に七尺半の世界の主人公だ。他の人間達が周圍に住んでゐる——兩側に、背後に、階上に、そして階下に。けれども、みんなこの大きな社會の中でお互に厚い二重壁をもつて隔離されてゐるのだ。私は天涯の孤獨だ。私は未だかつてこんな奇妙な氣持になつたことがないのに、たまらなく淋しい。大勢の人々の中にある淋しきといふものは諺としては聞いてゐるが、實際、目に見えない——聲も聞えはしない——人間の群の中にある淋しきといふものは、その中に何かしら重くするし

恐怖を持つてゐる。それはとても口では云へない。感じて貰はねば仕方がない。  
 ……………

右に書き現はさうとしたその孤獨感を、今私は感じはじめた。何か物音がする。が、それは階上、階下を歩く足音か、門のカタンと鳴る音か、錠前の軋る音か、もしくは忍び足音か、遠くの方の扉の音だ。周圍に住んでゐる友達も姿も見えなければ聲も聞えない。居房でももつと廣かつたら、動物園の動物のやうに部屋中を歩きまはりもしように、こゝでは机から立ち上がるやうにすぐ鐵格子の扉にぶつかる有様なのだ。段々薄暗くなつて來た。殊に廊下の方は尙更暗い。もう殆んど物音も聞えなくなつた。部屋の中の電燈はやつと本が讀めるだけの明るさだ。恐しく淋しい。  
 翌朝また、彼は前夜の經驗を書き

誌した。

『第一夜が明けた。誰しもこの世限りのものだといふ。全く休息と元氣回復の時間としてはとても成功とは云へない。少くともそれは「一日の心勞のほどこけた袖を縫ひ合せる」上に殆んど役立たないものであつた。九時に電燈は遂に消えた。私はその前から寢床にもぐり込んでゐたが、あんなシヨツクを受けやうとは全然豫期してゐなかつた。居房に電燈の點いてゐる間は扉の門が外の暗さに對して鼠色に見えたのに——それだけでも充分氣味が悪いのに、電燈が消えると同時に階下の廊下からの明かりで、扉が實に恐しい、この世ならぬ黒さの格子に變つてしまつた。門の黒さが迫つて來る——段々と近づいて來て顔のところまで止る——やうな凄味を帯びてゐる。目を閉ぢても駄目だ。チャンと在り處が分つてゐるのだから。閉ぢた臉の間から鐵の門

の黒さが感じられる。それが魂の中ま  
で灼きついて来るやうに思はれる。こ  
んな恐しさは未だかつて経験したこと  
がない。私には人々が夜となく晝とな  
くこんな石の墓場の中に閉ぢ籠められ  
てゐながら、どうして氣狂ひにならず  
にゐるのか、不思議でならない。

併乍ら十時少し前に私は眠りに落ち  
ることが出来た。私は九時五十分のニ  
ューヨーク中央線列車の音によつてそ  
の時間を知ることが出来たのであつ  
た。どれほど眠つたのか分らないが、  
私は他の房から時折聞えて来る感傷的  
な咳嗽や嘆息や呻吟によつて随分妨害  
を受けた。他の多くの人々も私よりよ  
く眠れはしないのだらう。それには、恐  
らく、電燈の光りを我々の顔に差し向  
けながら巡回して歩く夜勤看守のデリ  
ケートな心づかひも関係がある。たし  
かにあの習慣は熟睡を妨げる。夜警は

自殺を防ぐためになされるものだとき  
れてゐる。前晩も可哀さうに自殺を圖  
つた者があつたといふ。そんなことは  
珍しいことではないといふ。

何といふ話だ！  
私はまだ自殺をするほどの氣持には  
なつてゐないので、その閃光は明かに  
うるさい。しかも、それはいつも私が  
やつと眠りに落ちたと思ふ時分にやつ  
て来るのだ。

そして、いつも驚いて目をさます毎  
に、あの恐しい門の黒さが薄明かりの  
廊下に反射して目に映つるではない  
か！

五

長い、不安な一夜が明けると、ま  
た一日の課程がはじまる。起床のべ  
ル——（誰れもその前には起きやし  
ない）それから着衣、續いて鐵格子  
の扉が開けられ、挺が下ろされる。

銘々扉を押し開け、重たい鐵バケツ  
を提げて、長い廊下を戸口のところ  
まで行く。

千四百の囚人は一人残らず（病院  
に入院中の者を除き）毎朝そのバ  
ケツを下水溜にあげて來なければな  
らないのである。早朝からの行列は  
不愉快以上のものである。バケツは  
その儘乾かす爲に、そして——恐ら  
くは——消毒するために、網棚の上  
に置いて來る。居房へ歸ると部屋の  
掃除だ。それから朝食。

朝食が終ると工場へ。午前の作業  
があつて晝食。晝食を済ませてまた  
工場へ。午後の作業、そして居房へ  
歸る。これが毎日、毎週、毎月、毎  
年の退屈な、定まりきつた監獄の日  
課なのである。氣狂ひが出るのに何  
の不思議があらうか？かゝる拷問的

單調に服従させられてゐる人間から  
一體何を期待し得るであらうか？交  
談を許されたとしても充分恐しいこ  
とである。沉んや死のやうな沈黙の  
下に於てをや！

その後も六日間の間彼は毎日バケ  
ツを下水溜に持つて行き、食ひたく  
もない朝、晝の食事を騒々しい、とい  
つても無言の食堂でした。ゆゑ、籠製  
造工場で働き、バケツを提げて居房  
に歸り、パンと水の夕食を寂しく居  
房内で食し、そして長い、わび  
しき宵と、暗く恐しい夜とを、どう  
やら過ごしたのであつた。

あゝ！何たる生活であらうか！！

彼にとつては、併乍ら、經驗が新  
しかつたため、まだいくらか興味が  
あり、日々の灰色の寂莫を破るもの

があつたのである。例へば、火曜日  
の朝、彼は相棒のジャック・マーフ  
イと一緒に籠工場から十人だけ石炭  
車を曳く手傳ひにやられた。午後に  
は新聞記者の一行が參觀にやつて來  
たが、彼のゐることに氣がつかな  
かつた。水曜日の朝には戒護主任が  
やつて來た。ジャック・マーフイが  
顔を刺つた。午後彼は教師によつて  
學力の試験をされた。なほこの日は  
彼の組が一週一度の入浴日に當つて  
ゐたので、彼も一緒に入つた。それ  
から參觀者がこの日もやつて來たが  
矢張り彼には氣づかなかつた。夜、  
向側の舍房ではたちのよくない若い  
病囚が懲罰房にひつばられて行くの  
で、こた／＼が起つてゐた。なんでも  
その男は途中で散々なぐられてゐた  
やうで、他の囚人達が居房の中から

看守の暴虐を罵つてゐるのであつ  
た。木曜日にはジャックと彼とが材  
木車を曳きに行つた。午後は相棒と  
監獄改良の議論をした。金曜日、こ  
の日彼は腹工合を悪くした——それ  
は朝食の時、役人達の方ではコーヒ  
ーと呼んでゐるが、囚人仲間では「密  
造酒」と名づけてゐる處のいかさま  
ものを飲んだからである。それでも  
工場では仕事に精を出した。晝食後  
暫く假睡をとり、あとはずつとマー  
フイと監獄の現状並にその改良策に  
ついて議論を闘はした。その時の議  
論によつて囚人自治制に關する彼の  
腹案はすっかり出來上つたのであつ  
て、この日の感動は翌土曜日までお  
さまらなかつたと彼は書いてゐる。

六

彼は監獄に入るとき、歸る迄には

是非一度懲罰房に入りたいたいものだと考へてゐた。其希望は一週間監獄にゐる間に益々強くなり、土曜日迄にはとう／＼決心をした。懲罰の経験を嘗めずには監獄生活で何を學んだとも云へない。彼には、暗黒房の事をいふと、何故囚人達の顔に名状し難い、恐しさを思出した時の様な緊張した表情が浮ぶのか、其原因を尋ねて見たいと思はれたのであつた。

オーバンで「クラーラー」又は「ジェル」と呼ばれてゐる懲罰房に入る事はいと易い。彼は無断で手洗ひに立つたといふ廉で擔當看守から叱られたのを口實に「もう仕事はしない」と言ひ出したものである。すると、先生にはどうしようもないので看守長を呼んで来た。看守長は彼を戒護主任の處へ連れて行つた。そし

て簡単な取調があつてから、直ちに「クラーラー」への收容を言渡されたのであつた。大きな鍵をもつて壁の中の堅牢な鐵扉が開けられた。彼の係りの役人が案内をした。その恐しい部屋の戸口に近いところで別の鐵扉が右手に開いて、彼等は漸く「ジェル」の中に入つた。次ぎに掲げるのは、彼がそこに入れられて間もなく書いた感想である。

「オーバン監獄のジェルは現在では犯罪者を懲罰のために入れる處だ。その犯罪者が工場内で聲を出したことも、又は同囚若しくは役人に危害を加へようとしたことでも、罰は同じこととで、たとへ期間に差があるのみだ。私の聞いた處では、一定の反則に對して一定の期間が定められてゐる譯ではない。従つて、懲罰房にぶち込まれる當人には何時までそこに置かれるのか分

らない。役人の考へでは、原因の如何を問はず、「精神の挫ける」まで置くがよいとしてゐるやうである。

このジェルは人間の精神を挫けさせる作用を果たす上に洵に恰好の場所にある。といふのは、一方の隣りは屍体室であり、片方の隣りには夜晝斷えザブ／＼いつてゐる處の發動機が置いてある。それは長さ約五十尺、幅約二十尺の圓天井の石牢である。北隅に沿ふて一脚の木製の椅子と獄衣を入れておく戸棚とがあり、屍体室に接する方の東側の壁に沿ふて一列に八個の居房が並んでゐる外には何も無い。その八個の居房は全部堅い板鐵で出来てゐる。居房は間口が約四尺半の奥行が八尺、高さが八尺ほどである。申譯ばかりの換氣装置——居房の天井に小さな穴があいてゐて、こゝから鐵の管が通じてゐる。従つて管の通つてゐる部分は何んにもならない。事實、特別に重

たい格子扉を浸透して来る以外には居房には空氣がないと云つてよい。

居房の外は圓天井の室の北と南の兩端に一つづつの窓がある。けれども、こんな窓からは僅かばかりの光線しか射し込まないので、明るい、陽のあたる日中の外は、居房の中を見るために電燈を用ひねばならない。部屋の南端に便所と流しがあつて、囚人に與へる水はこゝから給せられる。ライリー局長及びラツテインガン典獄が就任する前は囚人一人當りの水の支給は一日につき一ギル(約八勺)と定まつてゐた!

流しは、ジェルに在る囚人には顔を洗ふことを許さないといふだけの理由で、洗面用には使はれない。

彼はたつた十四時間の拘禁で、身體には熱を覚え、神経は昂ぶり、すつから憔悴して出て来たのである。しかし、その時彼の心中には、「突

如としてもはや憤怒ではないところの感情が浮んで来た。それは、彼が『今出て来たばかりの地獄になほ残つてゐる哀れな人達、嘗てそこに入れられた人達、又は將來そこに入れらるべき人達、更に大きく云へば、高い障壁によつて取り圍まれた監獄といふこの大都會——そこは憎惡によつて支配され、邪惡が蔓り、愛が禁じられてゐる——のすべての住民、に對する抑へがたき同情の波であつた』のである。

× × × × × × × ×

以上をもつて筆者は彼が一週間に亘る義勇囚生活の大体の記述を終へたが、これは全くホンの輪廓にしか過ぎない。ジャック・マーフィとの監獄改良談などの如きについては是非とも觸れなければならぬものが

あるのであるが、暫くそれは後日の機會に譲りたい。

筆者はたゞ、嘗ては玖波文一郎實は正木先生の「義勇囚」をもつた本誌の讀者のために、オスボーンのそれを紹介しておきたいと考へたのであつた。



# 洋行談片

司法書記官 船津 宏

本文は、茶話會に於ける船津書記官の講演の筆記である。もし間違ひがあつたら記者の責任である。

(一)

私は、歸朝してからも半年にもなるので、洋行談といつても話はふるい。洋行中は面白いと思つたこともあるし、多少目新しい見聞もないではないが、今はニュース・ヴ・アリユーもないので、皆さんの前でおしやべりすることは何程か躊躇さるゝのでもあるが、纏つた鹿爪らしい話は抜きにして、何か興味中心の話を断片的になし、座談的になし、御披露に及んで見よ、との御話であつたので、アそのつもりで、私が外國に滞在中、多少面白いと思つた印象や、奇異に感じた

出来事を、ほんの胸に思ひ浮ぶがまゝに少しばかり御話いたさうと思ふ。そのおつもりで、餘り多くのものを期待されずに、しばらく御清聴を煩はすことに願ひたい。

先づ歐洲の土地を最初に踏んだ、上陸の乗つてゐた靖國丸がマルセイユに着いたのは昨年九月の末、早朝の事であつたが他の乗客達がそれ上陸といふので大さわぎをしてゐるにも拘らず、私は持つて生れた悪い癖で、頗るの朝寝坊である。キャビンでいゝ氣持でウト／＼してゐると、ドアをノックするものがある。

る。呼び入れて見ると日本人のガイドで紹介状を持つてゐる。上陸の一切の手續をいたしませう、といふのである。私は前々からマルセイユには日本人のガイドがゐて、正直で親切な男であるといふことを聞いてゐたので、は、アこの先生がさうだな、と思つて訊いて見ると、その男は、イヤ私は日本人ではないが同じ店にゐる者ですといふ。私は多少當てがちがつたが、他を探してゐる餘裕もないので、不取敢そのガイドに一切の手續を依頼することにした。で税關の出張所で荷物の検査を受けて、通關手續をすました。ところがガイドは、他の客の方が忙がしいので、私に、他の用をすまして、すぐ歸つて來ますから、どうかキャビンで御待ちなすつてゐて下さいといふ。私もまだ顔も洗つてなかつたので、ではキャビンに待つてゐるからといつて、一人部屋へ歸つて上陸の支度をと、のへて、ガイドの歸つて來るのを今か／＼と待つたが、先生どうしたものか姿を見せない。は、可笑しいぞ、と思つてキャビンを出て見ると、

あたりに人ツ子一人見えない。他のケビンでも甲板でもガランとしてゐる。船客は全部上陸してしまつてゐるのである。これは／＼と思つて波止場の方を眺めると、一時程の混雑はない。上陸客はもう各がじゝの方角へ散つてしまつてゐるのである。こゝに於てかさすが呑氣な私も自分のいかにも氣の利かない立場を自覺したのである。俊寛ではないが、自分一人、船の中に取り残されてしまつたのである。そこで私もあわてふためいて上陸したんだが、荷物はガイドが何處かへ持つて行つてしまつてゐる。探さうにも探す手だてがない。ボカンとしてゐると、折も折、異邦の一書生の間抜けさ加減を笑ふもの、如く、俄雨がさつと降り出して來た。私は上陸第一歩、とても無残な氣持ちにさせられてしまつた。さてしもあるべきでないので、タグシーを驅つてガイドのオフィスといふのを探しあて、訊いて見たが、オフィスといふは名ばかりで事務はとつてゐないらしい。仕方がないので、今度は俄仕込のフランス語を役に

立て、やつとガイドの自宅を突き止めて訊いて見たがとんと要領を得ない。留守のものゝいふには、夕方バリ行の汽車が出るまでは歸宅しない。しかし午後には日本人をつけてホテルへ行く筈になつてゐるから、ホテルへ御出でになつたらわかるかもしれない、といふので、その足で早速ホテルへ出向いて見ると、ホテルではいゝえ、そんな御約束は承つてゐませぬといふ返事である。途方にくれたがまゝよ、とステーションへ行つてしばらくブラ／＼してゐると、かれこれ夕方になつて、ヒョククリ當のガイド先生がそこに現れて來た。一日脚を摺木にしてやつと敵に廻り合つた形である。どういふわけで僕をおいてけぼりにしたのかと、私が少々中ツ腹で詰ると、ガイドのいふには、いや實は申譯のない事ですが、波止場でアナタによく似た人がゐたのでツイアナタと見間違へて、早く／＼と急ぎ立てたところ、その方もこれ幸ひと思つたのでせう、よしツてんで一緒に自動車

違ひと分つて、これはしまつた。さぞアナタが困つてゐらつしやることだらう、と、實は私の方でもそれかアアナタを探ね廻つてゐたのです、といふ話である。さう判つて見れば結局飛んだお笑ひ、といふことですが、これが私の上陸第一日の失敗である。それといふのが言葉がうまく通じないからである。しかしこれが薬となつて、私には一つの自信が出來た。といふのは、言葉は出來なくとも手まね足まねで、大ていの事はやつてのけられるといふことである。事實私はやつてのけたんだが、その代り大汗をかいてしまつた。

(二)

さてバリで私はサンテといふ刑務所を參觀した。この刑務所で特に私の注意を惹いたことは、政治犯人に對する取扱ひが非常に寛大であるといふことである。元來政治犯人の取扱ひは日本と歐洲諸國とは大分ちがつてゐるやうである。サンテ刑務所では政治犯人を獨居房に收容

してゐるが、夜九時までは出入自由である。一定の區割があつてその範圍内では何人も出入自由である。まことに伸んびりしたものである。それに御馳走の豊富なこと驚くべしである。ちよと献立を見ても、朝、晝、晩ともどうして私共が向ふの下宿屋で食つてゐるものなどに比し、ずつと上等である。朝はとにかくとして、晝の献立には肉が一皿、野菜が一皿、その外に食後の果物も出ればチーズもつくといふわけである。晩には右の外にスープまで副へられる。それに一日一回は四合瓶に四分の三程の葡萄酒を飲ませる。おまけに喫煙は自由勝手と來てゐる。これが囚人の生活かと、私共から見れば奇異の感に堪えない。面會も非常に寛大なものである。面會の際は戸を締め切りにして擔當看守が立會ふといふやうな事はない。一切干渉がましいことをしない。細君が面會にやつて來る場合でも同様である。フランス行刑のかうした流儀は、各國の政治犯人處遇の中でも、特に注目に値するものであると思ふ。これは

フランス革命以來、同國の傳統的政政策となつてゐるものだからである。その時も行刑當局が語つてゐたが、フランスでは政治犯人に對する取扱ひは年々寛大になりつゝあるとのことである。

隣國のドイツは、どうかといふに、これは法制上その他では、政治犯人に對しては多少特別の處遇法を設けてゐるやうであるが、實際にはさしたる差別待遇をしてゐない。その點フランスとは可なり趣きを異にしてゐるやうである。ベルリンにある未決のマーピット刑務所あたりでも、政治犯人に對し特に差別を設けてゐない。ベルリン郊外のブランデンブルグ刑務所では、裁判所からいはいゆる確信犯人として送つて來るものに對しては、多少差別的の取扱ひをしてゐるやうに見受けたが、フランスのやうなものではない。一例をいふと、同刑務所では三級の累進處遇になつてゐるが、政治犯人は突出し二級に編入する。着衣等もそれに準じてゐる。面會は多少自由が利く。發信は全く自由である。喫煙も自由である。

しかしドイツの政情は猫の眼のやうに動いてゐる。それにつれて行刑政策にも多少の變化はあらう。昨年の暮あたりも、ドイツでは差別待遇を否定する傾向が目立ちつて來たといふやうな話を聞いたが、今年にはヒトラー一派のナチスが政權を取つて政治犯人が非常に増加してゐる。はつきりは判らぬが、各刑務所、假收容所とも、政治犯人で押すなりの繁昌と聞いてゐる。普通の場合の政治犯人とはちがつて、それ等の連中は、天人相容れぬ仇敵の如く見做されてゐるものもあらう。従つて政治犯人に對する取扱ひも、以前に比し一般に相當苛酷になつてゐること、想像される。新聞などを見ても、さういつた調子の記事がちよいと散見する。恐らくそれは事實であらう。従つて私が右に述べた見聞は、事舊聞に屬するかもしれぬ。

(三)

私はベルリンを中心として、北歐の各地を廻つて見たが、忘れ得ぬ印象として

今日なほ頭に残つてゐるのは、日本の秋といふ季節の有難さである。秋といふ季節は、日本にゐてもまことに結構な感じのものであるが、向ふに行つて見ると殊にその感を深うする。北歐では一年が大體夏と冬とに大別される。中間的の秋の季節は殆んど有るか無いかの短期間である。とにかく九月中旬までは夏であつてそれからものゝ一週間も經つと急に寒くなつて、樹の葉は枯れ落ち、天地は陰鬱となつて、満目の光景ががらりと蕭條たる冬仕度となるのである。私は印度洋を通つてゐるときは、毎日ダラ／＼熱汗を流してゐたが、フランスに上陸すると、もう秋である。ベルリンから北歐へ行くともう冬である。そこでは一日中、太陽が照らない。太陽のない街といふが、太陽のない國はみじめである。陰鬱、暗澹の感で毎日を送るのである。一月のうちでチラリとでも、薄い日ざしがさしたかと思ふ日は五指を屈するにも足りない。たま／＼お天道様がちよいとも顔を見せやうものなら、何處の家でもそれツて

んで、争つて日向ぼつこに飛び出すといつた有様である。日本では冬の真中にも太陽がアカ／＼と輝きわたつて、暖い日ざしが部屋の中へ差し込んで來る、といふやうな話しても向ふのものには合點が行かない。ウソだと思ふ位のものである。日本にはいろ／＼い、事があるが、秋といふ好い季節を十分に楽しむことの出來るのは、日本國民の幸福である、と私は向ふにゐてしみ／＼感じたことである。日本は實にいゝ國である。かやうに

(四)

光に充ち足りてゐる日本人が、果してそれ等のものを必要とするであらうか。

暗い冷たい冬が殆んど一年の半分を占めてゐるやうな國であるから、北歐の人々は勢ひ室内の娛樂にいそしむこととなる。音楽が盛んであるのもそのためである。カフェーやダンスがはやるのもそのためである。それ等の娛樂機關は、北歐にとつては、不愉快な自然的環境からの唯一の逃れ道なのである。音楽を聴き乍らコーヒーをすゝり、ダンスを踊つて僅に憂鬱をまぎらすのである。カフェーやダンスはかれ等にとつてこそ生活上の必要物ともいへやうが、自然に恵まれ、風

話は飛び／＼だが、今年の正月末に、ヒトラーのナチス一派が共產黨の根城に向つて、一大示威運動を試みたときの話をしやう。昨年以來ナチスはだん／＼勢ひを伸ばして來たが、昨年十一月の選挙で腰を折られて、さすがのナチスも下り坂かなといふ噂が立つた。丁度その頃私はベルリンにゐたが、ナチスでは今年の正月に、例の一國一黨を立前に「内閣の暗殺」をちかつて一大示威運動に取りかゝつた。ナチスが天下を取る直前のことである。ところでベルリンの中央に近い地點にカールといふ廣場があり、そこには頗る大きな建物があるが、その邊一帯は共產黨の巢窟として有名である。當時の首相はシュライヘル將軍であつたが、ナチスは死者の追悼のため、その墓地へ練り込む、といふのを名として、右の共產黨の根城に向つて示威運動をやつ

た。墓地といふのは赤の区域内に在るのである。勿論さういふことになればどんな椿事が出癒しないとも限らぬ。まことに物騒千萬なことである。市街戦の持上ること位は豫期しなければならぬ。しかもこれを警視廳の行政問題としてでなしに、内閣の政治問題として取扱はうとしたので、その許否について、新聞等で八々間しいセンセイションを捲き起した位であつた。が何れにせよ、異邦客たる私にとつては、前代未聞の看物と思つたので、早速見物に出かけた。行つて見ると、廣場にはもうナチスが勢揃ひをしてゐる様子である。しかしその中へは一步も近よることが出来ない。そこで私は廣場から少し手前の通りで行列を見やうとあちこち見廻してゐると、群集がぞろぞろその方向の動いて行くので、私もその後について行つた。警戒はまことに嚴重なもので、騎馬巡查、武装巡查が、縦横に馬を走りして、群集が通路に飛び出すのを制止してゐる。何せ馬が走り廻つてゐるので、危険の上もない。馬がこつち

へ来れば、群集と一緒に私もどつと逃げるし、向ふへ行けば又ぞろ／＼とくつついてそつちへ行く、といふ有様で、さんざ汗をかいたが、とにかく前後に押され／＼しながら、ナチスの行列の通るといふ道筋の四ツ角のところまで辿りついてホツと一息、今やおそしと待ちかまへてゐた。見るとどうだらう、道側の家並一―ベルリンの家は多くは五階造で、屋根裏をいれると六階になる―の殆んど一つ一つの窓からは武装した巡查が首を突き出して、ピストルをかまへて、一つ間違へば打ち殺してしまふといふ氣組を見せてゐるではないか。私もさすがに吃驚してしまつた。殺氣巷に充ち満つる有様である。する中にどうとうと太鼓の音を響かせて、ナチスの行列がやつて来た。カーキ色の制服を着揃へた有名なナチスの突撃隊である。それを見ると兩側に雪崩のやうに押寄せてゐる見物の中から、わー／＼といふやうなトキの聲が擧つた。私は最初何の意味か判らなかつたが、よく聴いてゐると「やつつける／＼」といふ

罵聲が聞える。何のことかしら、と怪訝に思つてゐると、様子で「ナチスをやつつける」といふナチスに対する反抗の聲であることが判つた。そしてその聲の一團が、警戒線を突破して今にも躍り出でやうとする。と瞬間、異常な昂奮に襲はれた警官たちは矢庭に手に持ったゴムの鞭を振り上げて、見物人を片ツばしからビシ／＼と擲りはじめた。ところで私はといふと、生憎と群集の一番前方にしゃ／＼り出てゐる。行進を見物するためには頗る好地位に在るんだが、かうなると身体が危険である。見ると警官は一人々々を擲り伏せて、いまや私の隣りのものにビシリと一撃を喰はしてゐる。次ぎの番が私である。群集はわ／＼といふが、押す／＼の人波で、どうにも身動き一つ出来ぬので、逃げもかくれも出来ない。で、私は突嗟に覺悟した。私は日本人である。もし警官の鞭が、ちよいでも私の身体に觸れたら最後、私も黙つて打たれてはゐない。必ず逆撻を食はしてやるぞ、と切かに拳を握り固めて

待つてゐると、警官は私の身体を引つづつて、例のゴムの鞭を振り上げたが、フと私の顔を覗き込んで、オヤといふ風に顔の筋肉を弛めた。かれは同國人の代りに、瞳の黒い東洋人を眼前に見たのである。そこで一旦振り上げた鞭を下して、私を突き放して、更に次ぎのものを擲るべく歩を移し去つたのである。私はかくて鞭の御難を免れ、従つて日本男兒の氣魄を示す機會を失つたわけだが、何しろ零下十四度といふ寒さで、突つ立つてゐると、足の裏が凍りつきさうである。で行列を見ると、勿々にして引き上げて来たが、ざつとそんな工合で、ドイツの國情は殺氣満々たるものである。あとでこの事をドイツの内務省のある事務官に話したところ、あんなものを見に行く奴があるもんか、あんなものを見に行くのは馬鹿か氣狂ひか、普通のもののはてんで近寄りはないのだ、と大に笑はれたが或はそんなもんかもしれない。しかし異邦人たる私としては一種の好奇心もありこの小さい冒険も今では思出の一種であ

る。實際あゝいふ際に野次馬に飛び出すのは大ていは共産黨員で、生命知らずの向ふ見ず、といった連中だけらしい。ベルリンには數十萬の共産黨員があるが、さうした場所に押し出すのは、その中でも特別にカン／＼の選りすぐりの手合なのである。私はそんなこと、は知らず、盲人蛇におちずで飛び出したんだが、全く危険は危険だつたのである。現に巡查が事實鐵砲をぶつ放したといふ事件も、その頃突發してゐたのである。考へて見ると私も物數奇にはちがひない。だが私の物數奇はそれだけですまなかつた。ナチスの示威運動があつて三日目の夜、今度は共産黨の側で、ナチスに對する敵討ちといふ意味で大示威運動をおつげじめた。しかしこれは、ナチスのときとはちがつて、直に敵陣に迫るといふのではなく、共産黨本部で行はれる、といふことで、言はず自分の繩張り内で一人角力を取るにすぎないのだから、格別危険なことはあるまい、と高をく／＼つて、私は又もや見物に出かけたのである。その時の

光景も話したのであるが、時間に制限もあり、同じやうなことが重複するからこれは省いておく。

(五)

大体ナチスの黨員といふのは青年が多い。歐洲大戰の頃にはまだほんの子供だつた連中である。無論かれ等は戰場には出てゐない。従つて戦争の慘禍といふやうな事は、實感的には少しも知らないのである。たゞ年頃になつて少し世間のことに眼が明いて見ると、ドイツが世界からいかに手酷しく痛めつけられてゐるといふ實情のみが眼につく。國際間に繼子扱ひにされてゐる祖國の慘めな姿のみが心を打つ。祖國を何とかしてこの窮境から救はねばならぬといふかれ等の感情が凝り固つて、そこでヒトラーといふ指導者を得て出来上つたのが今日のナチスである。これに反して共産黨の方労働者が多数を占めてゐる。労働者といつても労働組合に入つてゐる純粹の労働者は少い。純粹の労働者は社會民主黨に

多い。そこで共産黨と社會民主黨とは親類同志見たいなもので、ナチスとは反対の側に立つてゐる。だが、最近ナチスが漸次勢力を得るに従つて兩者とも甚だ振はない。今日では殆んど自滅の形である。今日のやうにならぬ前に、左翼が聯合してナチスに對抗しておつたならば、ナチスをつぶしてしまふことは不可能としても、いゝ加減勢力を殺ぎ得たかもしれないのであるが、さうすれば、ドイツの國內が非常な混亂に陥るであらうことを恐れたのであらうか、ナチスの勃興に對して共産黨も社會民主黨も多少の策動は企てたやうだが、結局大反抗も試みず、今日の結果を見てゐる。理由はいろいろあらうが、私が考へるにこれはドイツ人の秩序を重んずる精神から來てゐるやうに思ふ。左翼にとつて成程ナチスは正面の敵ではあるが、これに對抗してかりに社民黨が勞働總同盟に令を下してゼネラル・ストライキをやるとすると全國は一大混亂状態に陥る。これは明に豫測され得ることである。秩序といふ觀念の

強いドイツ人としてはそれは出来るだけ避けたい。それに今日では、ともかくナチスが政權をとつてゐる。これに反抗して徒に混亂と紛糾を招かんよりは、しばらくその條件に従つて行動し、以て適當の時期を待たうといつた見だらうと思ふ。

次にドイツ人のユダヤ人排斥といふものはとても猛烈を極めたものである。例へばドイツの百貨店といふ百貨店は大抵ユダヤ人の經營するものであるが、ドイツ人としてはそれが癪である。で、私がベルリンにゐる時のことだが、ナチスの突撃隊が百貨店の店先きに立塞がつてゐて、てんで客を入れない。来る客々を追ひかへしてしまふ。そして「アハ、ウインドウナリに「ユダヤ人の品物買ふな」といつた意味のビラをベタ／＼と貼りつけておく。私はある日見物に行つて例の物數奇から、構はず内へ入らうとすると、入つてはならぬといふ。私は是非入るといふ。押問答の結果が、私が日本人であるといふので、やつと入ることが

出來たが、出るときにはそこ、で私の悪口をいふものがあつた。それも外國人だからこそ悪口ですんだので、丁度私のすぐ後から續いて出て來た若い男の如きは、出口のところ突撃隊につかまつて足蹴にされる、ボカ／＼擲りつけられるイヤさん／＼な目に遭つてゐた。私はそれを目撃して、外の國のことではあるがとても憤慨に堪えなかつた。實にナチスも無茶だと思つた。ナチスは何故にかくまでにユダヤ人を嫌ふのであるか、迫害するのであるか、それには政治的並に經濟的原因がある。ドイツは從來政治的にも、殊に經濟的にはユダヤ人のくびきの下に在つた。その壓迫から離脱しやうといふ努力がさうした暴力的反抗ともなつたのであらう。それについて私自身の經驗談が一つある。ベルリンで私が下宿してゐた家の婆さんといふのが、ユダヤ人のためにひどくいぢめつけられてゐた。といふのは婆さん總入齒か何かするので、ユダヤ人の齒醫者に依頼したんだが、千二百マークかの代金が支拂へな

い。そこでそのユダヤ人の齒醫者から訴へられて、その結果、差押の爲め執達吏がやつて來たといふわけなんだが、その執達吏といふのが又義道で、家へ入るなり、婆さんが取りついて嘆願するのにもかまはず、屋財、家財をすつかりかりひつべがして持つていつてしまつた。私の室内へまで入つて來て絨緞を外へ出せ、など、迫つた程である。さア、婆さんもう半狂ひで、グチの百万だから納まらざ果ては「あたしは猫を抱いて自殺します」と口走るのである。婆さんとても猫を可愛がつてゐるらしいのである。まさかとは思つたが眞實自殺もはかりかねない様子なのである。ところで困つたことには私の室の隨りが臺所になつてゐて、ガスが引いてある。婆さん、ガス自殺をするつもりで夜中にガスを出し放しにされてもしやうものなら、室の作りが日本のとは違ふとしても、どんな拍子で私の室へ洩れて來ないとも限らない。さうすると私も生命の問題である。そこで私も「お婆さんは正直だから神様が助けてくれる

だらう」といふやうなことをいつていろ／＼と慰めにかゝつて見たが、婆さんのヒステリーはとんと止まない。で私も息抜きに一週間程旅行に出たが、歸つて見ると婆さん、自殺もしなかつたと見えてピン／＼してゐる。私もやれ／＼と胸撫で下した次第だが、婆さんその後も口を極めてユダヤ人を悪罵してやまない。私がアと口を迂らして、百貨店の前でユダヤ人が迫害を受けた事實を話して、文化ドイツにあるまじきことであるといふと婆さん顔色をかへて、連射砲的に私に喰つてかゝつた。まことにドイツ人のユダヤ人を憎み、これを排斥する氣持は日本人には判らない。ドイツ人の境涯にゐなければ、これは了解の出來ないことである。たゞ抽象的に人類愛とか何とかいつてもそれだけでは到底解決がつかない。

(六)

前にもいつたやうに、風物の點でも又食物の點でも、日本といふ國は有難い、と私はつく／＼思つたのであるが、その外に日本人としてほこりを感じたことは現在は歐洲各國到る處に日本商品の進出を見てゐることである。百貨店その他何處の商店に行つて見ても、シヨウウインドウには日本商品が飾られてゐる。近頃は日本品排斥の聲も聞えるが、とにかくこれは快心のことである。引きかへて日本の國情が歐洲諸國に悪く若くは間違つて紹介されてゐる事實を見るのは甚だ不愉快である。昨年日本が國際聯盟を脱退するといつてさわいだときである。その問題から歐洲人の日本に對する關心と興味とが非常に強くなつて、一体日本といふ國はどんな國か、といふやうなことから、日本の風景や風俗をうつした映畫が向ふで一時歡迎された。實はそれまでは日本でこそ三大強國の一など、威張つてはゐても、文化の高いドイツあたりではほんの少數のものしか日本を知つてゐない。大多數は日本と支那の區別さへ分らない程である。現に私などもしばしば、日本には電車があるかとか、ラヂオがあるか、とかの質問をうけて、ひどく面喰

つたものである。それが國際聯盟脱退といふ大芝居となつて、急に日本に對して眼を注ぎ出したのである。そこで映畫で日本の紹介といふことになつたのだが、その映畫といふのがとても冷汗ものである。一例をいふと田舎藝者が、根くずれのした島田河でどうだらう、野球のユニフォームを着て盛んに野球をやつてゐるではないか、その走り格好といひ、一舉一動がとも見えてゐられるものではない。私は心中不紳侮辱を感じたのである。又鎌倉あたりの海岸でもあらうか丸橋姿の婦人が海水着をきてポチャ／＼やつてゐる、これもほめた光景ではない。右はバリで見たのだがベルリンでは日蓮宗の行事の一つである「火渡り」の映畫を見た。行者の火の上を跣足でわたるのである。向ふでは人間が素足を出すといふことは殆んどない。さうして西洋人が尻まくりをして、跣足で、燃えさかる火焔を踏んで行く映畫を見たら果して何と思ふであらうか。現にその時も見物人の一人が「アフリカの土人と同じじやな

いか」と叫んだ。それを聞いて一緒に行つた私の友人は「何ッ！」と思はず立上つたが、何せ暗い室内のことゝて、どうしやうもない。まことにヘンなバツのものであつた。恐らくかれ等の眼には日本人とアフリカの土人と相違ぶ所がない位に見えたであらう。向ふでは規則によつて、普通の映畫をうつす前に必ずニュースものをうつさねばならぬことになつてゐる。従つてさうした日本のニュースもの、紹介は、映畫を通じてしば／＼試みられてゐるわけである。歐米人に對し、日本に對する正しき認識を要求する上にも、これは甚だ障害になることである。恐らくさうした映畫ばかりを見せられては、かれは日本といふ國は文化を有たぬ野蠻國で、戦争に強いだけの國民と思ふであらう。まことに迷惑なことである。米國のフォックス會社は日本に撮影班を置いてゐるが、排日系のものであるから或は意識的に日本を悪しざまに宣傳して世界の眼に日本を下等物視せしめやうと魂膽がないとも限らぬ。しかしバラマ

ウントの方は日本に對して悪感是有つてゐない筈である。それなのに右の如き光景を紹介するといふのは、多分例へば丸ビルのラツシユアワーといつたやうなもの、向ふが本場なのだから、いはゞニュースヴァリユーがない。それで日本を紹介するなら日本だけのものといふのでそんなものを撮影することにするのかとも思へるが、しかしそれにしても、少し何とか方法がありさうなものである。日本人固有の生活なり風俗なりで、むしろ向ふの人に自慢してやりたいものもずい分あると思ふ。今後は、どうかさうしたものを紹介するやうにしたい。政府でも國作映畫の議もあるのだから、將來はそれ等の問題も適當なる解決を見得るかと思ふ。右断片的ながら思ひ出すが、しばらく御清聴を煩はした次第である。

### 第七回教誨研究會修了式

第七回教誨研究會修了式は、十一月三十日午前十時から刑務協會樓上に於て舉行、司法省側からは鹽野行刑局長、秋山保護課長、正木、岡、東の各司法書記官、芥川衛生官、並に佐藤、吉田、岡部、谷内、小橋川の各州務所長臨席、本願寺側よりは岡部輪番、小島社會部長代理、高濱社會課長、武田、岩崎、朝倉、英の諸師、研究所として沼波所長、後藤顧問、藤井、富井、香川、大村の各理事、加藤主事、其他石井講師參列、夫々修了證書の授與を終りて、沼波所長は左の祝詞を述べた。

第七回教誨研究會の講習會も開會二ヶ月、本日を以て修了式を舉行するに至りましたことは、諸君と共に私の大に欣幸とするところであります。なほ本

日は、行刑局長閣下を始めとして司法省の諸公並に各講師諸先生方の御來臨を辱ふするを得ましたことは、私の深く光榮とするところであります。又當講習會が豫定の如く無事終了することを得ましたのは、一に司法當局の御懇切なる御指導と各講師先生方の御熱誠なる御援助とに因ることでありまして私共の感謝に堪えぬところでありまして、失禮ながらこの席上からその點厚く御禮申上ぐる次第であります。當講習會開講當時も申し上げました如く、兩本願寺が聊かなりとも國家の行刑事業に御手厚ひいたさうとの發願から、教誨師の養成、訓練に志し、教誨師研究會を創設いたしましたから、講習會に滿十年以上になります、その間毎度司法當局の御懇篤なる御指導をいたゞきまして、年次講習會を開講し

て、今日までその努力を繼續して來た次第であります。今回の講習は從來のそれと比較して更に意義深きものがあるものであります。即ち今回の講習は時勢の進歩と環境の變伴とに鑑み且つ行刑當局の御方針に則りまして、從來の講習科目に加ふるに更に心理考査思想犯人に對する教誨並に釋放者保護に關する研究等の諸科目を増加いたしましたのであります。諸君はそれ等の趣旨、目的をよく了解されて恐らく最も熱心にその方面の御研究を積まれたこと、想像いたしてゐるのであります。すでに教誨と申す以上、各人各様の相手方の心の動き方をよく知らなければなりません。心理考査の科目はそれに対して最も進歩した科學的方法を教へるものであります。その他思想犯人に對する教誨方法、釋放者保護に關する研究等何れも今日の時勢と社會的環境とに在つては、教誨師として十二分に考慮し、體得しておかなければならぬ事柄であります。諸君がこの講習に

於て新にそれ等の知識を獲得されましたことは、わが國の行刑教誨の上に更に新なる曙光をさし兼ねくものとして私共にとつてもその前途に妙なからぬ期待を有つものであります。恐らく行刑當局の御期待もその點に在るのであるまいかと想察いたすのであります。果して然らば今回の講習は行刑教誨にとつては殆んど劃期的とも申すべき重要な意義を有することでありまして、従つて諸君の責任も頗る重大であると申さねばならぬのであります。それでありまして諸君は、今回の講習に對する行刑當局並に私共の期待に背かぬやうに、更に當研究会に對する行刑當局の一方ならぬ御力添えとを深く念頭に置いて、この二ヶ月間に學習したる智識を基礎として今後も層一層の研究と工夫とを重ね以て行刑教誨に對して出來得るかぎりの好成绩を擧ぐるやうに不斷に御努力あらんことを切望いたす次第であります。行刑教誨の研究について一新機軸を出したる今回

の講習が、幸にして諸君の御熱誠と御努力とによつて將來期待されたる通りの有意義の効果を招來することが出來ましたならば、それは實に行刑當局に對して御満足と與ふるばかりでなく當研究会としてもこの上もなき喜びとするところでありまして。凡そ教化といふ仕事は相手方の心持ちを左右する仕事でありますから、一人角力を取つて能事終るとすべきものはなく、常に時代に順應し、若くは時代に率先して、最も效果的な方法を案出すべく不斷の研究努力を怠つてはならぬこととあります。とさうは何人も承知し、又常に口にするところであります。が、事實はとかく時代の推移に後れを取りがちになるのが教化事業の常態なのであります。従つてわが行刑教誨のことも従來のやり方が必ずしも満足のものばかりともいへないのであります。その點御互に深く反省を要すべきであります。それについては今回の講習の如き時代の進歩に伴ふた

新研究に諸君が手を染められたといふことは誠に意義の深いことでありまして、決してこの好機會を無意義なものに終らしてはならぬのであります。教化の目的は結局は相手方を諸君の有する信仰にまで導いて行くこととあります。その方法は常に時代と共に新しく科學的であることを必要とするのであります。諸君は今回の講習に於て幸にしてその基礎智識を得られたのでありますから、將來は實地に當つて益々その研究を深め、且つ事に臨んでは更に独自の工夫を凝らすことに努められ以てわが國の行刑教誨のために誠心誠意御御盡瘁あらんことをこゝに改めて御願ひいたす次第であります。それでこそ當研究会の存在も有意義のものとなり、又司法當局多年の御愛顧に對しても聊か酬る得らるる所以であると存するものであります。修了式に臨み、一言御挨拶申上げて祝辭に代ふる次第であります。

次で鹽野行刑局長は左の訓示をなした。

第七回教誨師研究會も本日をして滞りなく修了式を舉行さるゝこととなり御招きに預り一言所感を述ぶる機會を與へられましたことは、私の大に欣幸とするところであります。併せてこゝに當研究会を主宰さるゝ東西本願寺のために、又當講習を無事御修了になりましたる諸君のために厚く慶賀の意を表する次第であります。

今回諸君の受けられたる講習は從來の講習とは聊かその趣きを異にしてその眼目として、心理考査の點に最も主力を注がれたこと、承知いたしてゐるのであります。果して然らばわが行刑上に非常に喜ぶべき出來事であると思はるゝのであります。と申すのは御承知の通り來年一月からはわが國にも累進處遇制が全國一せいに實施せらるゝこと、相成るのであります。累進制は申すまでもなく分類を基礎とするもの

でありまして、收容者の心理状態並に成績等を案じて、處遇に階級をつける制度であります。従つてそのためには收容者に對する心理考査といふことが必須要件となつて來るのであります。ところが、さうした心理考査といふやうなことに對して専門の智識を有する職員は、從來ホンの二三の刑務所に於て二三名のものが配布されてあるのみでありまして、大多數の刑務所はその方面を専門とする職員を全く缺いてゐるのであります。これは行刑上にも甚だ都合の悪いこととありまして、當局としても何とか適當の方法を講じなければならぬと考へてゐましたるところ當研究会に於かせられては早くもその必要に着眼いたされ、今回の講習に於て特にその方面の研究科目を差し加へられ、當局が缺陷を感じてゐた點を補充して下さいましたことは、いつもながら當研究会の頗る有意義な存在であることを物語るものであると同時に、當局が心から感謝措く能はざるところ

であります。心理考査の研究と申すのは、只今研究所長のいはれたる如く、相手方個々の心理状態をよく理解し、これに應じて最も有效適切なる教化方法を講ずることとでありまして、收容者の處遇を分類する上には必要不可欠の要件であります。が、それについては、諸君は從來多少とも實務上の經歷を有してゐらるゝのでありますから、今回その理論的方面の研究をなさるゝに當つても普通の學生が單に學校に入つて始めて心理學の講義を聴くのととはちがつて、興味も深く又理解も早く、恐らく急速度の進歩を遂げられたことであらうと想像いたし、従つて當局としても諸君の今後の行刑成績に對しては妙なからぬ期待をかてゐる次第であります。何卒諸君としても行刑當局の希望に副ふこの適切緊要なる新研究を遂げられたるを機會として、今後はその智識を十分に利用して、御歸任の上は夫々職務上に多大の成績を擧ぐることに努力せ

られんことを切望いたす次第であります。

御承知のやうにこの兩三年來行刑事務は何れの方面に於ても非常に繁多に活潑になつて來てゐるのであります。中でも教誨事務の如きは、日一日と多岐多端に赴きつゝあるのであります。それにも拘らず現職の教誨師諸君は繁忙の裡に幾多の困難を冒して、自己の職責を盡すことを喜んでゐらるゝ様子で、その點當局としても又喜びに堪えない次第であります。しかしそれにしては餘りに仕事が多すぎはせぬかと同時に多少の憂懼をも感じてゐるのであります。それで、出來得るならば明年度に於ては相當多數の職員をも増加いたさうかと考へ、それに對する豫算を計上してゐたのであります。非常時の際とて財政上の都合がつかず、右の希望は容れられずして僅に數人の教誨師を増員し得るに止ることとなつたのであります。當局としても甚だ遺憾に存するものであります。國家非常

の場合でありますから之れも已むを得ぬことで、官吏としては各自の仕事に對し益々出精努力するの外ないのであります。昨年假釋放審査規程實施以後は、教誨事務は躍進的に複雑繁多を極めてゐる次第で、誠に難きを諸君に求むるやうにも見えて甚だ御氣の毒のことではあります。今日は國民の何人と雖も、大なり小なり負擔が大きくなつてゐる際でありますから、むしろ國民的義務としてしばらく御辛抱、御努力の程を御願ひいたすのであります。當局として諸君に御注意申上げたことが二つばかりあります。今日この機會に於てそれをお話しいたしませう。

第一は教誨師諸君に對する待遇改善の問題であります。今日教誨師の待遇が甚だ香ばしくないといふことは、諸君並に諸君の同僚からしばしば承つてゐるところであります。當局に於てもそれは十分に承知いたしてをり。いかに御尤もの次第であるとも存じ

てゐるのであります。しかしながら凡そ待遇の改善といふことは唯は出來ないのであります。私が考ふるに、ひとり教誨師に限らず、自己の待遇の向上は、自己の力によつてこれを行ふの外ないと思ふのであります。即ち自己の力によつて自己の運命を切り開いて行くのであります。言ひかふれば、各自が自己の職務に忠實に精勵して、立派な功績を擧ぐるに至らば、その報酬として自ら待遇の向上といふことが伴つて來るのであります。何事によらず働くとともに力が生じ、力が生ずることによつて地位が上るといふものであらうと存じます。教誨師の職務は行刑の中心をなすものでありますから、諸君にして自己の職責にいやが上にも熱心に精勵されたならば、他の職員もそれに引きづられて、一層の努力をばげむといふことになるのであります。即ち諸君は働きやう一つで行刑の全體を動かし、又これを率ゐるの力をさへ出し得るのであります。そしてその力が認

められたるときに始めて待遇の改善が實現さるゝことになるのであります。向上の前には努力が要求せらるるのであります。徒に待遇の薄いことを悲しみ訴ふるよりも、諸君は先づ、自己の力を示すべきであらうと思ふのであります。その力さへ認められたならば當局としても喜んで、夫々他の上司又は大藏省に請求して待遇改善の方法を講ずるのであります。しからずして徒にこれを請求しても恐らく効果は薄いのであります。要するに諸君の努力の結果が十分に認められたときに、諸君の永年の希望も實現するのである、といふことを御承知置き願ひたいのであります。

第二に御注意申上げたいことは今日刑務所の教誨師は多年の傳統で、東西兩本願寺から選ばれた職員を以てこれに充て、教誨師といへば殆んど眞宗の僧侶諸君に限られてゐるやうな實情であります。しかしながらたとへ教誨事務に當るものは宗教家が最も適當であ

るといふことは一般に認められてゐるにしても、何もこれを一宗一派のみに限る必要はないのであります。法制上からいつても、必ずしも一宗一派を特別に保護しなければならぬといふやうな立前にはなつてゐないのであります。唯現在眞宗の獨占に歸してゐるやうな形になつてゐるのは、諸君の先輩が多年熱心と努力によつて築き上げて來た一つの傳統であり、賜物であるにすぎないのであります。だが將來、社會の推移と法制の變遷とに伴つて教誨師の職務にも夫々新しい活動が要求されてゐるでせう。現に今回の心理考査の如きもその一つであります。ですから諸君としても、從來の傳統を當然のやうに考へて、呑氣に氣を許してゐては或は折角の先輩の功績を汚し東西兩本願寺の趣旨に背くやうなことがないとも限らぬのであります。從來の傳統を、意義深く維持して行くのは、一に諸君の責任であり、努力如何に依ることであり。諸君は常に新しき行

刑について不斷の研究と努力とを續け以て諸君の先輩の功績をしていよく光輝あらしむるやうに心がけなければならぬのであります。要するに諸君が、今回の講習を終つて今後實地の職務を執らるゝについても自分等は右二つの大なる負擔を荷つてゐるといふことを忘れてはならぬのであります。どうかこの講習で得た智識を空しくすることなく益々それのみがきをかけて、御歸任後は從來にもまして一層御奮闘御精勵あらんことを希望いたします。修了式に御招きに預りたるを機會に、一言所感を申述べて御挨拶に代ふる次第であります。

更に秋山保護課長は來賓を代表して左の祝辭を述べた。

本日は茲に御招きを蒙りまして、講師の一人として一言祝辭を申し上げます。諸君が二ヶ月間の講習を無事修了して、こゝに目出度く修了式を舉行せら

れますことは、誠に御同慶に堪えぬ次第であります。刑務所の教誨といふことは、申すまでもなく、收容者を教化して改過遷善せしむるのがその目的であります。それがためにはいかなる方法を以てせば最も有効であるか、といふことが一番の問題であつて、日頃斯道に従事する人々の常に研究されてゐるところであります。勿論それには教誨する人の人格の力といふことが大きな要素であつて、その人格の力を相手方に反映せしめて、改過遷善をはかることは最も大切なことでありまして、しかし人格の力のみには信頼するといふわけにも行かぬのであります。時には教化に對する技術を必要とし、又時には権道に依ることを必要とする場合すらないでもないのであります。こゝに於てか教誨方法の研究といふことが必要となつて來るのであります。唯漫然と抽象的に、人格の力で教化するといつても、それだけでは十分なる効果を生み得ないのであります。先刻來所

長並に局長の御話にもあつたやうに收容者の種類は實に多種多様であつて精神的並に體質的の缺陷を有つてゐるものが大多数を占めてゐるのであります。ですからそれ等をみな一樣の方法で教化するといふことは事實不可能のことであつて、教化をして效果的たらしむるためには、その対象たる收容者に對し、精神的に又身體的に正確なる科學的研究を遂げて、それによつて適當なる對策を講じなければならぬのであります。この意味で新に心理考査の科目を加へたる當講習會の如きは最も適切且つ有意義のものと考えらるゝのであります。諸君として相手方の心理状態を研究なさるゝに際しても、諸君の頭の中に集つて來る各種の問題について丹念に研究し、これを比較し又整理して研究に資することに不斷の努力を拂はれたならば、恐らく教化上、何等かの新しい貴い示唆を得らるゝこと、存するのであります。今回の研究によつてこの確信がもし諸君の中に出來

上つたならば、それだけでも二ヶ月間の講習は優にその目的を達し得たものといへるだらうと思ふのであります。しかしそれが燦然として光輝を放つに至るや否やは一に諸君の今後に於ける御研鑽と御努力とに依ることでありまして、申さば諸君の責任に歸着すること、存じます。諸君にして折角得た智識をそのままに放置して顧みなかつたならば、いつかは頭から全部消え去つて、今回の講習も殆んど意味を爲さぬこと、もなるのであります。それではわが行刑界にとつても、主催者側にとつても、又諸君御自身にとつても甚だ遺憾のこと、存するのであります。御承知のやうに現在收容者の數は日にまし増加し累犯半も決して減ることはないのであります。従つて今日の刑務界は、諸君の御力に待つところ實に大きいのであります。教誨事務の重要性はいよゝゝ益々加はつて來るのであります。さういふわけでありまして諸君に於かれても、深く自己の職責の重大

なることを自覺され、同時に今回の研究を十分に利用され、それをして燦然たる光輝を放たしむるやうに、自重折角斯界のために御盡力あらんことを切望いたす次第であります。一言所感を述べて祝辭に代ふる次第であります。

右終つて豊多摩刑務所教誨師二場寶俊氏は講習生一同を代表して次の答辭を述べ十一時閉式した。

答 辭

本日茲ニ第七回刑務教誨研究會閉會式ヲ舉行セラル、ニ當リマシテ局長閣下ヲ初メ講師諸先生、來賓各位、兩山當局ノ方々ノ御臨場ヲ忝フシ且又只今ハ御懇篤ナル御訓示ト御祝辭ト激勵ノ御言葉トヲ賜リマシタコトハ私共一同無上ノ光榮デアリ只々感激ノ一語アルノミデアリマス。

今回ノ講習ニヶ月ノ期間ヲ通ジテ講師諸先生ノ御熱心ナル御指導御薫陶ヲ蒙リ加フルニ當局ノ格別ナル御配慮ニヨ

リ從來會テ無キ幾多ノ箇所ニツキ實地見學ノ機會ヲ惠マレ職務上大イニ啓發セラレマシタ事ハコレ亦感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス

特ニ今回ノ講習ガ其ノ中心ヲ心理考査ノ原理並ニ技術ノ習得ニ置カレマシタ事ハ現時ノ行刑思潮ヨリ見マスルモ極メテ適當ナ處置ト云フベク私共一同タゞ當局ノ御矚眼ニ敬服致シマシテ誠意ヲ以テ學習ニ當リ御期待ニ背カザラン事ニ努メタノデアリマス

今ヤ行刑累進處遇令ノ實施ヲ目前ニ控ヘ行刑ノ教育化ガ理論ヲ離レテ實踐ニ入ラントスルノ秋ニ際シ私共ノ職責ハ益々重大ナルヲ覺ユルノデアリマス私共不敏デハアリマスガ今回ノ講習ニヨリテ得タル知識ヲ基礎トシテ層一層緊張努力シ學理ト實務ノ研鑽ヲ重ネ行刑ノ理論ト使命ノ遂行ニ邁進シ以テ閣下並ニ講師諸先生ノ御期待ニ添ハン事ヲ御誓ヒ致スモノデアリマス

聊カ燕辭ヲ述べテ答辭ト致シマス

昭和八年十一月三十日  
第七回刑務教誨研究會  
研究生總代 二場寶俊

十二月分贈與金

協會は十二月中に於て左の通り贈與金を贈呈した。

- 死亡贈與金 百貳拾九圓也
- 小山博外四名
- 退職贈與金 貳百九拾圓
- 小杉悳市郎外五十五名
- 癡疾贈與金 百參拾壹圓
- 宇都宮刑務所運轉手五井淵龍雄

# 刑務所だより

## ◎修養週間實施狀況

—盛岡少年刑務所—

盛岡少年刑務所では、先帝陛下國民精神の作興に關する詔書頒發十周年の意義深き日を記念せんがため、十一月十日から一週間修養週間を實施したが、週間第一日は收容者、職員から募集し當選した修養標語を教誨堂、工場、舍房、事務室に掲揚し、午前九時から教誨堂に於て精神作興の十周年記念式を舉行、所長の詔書捧讀、修養週間に關する訓示をなし、教誨師から修養週間實施の目的趣旨を力説徹底に努め、式終了後はAKから中繼による十週年記念式實況の放送を聴取せしめたが、いやが上にも修養週間の意氣は週間第一日から既にクライマックスに入り身心緊張、一同感奮興起した。

週間第二日は晝食後收容者職員一同を準備された雨天体操場に集め、盛岡聯隊區司令部派遣縣立盛岡中學校の配屬將校中村中佐を聘し、現下我國の内外情勢と非常時國家の現状といった内容の講演を聴取せしめたるに一同感激躍動し、引續き準備なれる教誨堂に於てこれも聯隊區司令部應援による映畫「日の丸」「歩み」「二つの世界」を觀覽させ深き感銘を與へた。

第三日は廢朝免業日であつたので、午前中は總集教誨を行ひ、午後は一同を教誨堂に集め收容者の中から有志を選抜し修養に關する談話會を開催したが能辯雄辯辯等々或は友の成功談過去の懺悔談非常時高潮修養週間禮讚等熱辯を振つて時の經るの不知思はぬ收穫を納めた。終つた時は夕陽既に薄暮迫り修養週間に應はしい一日を過した、尙談話會の中憩

に赤飯のお握りと茶を給與したので收容者の歡喜は非常なものであつた。

かくて週間最後の日は盛岡市櫻城尋常小學校創立廿五周年記念式々典舉行の際陳列されてあつた全國小學校兒童學業成績品を借り受け、之を雨天体操場に陳列し一工場づ、順次一般收容者に觀覽せしめ、以て學業の喚起指導獎勵につとめた。週間中七日間に配當した修養實踐徳目については其の日其の日工場に掲示し、毎朝起床後朝禮席上教誨師より訓話教誨を行ひ、極力實踐窮行に努めたことは勿論であるが、之を要するに週間中文字通り職員收容者一同が一致團結して毫末の事故なく、終始總動員で週間運動を行つたことを心から感謝した次第である。

## ◎滋賀刑務所 遷佛慶讚式概況

當所教誨堂は昭和二年四月構内諸建物

方名士八十餘名の臨席を得て盛大なる式典を舉行せり。

尙引續き受刑者に對して大谷大學教授特派布教師山邊習學師の「佛の教」と題

する極めて適切なる講話あり一同に多大なる感銘を與へて最も有意義に式を閉ぐる事を得たり。

の配置模様替工事と同時に起工し昭和三年七月移轉改築の工竣成す然れ共尊像奉安の内陣は舊態の儘にして調和を缺き一般受刑者の奉教の思念を喚起するに遺憾の點少なからざりしを以て愈々今般内陣模様替を企圖し本年八月末より着工し十一月十五日竣工大谷派本願寺よりは佛檀佛具等の寄贈を受け又一方地方有力者の多大なる援助を得て舊來の天蓋式を須彌宮殿式に開扉式を綴帳式に改めて内陣の莊嚴完備す。

茲に於て十一月二十日をトし午前十時より大谷派連枝宣暢院殿御導師の下に大谷派大津別院輪番外市内法中拾餘名の招聘參勤を得奏樂裡に莊嚴なる選佛慶讚式を開始す。

當日は來賓として谷田大阪控訴院長行刑局長代理岡書記官大津地方裁判所石川檢事止同加藤裁判所長大谷派本願寺宗務總長滋賀縣知事代理梁井警察部長堀田大津市長辻大阪刑務所長外大阪控訴院管内刑務所長教務主任縣會議長市會議長等地

## ◎收容者の國防献金

(陸軍省發行滿洲事變國防献品記念録より)

山形刑務支所には二十四人(實際は二百四十人)の囚人が入所して居るが、同支所では五月十四日上海事變に關する映畫を上映全囚人に觀覽せしめたのであつた。皇軍の奮闘、肉彈三勇士、海軍陸戰隊の活動等を目的とした。映畫後佐藤看守長は滿洲上海兩事に感激の餘りしくくと嗚咽する者さへあつた。映畫後佐藤看守長は滿洲上海兩事につき講話をし、更に本縣では國防上缺くべからざる飛行機献納の計畫を進めて居ることを語つた。「縣民の手で飛行機を」この一語は彼等囚人の心をどんなにか強く打つた聲であらう、直に一同献金を話し合ひ祖國を思ふ情に於て我等たりとも變りはないと作業賞與金として各人に支給さるべき金を山形號建造資金に當て、下さいと即座に看守長に申出た。

中田支所長はいたく其の誠意に動かされ、心から喜んで此の二十四人の献金よりなる三十五圓五錢を山形聯隊區司令部に寄せて來た。

因に刑務所收容者の献金は當に山形刑務支所に止まらず殆んど全國に及び宮城奈良、名古屋、小菅、函館、高松、廣島、横濱、宮崎、宇都宮の各刑務所、濱松、大分の各刑務支所、盛岡少年刑務所等の合計收容者約七千人より金額約五千五百圓の多額の献金をなして居る。

# 切 帖 ら 加

照明の加減で劣等児も優良児に——満洲國の破獄騒ぎ——五月振りで進止事件圓滿解決——司法省明年度豫算査定——刑餘者に恩賜農園

## ◎照明の加減で劣等児も優良児に

和歌山縣學校衛生技師高石新次氏は阪大梶原教授指導の下に學習能率と照明の關係につき研究を行ひその結果「照明の度合は個人々々によつて異ならねばならぬこと」「照明の工夫によつて劣等生でも優等生を凌ぐ成績が上げられること」を明かにして非常な注意を呼び起された高石技師の研究では、照明の度が一定の高さに至るまでは高ければ高いほど、即ち明るければ明るいほど優秀児の學習能率は上り、反對に劣等児は成績が悪くなり、中等児は或は悪くなるものもあれば良くなるものもあるといふのである。そ

## ◎満洲國の破獄騒ぎ

四日午後二時三十分肇東縣監獄囚人約三十名は破獄し縣公署を占領した、これがため縣警察隊及び黑龍江省軍は之と交戦したが、五日朝に至るも尙相對峙し遂に安達より飯塚部隊が自動車で討伐に出動した、同縣參事官村田源次郎氏は目下ハルビンに滞在中であるが屬官鈴木末雄氏の安否が氣遣はれてゐる。

(一一・八・國民)

## ◎五月振りで進止事件圓滿解決

昨年六月十七日大阪天六交又點において發生した第四師團歩兵第八聯隊中村一等兵の交通違反を發端とするいはゆるゴ1・ストツプ事件は大阪府並に第四師團

## ◎刑餘者に恩賜農園

宮城東京地方檢事正を會長とする木所區千歲町一ノ一帝國更新會は、創立以來滿七周年を迎へたが此間起訴刑餘者又は思想犯の刑餘者で同會の世話になつたものは總數七千三百餘名の多數に上つてゐる。中には群馬縣箕輪町農學士山口半郎氏の如き、共產黨轉向者で人生に絶望して傷ける心を抱いてゐる刑餘者を同會から引受けて土に親ませつ、進むべき途を開かせる等、創業以來の著しい成功がこの程天聽に達し二十二日、宮城會長に對し金一封を御下賜になつた。宮城檢事正は聖恩を永久に記念する爲め、御下賜金を以て茨城縣牛久沼附近に山林五町歩を購入、恩賜農園を開闢して刑餘者の心と身體の安息所となし且つ職業戦線に踏み出す出發點たらしめる計畫である。同會に對しては、三井、三菱、住友、安田等の富豪からも資金の提供があり、事業は目覺ましい發展途上にある。

(一一・一三・時事)

## ◎司法省明年度豫算査定

明年度新規要求に對する大藏省の査定振りは随分思ひ切つた削減振りで、司法省分は左の通り査定された(單位千圓) 經常部 三三、〇〇〇 臨時部 一、〇〇〇 計 三四、〇〇〇

主なる新規事業としては、思想對策經費一四七(イ)各控訴院所在地の地方裁判所に思想公判部設置のため思想判事ならびに書記八名の人件費四〇(ロ)刑務委員會費三〇(ハ)思想犯人にして出所したる者の保護獎勵費五〇△替繕費(札幌、新潟、松山の三刑務所修築費)五〇

### 經常部

一、治安維持法改正に伴ふ經費 六〇

### 臨時部

一、思想犯罪防遏特別施設費 一四六

一、臨時刑務費(看守増員に伴ふもの) 二〇〇

### 合計

四〇六

(一一・一・中夕)

(一一・二〇・大朝)

兩當事者の折衝決裂のあとをうけて遂に中村一等兵の告訴提起となり、和田大阪地方檢事正が極力調停にあたつたが纏れば依然解けず、師團對大阪府の國家機關がおのゝその立場を主張して譲らず、この種事件として未曾有の險惡な空氣を孕みつ、相對峙し更に別個に藤原府監察官を相手どる告訴さへ提起されて法的裁斷への一途へと驀進するかに見えたが十月下旬大演習以後に生じた重大な情勢と小山法相の二回にわたる來阪にこれが鋭く反映した、ゆゑ遂に白根兵庫縣知事も側面的斡旋に乗出し、更に和田檢事正も一段と努力を重ねた結果調停者の熱意ある勸説と兩當事者の互讓的精神により全く圓滿解決の確實性を認め得て事件發生以來實に五ヶ月餘の波瀾と危機に終始したさしもの難事件もつひに解消、十八日午後十時三十分兩者の意見は全く一致し、井關參謀長、栗屋警察部長の共同聲明の發表を見るとともに兩者の釋然たる諒解のもとに解決内容は外部に發表せず、兩告訴も取下げられ法的裁斷を見ることなく、全く和平解決を見るに至つた。

# 練習生見學記

## (三)

- (1) 東京市幼年保護所並東京市養育院巢鴨分院——十一月十一日
- (2) 小菅刑務所、眞哉會——十一月廿五日
- (3) 川越少年刑務所——十二月二日
- (4) 東京少年審判所——十二月九日

東京市幼年保護所並  
東京市養育院巢鴨分院 見學記

大畑好藏

昭和八年十一月十一日、今日は東京市幼年保護所並東京市養育院巢鴨分院見學と云ふので、午前八時半練習生一同は省線池袋驛に集合した。去る五日僚友齋藤秀雄君を亡くしたのと、市谷刑務所の島村君が事故の爲休まれたので總員五十五名。此の日天候は恵まれず小雨降る中を、刑務協會大森書記殿の先導で西に歩行する事約五町にして幼年保護所に到

着した。早速講堂へと案内せられ草間所長殿より其の沿革、事業の主旨、現狀等に付ての説明を承る。

『此の幼年保護所なるものは、明治四十四年に社會事業の一つとして、東京市養育院の所管に依り職業紹介所なる名義の下に各地方より飛び出して来て路頭に迷つて居た者に對して身元保證をして遣り適當な職に就かしめるとか、或ひは其の父兄に照會して本人を引き取らず等の仕事を初めたのが其の最初である。其の後大正二年に小石川職業紹介所に児童保護所が設置され、前述の各地方より本

市に流れ來たつた所謂不良化せんとする幼年を一時留め置き、各其の父兄の意思により或る者は養育院へ或る者は感化院へ、又は父兄の許に送り歸す等の方法に依り夫れ／＼保護を加へられて居たのである。斯くして此種事業の必要を認められ、大正八年に東京市社會局の所管となり、十一年には其の名稱を東京市幼年保護所と改められ、次いで全十四年現在の地に移轉せられたのである。爾來收容者は原則として八才以上十八才未満の者、保護日数は二十日間と定められ、收容者に付ては其父兄に收容通告を發し居住市町村長に對しては保護者生活狀態の調査方を、本人の在學せし學校長に對しては在學當時の學業成績を各照會し、其の回答を待つて夫れ／＼處置を付けて居る。而して創立以來二十一年に保護を加へた者が一萬三百人に達し最近は一ヶ年に約五百人と云ふ數に上つて居る。現在は男子四十一名、女子三名都合四十四名の收容者で、收容期間中は午前中學校を教へ、午後は作業(紙風船張り)を

課し其の間に於て適當の運動をさせる事にしてゐる。』

以上話された處により保護所の如何なるものなるかを解する事を得、次いで所内を一巡して二階の教室に到れば、丁度授業最中で尋常一年の讀本を前にして皆温しく勉強してゐる様は不良化した幼年とは見えないが、其の一人／＼に付いて見た時矢張何處となく暗い面影をして居た。別室では女子三名が娼母に教へられつ、紙風船張を熱心に遣つてゐた。收容者の居室は五六名宛の雜居になつて居て風邪でも引いたものか二三名の收容者が各其居室で寝て居るのを見た時ぞる哀れな感じがした。

一同講堂に引返し暫し憩ふ時間を利用して草間所長殿には公娼廢止問題に付き大熱辯を揮はれた爲、皆愉快な高笑を残して全所を辭し、雨中を歩む事十町餘にして東京市養育院巢鴨分院に到着、時に午前十一時であつた。

同院は正面に堂々たる木造二階建の建物があり一見小學校の様な感じがした。

早速講堂に案内せられ此處でも鮎川主務殿の説明があつた。

『此の事業は明治五年東京府の手により初められたものであるが、全十五年に到り當時の府會議員より廢止論が出たので私立となつて居たが、全二十二年に特別市制が布かれた爲東京市營となり、本院を板橋に置き市内の貧困者、孤兒、行旅病人等を收容する事となつた。其の後相次いで井の頭に不良少年感化部を、病者轉地保養地として千葉縣に安房分院を授學兒童教育場として當分院を、各設置せらるゝに至つたのであつて、目下の收容人員は本院が千七百名、當分院が五百名其の他の分院を合して二千四百名と云ふ多數に上つて居る。

而して當分院は昭和二年に十二萬數千圓を投じて改築せられたので、其の建坪は二千三百坪もあり設備等も大體完備してゐるのである。現在の收容者五百名中二百二十五名には幼稚園教育、二百四十五名には小學校教育、残り卅名には實業補習教育を夫れ／＼施して居て、社會實

生活の基礎を造つて居る。其の就業率に至つては需要の方が多い位で、就業後も相當好成绩を收めて居るので大變喜んで居る次第である。費用は年額六十七萬圓乃至七十五萬圓を要するが、それは皇后陛下御下賜金、基本財産の利子、各市町村長より辨償を受ける行旅病人救護費等の収入で幸ひ自給自足出来る事になつてゐる。本院の今日あるを得たのは創設以來院長として此の事業に携はられた濫澤子爵の盡力の賜であるが、全子爵は惜しくも昭和六年十一月十一日に亡くなられた。本日は丁度其の三回忌に相當して居るのである。』との御話しを伺ひ人道上看捨て難き孤兒、行旅病人等救護の事業に當られる人々に對し感謝せざるを得ないと

思つた。

聽て全氏の案内で院内を寮舎、食堂、幼稚園兒遊戯場、教室の順序で參觀させて貰つた。寮舎は各室共二十名宛の雜居になつて居て、疊二十疊敷程の部屋に圓く机が並べられてあり、中央に舍監の机が置いてあつて丁度昔の寺小屋を想像

させられた。寮舎に續く食堂で養食が初まつてゐて、皆行儀良く食卓に向つて食事をして居た。殊に五六才と思はれる幼稚園児が親母に御飯を盛つて貰つて食事をしてゐる様を見た時、何れも父さん母さんと呼ぶ言葉を知らない子供だと思ひ何だか胸が迫つて來た。

次いで幼稚園遊戯場より教室へと案内せらる。教室は各學年別になつてゐて何の室も良く整頓されて居た。其の中でも物理化學室は理想的に出來て居り博物學の標本等も完備し普通小學校に比し何等遜色なき様に思はれた。院内總てが明るく感じられ、隅々まで掃除の行届いて居る事には感心した。

斯くて院児の將來に幸あれと念じつ、正午過ぎ本院を辭し門前にて解散し夫れく空腹を抱へて歸途に就いた。

小菅刑務所、眞哉會見學記

西田 勝 熊

小菅刑務所。嘗てモダン刑務所として、否海外模倣の建築として行刑の眞髓

力一致能率増進にベストを盡して居られる事が主任殿の力強き言葉の内に含まれてゐる。作業種類は主として官司業である。我等一同は果進處遇令實施を目睫の前にひかえ、一層の關心を以て拜聴する。當所は考査制を採用して果進の基本とし、其階級はプロイセン式に、一級を最下級として五級に上り、更に特別級を設け一級一八七名、二級一七七名、三級二八七名、四級一七五名、第五級一三五名特別級九一名、優遇として五級以上の者より撰して之に獨歩を許し其の責任を保持しめ其數六〇名に及んで居る。其内舍房無施の處遇者一六名あり、上級者には房内に額、盆栽、等を許可し五級以上は免業日團體遊戯をなさしめる等其他考査制採用を除く外は果進令に似たる處遇を爲して、一切適切彼等の社會的責任觀念に訴へて行刑の歩を進められて居る所に一同肯かされる。其處に果進處遇の妙味があり又一面難事が横たはる。續いて警務主任殿より衛生狀態の概況に就いての有益なるお話を拜聴し小憩の後、二班

を忘れたかの様な攻撃の矢を放たれ時、我等行刑人は只之を一笑に附し乍ら、明日の行刑として斯く在らねばならぬとの堅い信念の下に、其將來に於ける行刑の全からん事を祈念してゐたのだつた。

時は十一月二十五日。完全なる今日のそして明日の刑務官として究學の志に燃ゆる熱情は、天氣晴朗、いやが上に一同の見學氣分は胸に高鳴る。淺草雷門驛集合一行五十五名(一名欠)は、草加行電車で約二十分、煤煙を避けて郊外へと走る。車窓から高く三角塔が覗かれる。刑務所。そして其の下に連る建物、しばし奇異の感に打たれる。下車敷分構内へ着く。小ペラスを敷詰めた道路には三年生とも思はれる街路樹は葉も半ば落ちて天下の秋の終極を我等に囁いてくれる。右へ折れて刑務所廳舎前に着く、天を摩する見張塔の頂上にある時計九時三十分。

やがて案内されて事務所へ入る。廊下天井總硝子、見學第一頁に印象付けられたのが先づ明るい氣分である。そして廳舎の一角二階の教室に案内された、やが

に別れて見學にうつる。先づ教誨堂を拜して工場へ。機械、鍛冶、印刷、木工とそれく設備の立派なると收容者の忙しさうに立働いてゐるのに感心しながら舍房の見學へとうつる。最初に目を驚かしたのは無施錠の居房。その他の居房も至れり盡せりである。

獨居者の運動場を最後として階下へ降り職員の寢室道場を通り三角塔へ昇る。空より廣き武蔵野之原、道灌の歌を思ひ出し乍ら眼下に大東京を望み天下の秋を満喫して塔に別れを告げる。職員御一同の心からなる山海の珍味を戴き十二分の御接待に感謝しつ、事務所前に整列敬意を表して意義ある有益な見學を終る時に零時四十分。

歸途眞哉會の門を叩く。此處は我等の行刑と不離の間に立つ保會である。一同裏庭へ案内される。やがて會長矢野氏より此會の沿革状況を詳細に亘つて御説明あり、收容人員十八名何れも小菅刑務所釋放者で職業は大工、左官、大部分外部作業である。只靴工のみ所内で懸命に仕

て戒護主任福山看守長殿より當所沿革其他の概況を承る。當所は東京小菅町に在り、その昔徳川家康天下統一するに及び、東北御殿を此地に置き其後三代將軍に至るまで東北一帯の諸國大名の統制に努め以後將軍家の別邸として用ゐられ、其當時叔倉庫として建築せられ此の倉庫こそ小菅刑務所の前身といふ。明治十年西南役當時囚人の激増せし爲此處に收容し、次で十七年監獄として形造り、全二十一年の改築によりて一新し爾來監獄振りを發揮したり。不幸に大正十二年大震災に遭遇し其復舊工事として昭和四年十一月竣工したのが、堂々たる現代行刑建築の粹を集めた、處遇適切の現刑務所である。總工費百四十一萬一千圓。敷地約廿三町歩。收容人員定員千二百名の所、現在人員千百八十名の收容にて満員の状況である。果進處遇を天下の模範として施行する當所なるが故に、其結果として作業に好成绩の現はれてゐることは見逃せない。昭和七年作業収入四十五萬五千圓

本年は七十萬圓の見當と職員一同が協

事中で心良く會釋する。所内の生活は自立自覺をモットーとする事は保護の要諦である。此會も其主義により一日の生活費四〇錢を徴收され、労働力なき者には相當の割合にて會より補給さる。其會より食費負擔が一ヶ月五六名とか。居室は獨居四室、雜居六室、何れも掃除整頓は届いてゐる。事務所の二階は佛間になり此處に收容者を集めて修養講話をなされて精神陶冶に當られて居る。直接保護の外に又忘る可からざるものは間接保護である。此會は隅田川以東を保護區域として現在人員二八〇名に上り之等家庭の相談相手として家庭圓滿一家團樂の爲に献身的の努力が拂はれてゐる事がお話の中に潜んでゐる。更に力説される、それは一時保護の必要である。宛然死線を彷徨して、食を求むるに他に道なく眞に保護の必要あるもの毎日三四人の訪問者があり。それ等に要する經費年六百圓とは驚かされると共に社會生活の深刻さが測られる。會長殿の熱心なる御説明により行刑の有終の美を爲すものは、釋放者保護

であるの感を深うし一同大いに得る所あり御親切なる茶菓の御馳走を受け感謝しつ、收容者の幸福を祈つて退去する。何處からか二時の時報の氣笛が鳴る。

(終り)

### 川越少年刑務所見學記

岡 太郎

桐一葉落ちて天下の秋を知る。其の秋たるや何時しか過ぎて、シトシトと肌寒く散り残りの枯葉に、冷く降り注ぐ初冬の雨は、故山を離れて二ヶ月！漫ろ望郷の念を深からしむるものがあつた。然るに今朝の好天氣！子の父であり、或は一家の主人である我等も皆等しく、學生時代にかへつて、待たれるものは見學である。一點の雲もなく、今日！十二月二日は見學に絶好な日和である。昨日にかわつて晴れ晴れと、堀部安兵衛にはあらねども、足も軽るく高田の馬場驛へ馳せ参じたのは午前八時四十分。

午前九時！我等の爲めに増結せられた電車は、一路川越へ！川越へと走る。武

蔵野原をつききつて。窓外を走る畑！藁屋根！、久々に見る田園の風景は、そゞろ故郷を彷彿させる。クツキリと晴れた大空をバツクに、慈父の如く嚴然と、また慈母の如くにやさしく、眞白い富士の秀峰が、森にかくれたり、現はれたりして我等の電車を追ひかける。右から左へやつと追ひぬいてしばし、川越驛へ着いたのは午前十時十分であつた。

雨上りの泥道をS字になりI字になつて、後から来る自動車を避けながら四五丁、目的の川越少年刑務所の門をくぐる。案内を受けて教誨堂に入る。木造建の質素な構へ、此處で子等は父母の愛を浮べ、佛の道を人の道を求めるかと思ふと、この粗末な建物も却て何か知らぬ奥ゆかしさを覺えしめる。人格者が身なりをかざらぬ其のもの、やうに。

當地の名産とか、盆に盛られた蒸し芋の山、笑ひさゞめいて此山をくづす事暫し。所長殿の御話を承つて構内を見學する。先づ一班二班に分れ、一班は戒護主任殿の御案内で心理考査室に入る。當所

を受けるに及んで深く肯定する所があつた。

鄭重な晝食の饗應を頂いて、運動場に集つて教練を見學する。眞剣な態度！彼等も軍國の少年である。同胞七千萬陛下の赤子である。見よあの熱心さを！其處までに訓練せられた所長殿始め職員方の努力と、高いコンクリートの壁に區劃せられた此の中で、必死に訓練に努める少年等のいぢらしさに涙ぐましさを感じた。少年よ、御身達も出所の後は非常時日本を背負つて立つ國防員の一人とし、是非とも苦痛に堪へ、克己！克己！誘惑にかち、一日も早く出所せよと心に念じつゝ、惜しい名残りを告げて此處を去つた。

未だ充分に伸び上らぬ若木のすく／＼と成長するのを阻害する害虫は、社會の責任が、己れの罪か？害虫を除去するに薬が強力過ぎれば、木其のものまで枯らす恐れがあり、弱力過ぎれば再發の憂ひがあり、少年受刑者處遇の至難さをつく／＼と考へると共に、行刑界の爲め

は入所すると此處で知能を検査し性能を調査して、作業の適性を調べ、之れを參考として作業を賦課される由、簡單らしく見える設備も、科學的に知能性能を調査することを得、従つて處遇の適切を期することが出来るとするならば、今後の行刑に於ては益々この充實が必要となるではなからうかと考へられる。當所の構内は八六〇坪とかであるが、割合に餘裕あるらしく見える建物の間の庭に幕の目の眞新しくたつてゐるのは、吾人をして或氣持よさを覺えしめた。この外來者のこの氣持！、其の家庭が秩序だつてゐるか否かは庭を見れば分るさうであるが、この吾等をして氣持よさを感ぜしめたこの庭の幕の跡は、ものに感じやすい彼等少年の心境にどんなに影響するだらうか？

所長殿のお話の中に、當所の收容者の大部分は適當の保護者のないもので、従つて環境は最も惡しいとの事であつたが然らば彼等には温い家庭も知らず愛の情も知らなかつたであらう。彼等をして人に、殊に前途ある少年受刑者の教化の爲めに盡力される職員に敬意を表しながら、門を出たのは午後一時であつた。

歸途所澤飛行場に立ちよつた。空の日本を守る赤丸のマーク、九一式九二式、戦闘機、偵察機、着陸するもの飛揚するもの數十臺の機體は一朝事あればと、はるかの風雲を望んで時を待つてゐるかのやうに手入れがされてゐる。係員の方に説明を聞き、西に落ちかゝる陽をあびながら廣い場内を横切つていそぐ吾等の頭上にも、尙數臺爆音もいさましく飛行してゐた。

午後四時三十分所澤發。夕暗せまれば果てなき武蔵野も徐々に黒い闇につまされるスイ／＼と窓をかすめる灯に、一日を疲れた吾等は、グツタリとしてウツラ／＼快い睡魔におそはれる。斯くて、すつかりと夜の粧ひをこらした都へ吐き出されたのは五時二十分だつた。

### 東京少年審判所見學記

石井晴行

十二月九日晚秋の寒さを感ずる霧雨の中を吾等練習生一行は午前九時靖國神社境内の大村益次郎銅像下に集合する。わずかの時間の餘裕をみて神前にめがづいた。皇國の爲め身を鴻毛の輕きに委し護國の鬼と化したる幾多勇士の靈の祀られる此の御社……嘗て吾砲兵として現役の頃、炎天の下、膚を撃く雪の朝、野に山に愛馬に鞭打つて砲列を敷いた時互ひに勞り慰め合つた戦友が、過ぎし上海事變にて今は語るに術もなく幽明相隔りてこゝに祀られるかを思へば、身は自ら硬直して感慨無量何か熱いものが胸にこみあげて眼の潤んで來るのを覺えてきた。

非常時日本を護らせたまへ……來る可き一九三五——六年の危機、一旦緩急あらばその時こそ自分も召集され奮戦力闘必ず帝國の軍人として又現職の刑務官吏として恥しからぬ最後を遂げむと固く誓ひ神に祈つて神殿を下る。

聽て定刻來れば銅像下にて人員點呼の後境内を左に出て約五分徒歩にて目的の審判所に着く。氣持のよい感じの二階建築瓦造り、先づ玄關正面の階段を上つて二階會議室に案内される、室の片隅には各少年收容所の少年達が造つたといふ様々の玩具が並べられてある。中々少年の手からと思へぬ程技巧の優れたのもあつて如何に職業訓練の效果的であり今日學校教育に取入れられてゐる手工教育の人格陶冶に又智的練磨に欠ぐべからざるものなるかを痛感される。

それより職員の方に案内されて審判室事務室、審判官室等を見て最後に審判少年の拘禁所を見せられた。是れは別名考査室ともいひ審判少年全部が此の室に收容されるわけではなく特に必要と認めたる者に就てのみ平均八日間位收容して其の間に少年の精神状態や個性犯罪原因其他社會的環境等を調査して然る後に審判するものとすることである。收容少年の衣服は全部一定の腕に一本白線を入れた學生服の官給品で入所と同時に着替へ

させるものとのことであるが其服装は甚だ感じが善い。窓が廣くて室内は明るく上下二段に寝合が設備されて一室二名宛の收容である。室の廣さは四疊半敷二室と三疊敷が八室の合計十室で本日の收容少年は二十名の満員であつた。室の設備から浴場の有様等總べてが審判所であるだけにやはり刑務所とは全然趣きを異にして充分に温か味の溢れてゐることがうかがわれる。

一巡の後再び會議室にかへつて中川審判官殿より當所の沿革並に少年審判所の意義目的に就て詳しい御説明を拜聴した。當所は大正十二年より實施された少年法及矯正院法に基き、犯罪少年若しくは準犯罪少年を保護教養して善良なる少年たらしむることを目的としてゐるものであつて其の保護處分は九種に分つて之を爲してゐるものである。而して昨年度の受理件数は六、八三六人その中不良少女は約一割であるが逐年少女が増加の傾向にあるとのことであつた。然し是れは一般犯罪が人口の増加に正比例するやう

に少女の數も其の率に因るものであらう。

翻て犯罪の原因を深く探究して見ると犯人の先天的素質に因る者は極めて少數であつて、社會の制度及組織の缺陷の爲若しくは家庭交友其他環境の不良に影響されたと認めらるゝものが寧ろ多いとのことである。世の父兄達の子弟教育に一段の關心を拂ふ可き事を痛感する。而して審判所に來る者の中に良家の子弟の相當あることを聞かされたとき近時の新聞を賑はす有閑マダムの問題は其家庭を顧みざる自己享樂の生活が如何に物質的に恵まれたりとはいへ日々伸び行く純眞なるべき其家庭の子供の心に精神的なむしばみが刻まれて行かずには居らないことを考へる。

吾等は只直接携はるべき成年受刑者の教化のみならず彼等をして最も改善の可能性多き少年時代にその歪める心情の芽生を摘んで正しき道に手をとることの如何に重要なかを痛感し、之れが國家的機關として現在の如く二大都市のみなら

ず少年のため將又社會のために一日も速に全国各地に設置せられむことを切望する。

世は非常時なり。非常時日本をして勇敢に突進させ國家百年の安泰におくために只對外的な方面にのみ興奮熱中して現下の國民の多くが獅子身中の虫ともいふべき内的な社會的害惡を除去することを忘却してゐるのではあるまいか、對外的な努力に並行して此の看過すべからざる反社會的分子の矯正に國民全體が目覺めたとときそれはあくまで健全な國家の樹立であり眞の非常時日本の打開策である。

比較的世に認められなかつた行刑や少年保護の仕事が社會的な重要さを悟られることにより吾等の身には尙一層の重責を感ずると共に特に少年保護の問題については家庭も學校も警察も一般社會人もが一致協力して之に當るべきものなることを切實に感ずる。

本日の見學に於ては少年審判所の意義目的と如何に社會的に其設立が必要であ

るかを知り吾等行刑學徒として非常に教へられるところがあつた。

午前十一時半鈴木所長殿はじめ職員の方に御厚意を謝し再び雨の中を大森先生に引卒されて歸路についた。

(完)





### 讀者の頁

#### ○纜を断つて

名古屋 梅村春汀

牢獄、獄屋想像するだに陰慘暗鬱な語句ではないか。じめ／＼とした底知れぬ暗黒の底に呪詛と惨恚が入り亂れて此の世からの地獄繪巻を繰りひろげてゐた應報刑時代の刑罰實相を振り返つて見る時實に慄然たらざるを得ない。然しながら時勢の進運に伴ふ刑罰思想の變遷は斯うした暗黒の底に一點の曙光を點せしめ、其の光りは日に月に強き明るさを増して其の深く長かつた暗黒の幕も刻々と薄れて、其處に爽やかな黎明が訪れてきた。教育刑主義の萌芽がそれであり目的刑の唱導がそれである。然も明るい朝の光は

愈々其の光芒を輝やかして過去の暗雲を一掃し、其處に靈をも肉をも甦らすべく愛と力と熱に充ちた新しい行刑の慈光が燦然と照り輝くに至つた。

昭和八年十月二十五日。其の日こそ私達刑務に職を奉ずる者に執つてまたあまねく罪囚にとつて、また廣く社會に執つて紀念すべく祝福すべき行刑累進處遇令が燦然として曉の東天に現はれた日である。待望！實に久しい待望であつた。近代行刑の眞髓が犯人の教化にあり、教化の徹底は犯人個人の内省自奮自ら醒め自ら起つにあらざれば到底期待し得られざる事が明らかでありながら、從來の行刑方策がやゝもすれば他動的であり注入的であり、犯人個々に對する行刑より寧ろ劃一的型にはまつた行刑に陥つてゐた事は、法規と時代思潮との間に横たはる深い溝の爲であつたとは云へ實に不合理な事であつた。日に月に進み行く時勢の前に二十有餘年前に制定せられた法規に依つて總てを律しようとする事が既に間違つてゐた。行刑が行刑の爲の行刑にあら

ずして社會の爲の行刑であり、人類連帯の責任であり義務である行刑である事が認識されるに至つた現時に於て、過去の古い思潮にとらはれた法規の束縛を受けて晏如たる事は人類愛に對する冒瀆であり行刑の眞使命に不忠實な態度である。

新しい行刑智識に眼醒め新時代に則した行刑技術を體現せんとする實務家にとつて、斯うした不徹底な行刑方策に追隨して行くと云ふ事は、行刑があまりにも社會の進運に疎遠せられて、忘却と無視の彼方へ追ひやられるような氣がして堪へられない不満と焦燥をすら感ぜしめたのである。もつと／＼彈力のある、時代思潮の核心にピンと來るような行刑方策はないものであらうか、近代教育刑の眞使命と價値を社會及罪囚の上に深く認識せしむると共に、又私達實務家が心からの感激と自信を抱いて實施し得られる底の教刑法典は求められないであらうか、斯うした待望と要求の中に今回斷然として多年懸案の累進處遇令が制定公布、實施せられる事になつた。時代の進

歩が産むべくして産んだ當然の事實であるとは云へ、今當局が敢然として斯うした新しい行刑施行令を公布せられるに至つた道程を振り返つて見る時、私達の思つた通り吾が國の行刑思潮と實際的運行が斯うした法令を要求せずには居られない程進歩し科學化しつゝある事を知つて内心悦びに堪へない。

#### ○累進處遇令實施に當り所感を述べ

滋賀彦根刑務支所 黒田巖

吾人等待望久しかりし累進處遇令は、今や將に實施の緒に就きぬ。即ち昭和九年正月元日を以つて、十一章九十一條に亙る本令が、我々行刑の主なる分野に於いて施行すべく相成たるは、眞に我々刑政史上の一大新紀元を造りたりとも謂ふ可く、寔に慶賀に堪えざるなり。本令一度公布さるるや、行刑當事者は勿論、凡そ之れに關心を持つ人、其悉く

注意を蒐む、吾人また當局の英斷を欣ぶと俱に、將來當事者各位の努力に依り、本令所期の目的を達成せしめられむことを禱りて止むことなし。

ただ本令公布の日と實施の日切迫せる爲、果して其期間中完全なる細則の案出せられ、萬端の準備成立するや否やに付き、多少の危懼を感ぜしも、各位の之れに對する不眠不休の努力を識るに及び、大いに意を安ぜり。

茲に吾人は從來の經驗に鑑み、聊左に所感を披瀝せんと欲す。言はずもがな、行刑の思潮は應報威嚇より教化に移り、更に教化は今や自治に及べり。然りと雖彼の教化行刑提唱せられて既に幾多の歳月を閲したる今日、果して刑務官吏の幾パーセント迄克く之れを理解し運用されたるや、吾人無禮を不省敢えて謂ふ、其悉くが然りと爲すを得ずと。何故ならば、形式的にては之れを理解するも、實質的即ち實際に受刑者を處遇するに當りて、今猶既往の應報威嚇の主

義をば、よし採らぬまでも多少肯定されし向の無之かりしか、斯く言ふ吾人自らも新舊兩者の間に介在して痛く苦しみしものなり。

將來の行刑が他治的教化の一步を出でて、當に自治的教化に移らんとするの秋、萬一斯かることありとせば、如何に本令が金箇玉條を以つてせらるると雖、其效果を害ふこと重且大にして、延いては其主旨を破壊する一原因とも爲るべきこと、火を賭るよりも尙明らかなり。實に憂ふべきは法の精神と、之れを用ふる人の心とが相反することたり。

されば吾人等刑務官吏たるもの、相携へて速かに舊套を脱し、本令の主旨を理解し、克く研究して運用の完璧を期し、以て目的の達成に努むべきたりと思考す。如上の所感は吾人の單なる謬見として扱はるれば却而行刑の爲幸甚とするとこそなり。終りに臨み其無禮を謹謝す。 昭八・十二・六夜稿

### ◎累進處遇の實施と 刑務官の覺悟

高知 今井比佐義

今日の受刑者は只命せられるがまゝに働き強ひらるゝがまゝに努めて居るに過ぎない。

自ら求めて働き自ら求めて向上する精神に欠けて居る。だから其命令に遠ざかり強制が無くなれば再び以前の心に歸り元の木阿彌となつて重て犯罪を犯すようになつて来る。従つて何時迄立ちても累犯の殻を脱する事が出来ないのである。正しき社會人とし合法的な道德的な社會生活を營ましめる事は從來のような注入教育のみを以てしては駄目である。自ら開拓し自らの力に依つて沈禮せねば眞に正しき社會人は造られない。換言すれば自治向上の原理を巧みに應用して自由刑の弾力性を充分に發揮せねば行刑が改善としての職能を全ふし、所謂累犯の妨止は期すべきものではない。

斯くした觀念の下に累進制度は生れたものである。此の觀念は一八二二年のオーストリアに擡頭以來キヤツブテンマコノキーの點數制となりクロフトンの半自由的拘禁となり更にモットオスボーンの囚人自治制と迄進化し今日の累進制を築き上げたのである。

こうした歐米文化の美點を採り入れ更に我が國古有の特性を理解し今日の實社會に適合すべく制定せられた吾が累進制は實に堂々十一章九一條より成る新法令であつて行刑刷新の一大權針盤たる事を誇るに足るものである。待望久しかりし此の新制度も愈々明春の第一日から實施せられる事となつたのである。しかし累進制は上述のように時代の要求と久しき待望に依つて生れたものではあるが其の之がもたらす効果の如何は、實に之を支配する吾人刑務官吏の運用如何に依つて決せられるものである。如何程適切な法令が發布せられても之が運用に妥當を欠いだならば金科玉條も三文の價値もなくなるものである。茲に於て新

制度の樹立に伴ひ吾人刑務官吏の責任は加はり覺悟は要求せられる事となつたのである。

就中本令の核心とも云ふべき行狀作業の成績や各人の責任觀念の有無厚薄或は意志の強弱の採點は彼等が日常生活に一番多くの關係を持つて居る吾人刑務官吏の視察に始まらねばならぬし又團體處遇であつて個別處遇であらねばならぬと云ふ相反した二つの原則を調和して教化の職能を發揮せしめんが爲めには相似たる者を集めて一團とし之に適當な分類を施さねばならない。此の分類の前提として必ず個性の審査を行はねばならない。

此の個制の審査こそは實に處遇の門に入るべき第一歩であり且處遇の目標を定める分岐點であるので行刑教化中極めて重要な役割を演ずるものである。若し此の審査が妥當でなかつたならば累進の目的は其處より破綻せねばならぬからである。故に從來の形式的審査をすてて科學に基礎を置く事となつたのであるが而し

ながら其の審査を科學者にのみ委ねて吾人刑務官吏は之を顧ぬと云ふのではない。彼等の内的外的日常生活に一番密接な吾人刑務官吏の視察事項が多分に加味せられる事は勿論の事と考へる。猶ほ累進の準備會に於きましては看守の參與が認められて居るし其の何れの方面から觀察致しても刑務官の責任は極めて重大なものとなつた事を自覺せねばならない。

### ◎累進處遇令公布 に直面して

横濱 本吉紅洋

吾人の朝望久しかりし累進處遇令は遂に公布されるに至つた。吾人は茲に我行刑界の爲めに將國家の爲めに衷心歡喜の聲を放つと共に此の偉大なる業績を完成せられた行刑當局の勞に對し滿腔の謝意を捧ぐるものである。

曩に假出獄審査規程の制定と共に行刑の一新氣軸とも云ふ可き刑務委員會の制

度が是認せられ我行刑界の前途に一大光明を見出し幾何もなくして茲に又行刑精神の中樞を爲す累進制の公布に遭遇して職を刑務に奉ずる吾人は全身の躍動と共に愈々其の職務の神聖にして責任の重大なるに感奮自覺せざるなきを得ない。吾人は嘗て此の日の一日も早からん事を熱望して已まなかつた。從來とても過渡的累進處遇は各刑務所に於て試験的に行はれて居た。そしてその必然的な効果も斯界の輿論の齊しく之を認むる所である。

と斷言して憚らない。而して是が統一的處遇令の發現を待望した事も争はれない事實である。然らば之が一般社會に如何なる反影を齎すか？行刑に對し案外無智な新聞紙が先頃累進處遇令の事に及び行刑に一新氣軸を齎すものと評して居た事實を見ても此の新制度が如何に輿論を刺戟し行刑内容を刷新するの効偉大なるやが期待されて衷心欣快を禁じ得ない。だが讀つて考へるに制度が如何に改正

せられ其の内容が充實しても其の施行の衝に當る刑務官に其の人を得ざれば竟に法も死物に齊しい結果となる。之を活用し其偉大なる價値を事實の上に發現せしめ其の効果を完成を期する事こそ吾人刑務官の双肩に掛る重大なる任務である。徒らに傳統にのみ拘泥することなく新處遇令の根本精神を認識し當局が苦心編成施行された趣旨を最有効的に活用し自己の職務をして有意義ならしむると共に收容者の心からの改悛に努力すべきである。

私は今此の累進處遇令の精神に觸れて聽て遠からず改正さるべき刑法並に行刑法の全貌を洞察し得たる如き靈感に打たれて我が刑事並に行刑の前途に對し益々其の意を強ふると共に行刑成績の劃時代的向上を確信するに至つた。

### ◎行刑累進處遇令の 公布を祝す

高松 眞鍋行宣

多年懸案のわが行刑累進處遇令愈々公

布さる。時昭和八年十月二十五日、期待  
が大きければ大きかつた程その呱呱の聲  
は嗚呼として斯界に波打つた。

それが充分なる胚胎期間とわが行刑界  
の重鎮正木書記官はじめ諸權威の母温に  
よつて育成せられたものだけあつて、そ  
の内容たるや、眞にして健、よく行刑技  
術の妙理を穿ち得たる吾が國独自の心魂  
を具有した世界刑政學界に誇るに足るも  
の、一つだ。

われ等はこれによつて自由刑執行の合  
目的確標を與へられたわけだ。この上は  
立法者の意圖を意識し、よく運用の適正  
に滿腔の努力と熱誠を拂はねばならぬ。  
豈にこれわれ等の使命ならざらんやだ。

抑々吾が國に於ける行刑の潮流を瞥見  
するに、かの歐洲大戰後諸國に蜂起した  
科學熱に刺激されて吾が國でも犯罪研究  
を科學的に關心しはじめるやうになり茲  
に教育刑思想が猛然と擡頭し牧野博士の  
唱導するところとなり、同じ立場に一方  
の雄としてわが正木先生の活躍となつて  
吾が國の行刑は長足の進歩を遂げ、今や

り退化するありて變化することは音々植  
物のみならず凡ての生物を通ずる一大原  
則である。是故に人類の如き神祕なる靈  
的作用に依つて生育するものの微妙なる  
變化は特に顯著なるものにして微賤より  
出でて高貴に進むものあり、高貴より退  
いて下賤に零落するあり、同じく是れ人  
間なりと雖も其階級に千差萬別ある所以  
である。即ち環境に依つて變化すること  
人類程甚だしきはない。是れ人は絶えず  
外物に動かされる心の持主なるが故であ  
る。佛教では之れを稱して人の心は六道  
の辻に立ちて居り、進んでは佛、菩薩、  
天上に至り退いては餓鬼畜生より地獄に  
落つると説いてあるが社會を一瞥すれば  
千差別萬なる人間の存在することを言て  
明かに人類は環境に仍つて左右されるこ  
とを證據立てて居る。是故に更に亦一人  
類は教育的動物也」と云ふ觀察が千古の  
鐵則である。植物に於てもよく肥料を施  
すものは良き花咲けど之を放任する時は  
野生に還元し、或は赤き花が白く咲くの  
例と異ならぬは生物通有の原則なること

法規の固定性と相乗離すること正に千里  
この分では到底刻々進歩してやまない行  
刑思潮と歩調を伍すること能はずと、由  
來當局は訓令及び通牒等を以つて一時的  
に彌縫助成して來つたのであるが、近時  
その不統一と散漫に流れるに鑑み思潮の  
要求に應じて一律すべく生れて來たのが  
先頃公布された司法省令による明九年度  
より實施される運びになつた行刑累進處  
遇令である。蓋しこの省令も廣義の意味  
に於いて將來の行刑自治制に對する前提  
と謂ふべく、蓋し暫定的のものにあらず  
して行刑進化の過程と謂ふべきである。  
なんとすれば現行監獄法を改正するには  
刑法の改正を待たなければならぬ。そ  
の刑法が聞くところに依れば昭和六年十  
月九日より同年十二月十八日に至る間に  
開會したる刑法並監獄法改正調査委員總  
會に於ける決議として、昭和七年一月三  
十日の發表によれば刑法總則だけの未定  
稿に終つてゐるとの事である。これでは  
まだ完結實施までには相當の年月と幾多  
の難關を要するとの考へからと一面に於

を知るに難くない。茲に於て良き環境を  
造り良き社會を建設して薄倖なる人間を  
救ふは社會に劣等なる人間を絶無ならし  
める方策であつて實に人類共同の責任で  
ある。殊に職を刑務官に奉ずる吾人は憐  
れむべき受刑者の爲めに之を遷善改化す  
るに就て最善の努力を盡すことは社會に  
對し國家に對する重大なる責任であるこ  
とを思ふ。「人の性善なり」との聖者の  
説に従へば今日多くの罪囚の本然の性た  
るや善に相違なきも其境遇非にして罪を  
犯すに至れるもので刑法が之に對して判  
決をなさしめ其の科した刑期限内に於て、  
善良なる臣民として社會に送る能はずん  
ば刑務所の職責を果せりと言ふことが出  
來ない。是れ今日の刑務官が偕に眞劍に  
其遷善に就て最善の努力を拂つて居る所以  
である。今回、行刑累進處遇令發布され  
たのも出發點は此にあるであらう。明年  
一月一日を以つて實施を見んとするが  
該法令の實施と共に、更に一層の重任を  
帯べることを覺悟しなくてはならぬ。該  
法は受刑者をして社會生活に適應する目

ては改正監獄法はどうしても自治制を採  
らねばならぬ。その自治制は現今に於い  
てはまだ高尙論として止まつてゐるので  
今の場合累進制を布くのが穩當であり且  
つ階段であると謂ふ見地からこの省令の  
舉に出でたものと思ふのである。

故にわれわれは累進制の向ふに自治制  
のあることを閉却してはならない。こゝ  
に累進制の生命は躍如として光輝燦たる  
ものがある。

最後にわれ等は此の衝に當つて献身的  
な勇氣と努力に終始された當局者の勞を  
多とし深甚の犒ねんぐらひを捧げるとき、いやが  
上にも勇奮の意を強ふせざるを得ない。

### ◎行刑累進處遇令實 施と吾等の責任

網走 後七生

「江南の橙江北に植ゆれば枳殼となる」  
とは古より傳ふる所なるが誠に此言の如  
く、同一の種子なりと雖其の成育する氣  
候風土と栽培の如何に依りて進歩するあ

- 的を以て處遇を改善せんとするもので受  
刑者の利益此上もないことである。其與  
へられた幸福の主なる點を擧げると
- (一) 作業賞與金を自己の用途に使用し  
得ること
  - (二) 自己の爲め作業時間を延長し得る  
こと
  - (三) 個別教誨、ラヂオ、蓄音器を多分  
に聴取し得ること
  - (四) 圖書室にて文書圖書を閲覧し、居  
房に親戚配偶者の寫眞を掲げ得る  
こと
  - (五) 接見、文書發受の自由範圍擴張
  - (六) 健康保持に必要な糧食飲料の給  
與
  - (七) 運動集會の便を圖り普通衣を着用  
せしむること及談話の許可
  - (八) 假釋放の勵行
- 等である。誠に司法當局として一大英斷  
であると共に、之を施行する上に於て最  
善の注意を拂ひ其累進審査の上に最も公  
平を期さねばならぬ。而して本法の適用  
は受刑者をして社會生活に適應せしむる

目的とするのであるから處遇を改善すると共に作業に精勵せしめ作業賞與金を貯蓄することに就ても十分關心しなければならぬ。之に就ては機械文明の作業を授け、活社會に於ける經濟競争に耐へ得る技術を修得せしめ、其技能を發揮せしむる爲めに利益多き優良品の生産を爲さしめるやう新規なる作業を撰擇して授けることが肝要である。然らずんば自己の用途に使用することを得ることなれる作業賞與金が從來よりも減少し或は不能に陥りて空文となるのみならず釋放後の身の振方に窮することありては本法の目的に相反するが故、之が使用を求むるときに十分の監督をなすと共に兼ねて作業賞與金の多く當るやうな高級なる機械文明の科學的作業を選むやう特に入念をしなければならぬと信ずる。更に又社會生活に適應せしめるに就ては長期間刑務所にある受刑者をして職業教育に恵まれざるが故に、放免後の生計策に疎く、是が延いて再犯の虞ともなる事實多きに鑑み、此の個別教誨に於て努めて職業教育を授

け本人の身を立つる方策に就て親切なる相手方となり之を指導することは、實に本法を活用するに最も必要な點であると信ずる。之を要するに本法の適用を一轉機として受刑者の環境を良くし彼等を教化する楔機としなければならぬ。而して其の感染したる惡風より救ひ正道を歩ましめ正知を授け發奮努力して善良なる國民として社會に送るやうに指導しなければならぬ。是れ所謂江北の枳殼をして江南の橙とし、優良なる生産品を新時代の社會に送り不逞の徒をも化して良民とする吾等の責任を遂行し以て國力の増進に貢献する所以である。

◎累進處遇令施行

前に於て

徳島刑務所 中河原喬

昭和九年一月一日より愈々行刑累進處遇令が施行される様になるが其の晩には我々刑務官も亦其れに依つて當然行動を同じうしなければならぬ。此の時に於て

處遇令の眞の意味と自己の特に賛同した點につき私見を述べん。  
我々は幾度かの變遷を受けた行刑に從事しながら悶々裏に其の第三期に處して來たが行刑成績の結果は此所に新なる第四期の行刑に向つて焉進せんとしつゝある。何の爲しかく制度を改めねばならぬか何故斯の如き規定を作つたか、とりもなほさず過去の延長たる現在の制度が机上論のみ走りて眞の行刑とかげ離れて居たからだ。「生計の基準は總ての者に對し人たるに値する生存の保障を目的とする正義の原則に一致せざる可からず」と規定した獨乙憲法の如く、又「怖るゝなかれ！余は汝の惡行に對して復讐せんとするものにあらず、反つて汝を善に導かんとするものなり。予の手や嚴なりと雖も予の心や親切なり」と一六〇五年のアムステルダム刑務所の門頭に掲げた改善刑即ち教育刑の標語のその如く前者を以て現下の行刑に臨み後者の如き愛ある溫順さを以て處遇したならば必ずや眞の教育刑の理想の結果を齎すであらう。

然し吾人よ此所に至りて現代の刑務所なるものを靜觀して見んか！行刑の第一線に立つ役人の不干渉主義者の多きは（看守の一員として此の事を記すは非常に恥辱と思へど事實は然り）實に寒心に堪へぬ。然して不干渉主義者の余熱は悉く一日の糧を得んのみ役人であり、昔日の牢番の域を脱せざる者だ。行刑は人と人との問題であると識者は叫んで居るが現在の域を脱せずんば如何にして眞の行刑人の立場に返送く事が出來よう。又して今日の如き過渡期に於ておやである。故に此の時に於て看守の素質向上を計らんが爲待遇を改善し身分保障が叫ばれねばならぬ。

調和した場合で人間が自己の内心の要求に依つて動き外的強制を受けない自由な創造生活を指して「遊ぶ」即ち「遊戯」なりと見たのである。此の點より累進處遇令第四六號の第二級の受刑者の時間外に時間の自己の爲の勞作或ひは四十八條第一級の受刑者の戒護者無き就業は眞に人間として自己發展に非常なる効果を與へるものとして賞讃に値するものである。過去何十年、何百年の間束縛と併して強制に處ひたげられた囚人にとつては大なる福音であつた。考へて見よ人間として自己表現の創造生活より貴い生活が又とあるだろうか、自由であるべきはずの人生を不自由で暮す囚人にとつて初めて人としての人格と僅かの自由とが認められた譯である。

斯くして彼等は漸次社會生活へと進んで行くのである。



選句所感

新春にあたり諸君の健康を賀し、併せて本年の努力と精進を祈る。

史山君の「山の家に」の句、いかにも雪の山國の姿が現れてゐる。冬も最中となると、山國に降るものは雪ばかりである。古い雪の上に降り積み、降り積みしてゆく。時には一夜の間に數尺も積ることもある。斯うした雪の中の山村、あそこに二三軒、こゝに數軒とかたまり合つた小部落がお互に淋しさうに埋もれてゐるのは、まるで世を濡れてゐるかのやうである。それでも時々郵便も来る。折柄昨夜の雪が降り積んで道さへも分りかねるやうな中を、郵便配達に難儀しながら歩いて行く。白皚々の見るとかに清く冷たい中に黒く動いて行く人の姿、雨の日も風の日も、雪が降つても休みなき勤勞の人の姿である。雪に世を隔絶したやうな山の家と、その家へたまに郵便を運ぶ人、山國でなければ見られぬ冬の情景である。新しい雪を配したところに、いよゝゝその淋しさが深まつてゐる。

清風君の「人足の」句も、やはり冬の淋

毎月募集

刑政俳壇

編輯部選

題當季隨意  
締切毎月十五日限  
用紙官私製葉書

天	山の家	飯田史山生
地	人足の焚火にまるき姿かな	神戸清風
秀逸	大根を括りて干せし冬木かな	宮崎梅月
逸	濱の家の淡き灯影や千鳥鳴く	群山豊岳
佳作	百舌啼くや霧の晴間の山畑	熊本愛湖
一作	冬ざれの野道や馬車のことゝと	室蘭耕山
佳作	一山に風の音渡る冬木立	新潟晚霞
佳作	冬ざれの野に啼く鴉一羽かな	青森初溪

しい姿である。此の句は焚火の場所が何處だか分らないが、それは一向差支へない、と云ふのは、焚火そのものよりも、その火にあたる人の姿に中心が置かれてゐるのだからである。とにかく人足達の焚火であるから戸外であることは想像に難くない。道路工事とか橋梁工事とか云ふもの、人足で朝早く出かけて来て、仕事にとりかゝる前の休息にする焚火であらう。火を焚いて暖をとるのに、皆な火を抱くやうな格好に背を圓くしあつてゐるさまに、朝の寒さが言葉外に思はれるのである。そして、そこが此の句のおもしろいところである。焚火の場所が句の目的外だから出す必要はないのである。人足の有様を素直に寫生してゐるので、平凡のやうではあるが、活きてゐる。これが焚火に集つてゐるとか、焚火を圍んでゐるとか叙述したのでは少しもおもしろくない。こゝが眞の相を現すために寫生の大切な點である。

梅月君の「大根を」の句も何等奇のなき淡々たる味のものであるが、そこに反つて好感が持てるのは、ちら淋しい情景にふさはしいからである。これも田舎によく見る

集鴨晴月	大曲華白	大曲吞洋	三重宗緑	山形一秋村	福岡紫陽	福岡守峰	福岡琴松	旭川小椋	青森法外	大曲秋淵	名寄多志	川越よ加	府中玉し	長崎あつ	金泉清	千葉泰
集鴨	大曲	大曲	三重	山形	福岡	福岡	福岡	旭川	青森	大曲	名寄	川越	府中	長崎	金泉	千葉
晴月	華白	吞洋	宗緑	一秋	紫陽	守峰	琴松	小椋	法外	秋淵	多志	よ加	玉し	あつ	清	泰
月	白	洋	緑	村	陽	峰	松	城	外	淵	志	加	し	つ	藤	山

光景だ。すでに葉の散りつくし、瘦せ細った  
姿に立ってゐる木へ、繩で連ねた大根を括  
りつけて干してある姿は、何でもないもの  
のやうで心を惹くところがある。あらはな  
るもの相寄つてもたらす寂しきであらう。  
肌寒さうな白い大根は、瘦せて細り立つ木の  
寂しさをいよいよ深くして見せるのであ  
る。

澤山の投句の中には、次のやうな句があ  
つた。

元日や晴れて雀の物語り  
枯枝に鳥止まりけり秋の暮  
元且や一系の天子富士の山  
大に驚かざるを得ないではないか。これ  
らはあまりにも有名な句ばかりである。暗  
合とは云ひ難い。「枯枝に」の句中七は「鳥  
の止まりけり」でなければならぬ。また「元  
日や一系の天子不二の山」が正しい。脱字  
を招へたりまたは元日を元且にしたり、字  
を換へたりして、それで自作と思つてゐる  
のでもあるまい。原句と違つたこんな誤り  
を書くのはそれだけでも古人を冒瀆するも  
のである。況してこれを投句するなど沙汰  
の限りである。

診察を待つ間火鉢に本を讀む  
舟つなぐ柳は遠し冬の川  
掛乞に短き日脚踏ちにけり  
出征の子の陰膳や三ヶ日  
陽を浴びて冬田をあさる鴉かな  
初日かけ垂水のうつる小窓かな  
背を圓く急ぐ女や冬の月  
雪晴の戸を繰る縁や冬椿  
初空や高啼く聲は鶴なりし  
大風の過ぎし日和や渡り鳥  
薬水から鶏の聲高し初御空  
工事場の音絶えてあり三ヶ日  
大雪や池に繞みし庭の松  
夜の庭に餅搗く家の灯かな  
荷積馬のうなだれ行くや冬の雨  
この濱の松より明けぬ初御空  
裸木の浮立つ影や火事明り  
暮れてから庭はく音や雪もよひ  
此處なりと思ひて掘りし松露かな  
倒れ稻起せば蝗飛びまどふ  
足跡にころぶ松露や雨あかり

小菅 瞳 帆  
前橋 ひさ  
甲府 夕雨  
光州 水骨  
飯田 中洲  
松木 長田  
名古屋 春汀  
大曲 大船 大鷗  
大曲 縁路 大鷗  
大曲 雲峰 大鷗  
晋州 あら 大鷗  
栃木 栃村 大鷗  
瑞興 錦江 大鷗  
安東 奇奉 大鷗  
千葉 夜王 大鷗  
川越 佳星 大鷗  
大曲 刀羅 大鷗  
福岡 願山 大鷗  
福岡 虎溪 大鷗  
福岡 渡月 大鷗



### 海外異聞録

#### ◇誘拐犯人を強奪 リンチ

最近アメリカ國內に誘拐事  
件が頻發し、さすがのメリ  
カ人も極度に恐怖の念を抱い  
てゐる折柄、サンフランシス  
コより五十マイルのサンノゼ  
市の百貨店で、百萬長者アレ  
クス、ハート氏の長男ブルツ  
ク・ハート(二二)を誘拐虐殺  
し身代金四萬ドルを要求した  
事件があり、全国的にセンセ  
ーションを起したが、犯人と  
してジョーン・ホームズ、ト  
マス・サーモンドの兩名を捕  
縛投獄中のところ、十数日後  
ハートの死體が桑港灣より發  
見されたので、民衆はいよ  
ゝゝ兩人の卑劣残忍な犯行を  
確認していきり立ちモツ化

した群集一萬餘集まり、サン  
タクララ郡監獄に押寄せ、收  
監中の犯人兩名を強奪し、將  
來のみせしめのためとて遂に  
市内を引廻しの上兩名を樹上  
に吊して縊り殺しにするリン  
チ(私刑)の舉に出で、群集は  
これをとるかこんで口々に罵  
り凄惨な情景を呈した。加洲  
で白人が白人をリンチしたの  
は今度がはじめてのことと、  
全國民の注目するところとな  
つた。

#### ◇泥棒よ返してくれの 廣告

かつて日本を訪問した英國  
海軍大將故フィツシャー提督  
の令息フィツシャー卿のノ  
ブオークの邸宅に一夜泥棒が

忍び入り、故提督が明治天皇  
から賜はつた旭日大綬章と東  
郷元帥から贈られた銀の鷹、  
その他八百ポンドの貴重品を  
盗まれた。フィツシャー卿は  
旭日大綬章と東郷さんの鷹を  
特に残念がり、新聞に「泥棒  
よ、金目にかへられぬ大切な  
ものだ、心あらばどんな要求  
でも聞くからかへしてくれ」  
と廣告を出したと。

#### ◇祝砲に罰金

米國ルイジアナ州ニュー・  
オルレアンスの話——フラン  
ク・オートレイン君の部屋か  
ら突如銃聲が轟いた。つゞけ  
ざまに六發。警官が息せき切  
つて駆けつけて見ると、彼は  
しやあゝとして「男の子が  
生れたんでその祝砲です」と  
の返事、彼の家では代々赤ん  
坊が生れるとピストルを放つ  
習慣になつてゐるのだとのこ  
と。しかし人騒がせの廉によ  
り早速罰金五弗を仰付かつ  
た。

#### ◇お尻を叩くな

同州エヴァンスヴィルに住  
むアンドリュウ・ボーエル氏の  
娘のメアリー(二二)さんは、  
裁判所へかけ込んで「お父さ  
んが私のお尻をぶちました。  
父と雖も暴行罪でとつちめて  
下さい」と訴へ出た。調べて  
みるとお父さんが豌豆を煮る  
やうにメアリーさんに言ひつ  
けたのに、彼女が斷つたのが  
元で、お尻をビシリとやつた  
もの、エイチエル判事苦笑し  
て「かゝる場合父親が娘の尻  
を打つことは何等の暴行罪を  
構成せず」といふ判決を下  
した。

#### ◇珍妙な罰金

「街の名、通りの名、その他  
地名の綴りを間違へた者には  
誰でも片つ端から罰金を科す  
る」といふ珍令が近くポルト  
ガルで制定されることになつ  
た。これは最近ポルトガル政  
府と同じくポルトガル語を話

すブラジルの政府との間にポルトガル語の標準化を圖るために取り決められた協定の一つである。既にリスボンの市會では今後一切の公文書に於ける記名にこの規則を適用すると發表してゐる。

◇噓は有罪か

過般波蘭の事實上の獨裁官である陸相ピルスズキー元帥の誕生祝賀會がはななくしく首都ワルソーで催された。嚴肅な空気が會場に満ちてゐる時、出席の某豫備少佐がうっかり噓をしてしまつた。さア、これが大問題、元帥に對し失禮千萬だといふ理由で、少佐はサーク地方裁判所に召喚され、二十圓の罰金を言ひ渡された。だが、當の少佐は勿論友人達もその判決に不服を唱へ、大審院に上告した結果、噓は當然たる偶發的事故

なりと、結局無罪放免。

◇終身懲役のワン公

人權尊重の點に於いて世界一の米國のことだけあつて、犬にも犬權？を尊重するものか、ニュージャーシー洲ホワイトレーキ市アンダーソン氏の飼犬レツキ君が、一婦人を噛んで公判に付された。しかもそれが人間並で、型の如く十二名の陪審官がづらりと居並び、被告たるワン公も辯護士がつき論争の結果、とどのつまりワン公は終身懲役を宣告された。尤もこれは監獄につなぐのではなく、飼主の裏に金網を張つて、その中で一生を暮すのだとは、ナンと名判決ではないか。

◇結婚すれば四千弗

フアツシヨ伊太利のムツソリーニ首相は、ドイツのヒツトラーに劣らず、今度新に結

婚奨勵法を發布實施したが、この新法律によつて結婚した者は、いづれも四千弗の銀行小切手と、生命保險證を授與されるもので、同時にその封筒の中にはム首相の寫眞を一葉封入してあるのだとは、飽くまでムツソリーニ式。そこで實施當日には全國を通じて四千四百組の結婚式があつたとのこと。尙ほ此の新法律は主として結婚費用に悩む勞働者階級を目的としたものとの事である。

◇虫のよすぎる細君復興法

流石は女尊國のアメリカ、二六時中家庭に閉ぢこもつてオシメの洗濯ばかりしてゐては、到底米國の健全なる復興は生れずとあつて、テキサス州ネダーランドの一細君は奮然起つて、ルーズヴェルト大

統領の許に次の様な「細君復興法典」を提出した。  
一、夫たる者は少くとも一週に一度は妻を夕食に連れて出るべし  
一、夫又はその他の男子家族は夕食のテーブルにおいて酒を禁ずべし  
一、妻は少くとも一週に二度映畫を観る權利を賦與さるべし  
一、夫は家庭にあつて少くとも妻と同じだけ子供の世話を見るべし  
一、一家の總支出中の一割を妻の着物、化粧品等の私用に充てる權限を賦與さるべし  
一、病人その他の事故のない限り妻は少くとも一週に二日だけ朝寢坊することを許さるべし  
一、妻は毎日の掃除に手傳ひを使用する權限を賦與さるべし  
以上の通りである。

法學協會雜誌

第五十二卷 第一號  
一月一日發行

論說

德川時代の民事裁判實錄……………東京帝國大學教授 中田 薫  
契約不履行と不法行爲との關係……………法學士 川島武宜  
信託の定義……………法學士 川合 博

資料

ポーランド強制執行法概説……………東京帝國大學教授 菊井維大  
「法學提要希臘語義解」第二卷邦譯……………東京帝國大學助教授 原田慶吉

紹介

孫田秀春著、民法總則(上)(末廣嚴太郎)公法判例大系(杉村章三郎)……………美濃部達吉著

判例研究

民事法判例研究録(昭和六年度)(昭和七年度)

雜報

法理研究會記事  
東京帝大 法學協會發行

法學志林

第三十五卷 第十二號  
昭和八年十二月一日發行

全法律と信義誠實の原則……………牧野英一  
□債權に於ける所有權的關係……………瀧川政次郎

上代ト定相續考……………木村龜二  
刑法における國家の理念……………齋藤常三郎

□ドイツの危機刑法學

獨逸和議法改正草案に就て……………宮下嘉三郎  
法史瑣談……………

新刊批評及思潮概觀

□アメリカ法律思想概觀(武藤文雄) □新刊紹介  
判例 民事十二件 刑事十六件  
第三十五卷下總目錄

東京 法政大學發行

# 柴田義彦責任編輯 雜誌「勞働立法」

創刊號

發刊の辭	柴田義彦	兒童虐待防止法と親權	北岡壽逸	獨逸留學中に於ける獨逸勞働法諸大家の思ひ出	森山武市郎
雜誌「勞働立法」の發刊に際して	鈴木喜三郎	裁判手續の簡易化並合理化	藤野 惠	東京控訴院	
元司法大臣	鈴木喜三郎	洋廳高等法院	谷井辰藏	「商店法論」を讀む	柴田義彦
前内務大臣	鈴木喜三郎	東京地方裁判所	柳川昌勝	勞働立法研究	柴田義彦
法學博士	鈴木喜三郎	東京地方裁判所	金澤 潔	百大家の回答(其の一)	
訴訟上の救助と各種調停制度	嘉道	東京地方裁判所	柳川昌勝	勞働立法研究所「勞働協約法」草案	勞働法新判例集
前司法大臣	嘉道	東京地方裁判所	金澤 潔	勞働立法研究所日誌	勞働立法研究所談話會記事
法律と社會の實情	小山松吉	東京地方裁判所	金澤 潔	長篇小説	柴田義彦
勞働立法と社會の認識	丹羽七郎	東京地方裁判所	金澤 潔	ゼネヴァ鮎澤巖氏よりの書簡	柴田義彦
訴訟上の救助に就て	丹羽七郎	東京地方裁判所	金澤 潔	アルペール・トリーの	柴田義彦
大審院部長	丹羽七郎	東京地方裁判所	金澤 潔	思ひ出	
弱者保護法律と法律の副作用	孤淵清雄	東京地方裁判所	金澤 潔	編輯後記	
札幌控訴院長	孤淵清雄	東京地方裁判所	金澤 潔	歐文欄	
前司法省民事局長	孤淵清雄	東京地方裁判所	金澤 潔	一、佛文論說	
前大藏省主税局長	青木得三	東京地方裁判所	金澤 潔	經濟學博士	ジャン・シヤバス
米國のN.R.Aと勞働立法	前田多門	東京地方裁判所	金澤 潔	二、獨文論說	
前セネヴァ國際勞働政府代表	前田多門	東京地方裁判所	金澤 潔	東京地方裁判所	中村 武
訴訟上の救助制度	梶田 年	東京地方裁判所	金澤 潔	三、英文論說	
大審院判事	梶田 年	東京地方裁判所	金澤 潔	勞働立法研究	柴田義彦
社會保險立法上の一私見	清水 玄	東京地方裁判所	金澤 潔		
社會局規畫長	清水 玄	東京地方裁判所	金澤 潔		
我が國勞働立法に關する一考察	木村清司	東京地方裁判所	金澤 潔		
年三回定期發行純勞働法・社會政策雜誌		東京地方裁判所	金澤 潔		
新刊發賣 定價金壹圓參拾錢 郵稅六錢		東京地方裁判所	金澤 潔		

## 發行所 勞働立法研究所

### 編輯餘録

最近グラーツの法醫學教授フリッツ・ロイター氏から「裁判醫學」の贈呈を受けた。教授のこの近業は實に六百餘頁の大冊。特に、ドイツ・オーストリアの立法及び一九二七年の兩國刑法草案を參考として説述された刑事政策的、醫學的教科書である。

□ 醫者はそれによつて刑法上の問題を理解することが出来るし、われわれ刑事學徒はそれによつて醫學の何たるかを知ることが出来る。殊に、法醫學を討究せんとする者にとり最も重要である醫師の權利といふ點に付ては教授は之を刑法上、民法上社會法上及び公法上の諸點より細々と解説されたのである。

□ 醫者の手術は何故に違法を阻却するか。之に對して教授は之に對する三つの學說即ち職業權說慣習權說及び治療目的說を比較して治療目的の最も高次なることを示される。それによれば、われわれは從來の如く同意の有無に拘らず安じてかのハンガーストライキに對抗し得ることになるのである。

□ 教授は從來の責任能力は自由意志を條件とするといふ觀念を以てその哲學的觀念であつて不定なる社會觀に基くとされるのである。從來の責任觀念が抽象的であつて實際の結果と違ふことは教授の如き自然科學者からは當然叫ばねばならぬところであるが、少くともその叫びをこの著書に於て見出すことが出来る。

□ 斷種の問題に付ては教授は慣習犯人の如く國家有害の者に對しては種を斷絶する上から之を是認すべきであるとされるが、之は方法の問題にかかり少くとも今日のわが國に於てはわたくしの賛成し得るところでない。

□ とにかく、ロイター教授の近業はひとり法醫學のみならずわれわれ刑事學徒に示教するところ少からざることを認めねばならぬ。

□ 本號は牧野博士と木村教授とによつてかざり得たが、更に次號は累進處遇令を記念して特別號を發刊し、鹽野局長、牧野博士、木村、青木兩教授吉益正木兩學士の諸論を紹介することになった。

昭和八年十二月十九日夜  
あき羅

定價	一冊(稅共) 金二十五錢
定價	六冊(稅共) 金一圓五十錢
定價	十二冊(稅共) 金一圓三十錢
廣告料	一頁 金五圓
廣告料	二頁 金四圓
廣告料	三頁 金三圓
廣告料	四頁 金三圓
廣告料	五頁 金三圓
廣告料	六頁 金三圓
廣告料	七頁 金三圓
廣告料	八頁 金三圓
廣告料	九頁 金三圓
廣告料	十頁 金三圓
廣告料	十一頁 金三圓
廣告料	十二頁 金三圓

御註文は總て前金のこと  
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし  
御座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和八年十二月二十八日印刷納本  
昭和九年一月一日發行

東京市麴町區西日比谷町一番地  
編輯兼 伊藤 忠次郎  
發行所 伊藤 忠次郎

東京市葛飾區小菅町一二八四番地  
印刷所 竹田 益平

東京市葛飾區小菅町一二八四番地  
印刷所 刑務協會印刷部

東京市麴町區西日比谷町一番地  
發行所 刑務協會

電話銀座 二三四四・三八二五番  
振替口座 東京 二五〇五九番

47<sup>e</sup> Année N<sup>o</sup> 1

Janvier 1934

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Makino, E. — L'idée morale, sociale et nationale de l'exécution  
de la peine.

Kimura, K. — La religion, la science et l'Etat dans l'exécution  
de la peine privative de liberté.

Mouvement des idées à l'étranger:

J. L. McCartney, The receiving routine at Elmira.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice